

供託制度に関する外国法制等の
調査研究業務報告書

平成27年3月

一般財団法人 比較法研究センター

はじめに

我が国の供託制度は、明治 23 年の旧民法の制定にあわせて制定された供託規則（明治 23 年勅令第 145 号。以下「旧規則」という。）が明治 24 年 1 月 1 日に施行されてから、創設後約 120 年を経過した。旧規則を引き継いだ供託法（明治 32 年法律第 15 号）は、その制定以来、基本的な部分がほとんど改正されておらず、その後の供託制度を取り巻く情勢の変化に伴い、様々な面から現代化の必要性に迫られている。

特に、金銭、有価証券又は振替国債以外の物品を供託物とする供託（以下「物品供託」という）については、法務大臣が当該物品を保管すべき倉庫業者又は銀行を指定し、これらの者が供託所として供託物たる物品を保管するものとされている（供託法 5 条 1 項）ものの、法務大臣の指定する倉庫業者又は銀行は、その営業の部類に属する物でその保管をすることができる数量に限って保管の義務を負うとされている（供託法 5 条 2 項）こともあり、物品供託制度の利用は低調な実情にある。

また、国の保管金は原則として無利息とされている（保管金規則（明治 23 年法律第 1 号）2 条）ところ、国の保管金の一種である供託金には利息を付すことを要するとされている（供託法 3 条）が、これは、供託制度の創設当初において、広く国民一般に供託制度を利用しやすくし、供託制度の実をあげようとする政策的配慮によるものと考えられている。このため、供託制度が広く利用されるようになった今日において、供託金に利息を付すことの必要性については議論のあるところである。

このような状況において、供託制度の在り方については、諸外国における制度や運用実態も踏まえて検討を行うことが有用であるとの認識に立ち、本調査研究では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及び韓国における供託制度やその運用状況及び指摘されている問題点等の情報を、国内外の文献及びウェブサイトから収集・整理し、特に物品供託及び供託金利息の取扱いを中心として、取りまとめた。我が国の供託法の現代化を検討するための基礎資料となれば幸いである。

平成 27 年 3 月

一般財団法人 比較法研究センター

研究実施体制

【五十音順】

カライスコス・アントニオス 関西大学法学部 准教授（フランス担当）

川元 主税 名城大学法学部 准教授（イギリス担当）

徐 熙錫 釜山大学法学専門大学院 副教授（韓国担当）

寺川 永 関西大学法学部 教授（ドイツ担当）

古谷 貴之 京都産業大学法学部 助教（アメリカ担当）

菊本千秋 一般財団法人比較法研究センター 研究員

木下孝彦 一般財団法人比較法研究センター 主幹研究員

不藤真麻 一般財団法人比較法研究センター 調査研究員

目 次

はじめに

研究実施体制

第 1 部 アメリカ（古谷貴之）	1
I. アメリカにおける供託制度について	1
1. 沿革・歴史	1
2. 制度の概要	2
II. 物品供託	4
1. 根拠規定	4
2. 要件	4
3. 裁判例	5
4. 保管料	5
III. 供託金運用の実務——裁判所における取扱い	6
1. 供託金の運用	6
2. 外部金融機関への預託	6
3. 財務省への預託	8
4. 供託金利息をめぐる議論	8
IV. 供託金の払戻し	9
1. 名簿上の所有者に対する払戻し	9
2. 請求者が承継人の場合	9
3. 請求者の代理人が申請を行う場合	10
4. 申請書の受理と裁判官への書類送付	10
参考資料 1 関連法令	11
第 2 部 イギリス（川元主税）	17
I. 供託所	17
II. 供託原因	18
1. 訴訟費用の担保供託	19
2. 執行供託	21
3. 弁済供託	24
III. 物品供託	31
IV. 金銭供託	34
参考資料 1 2011 年裁判所基金規則（全）	38
参考資料 2 1998 年民事訴訟規則（抄）	47

第3部 ドイツ（寺川 永）	51
I. はじめに	51
II. 供託制度をめぐる近時の動向	53
III. ドイツにおける物品供託の現状	56
IV. 供託金利息の現状	59
参考資料1 関連条文（試訳）	62
参考資料2 バイエルン州供託申立用紙（金銭供託の場合）	66
参考資料3 バイエルン州供託申立用紙（価値供託の場合）	68
参考資料4 ベルリン州供託申立用紙（金銭供託の場合）	70
参考資料5 ベルリン州供託申立用紙（価値供託の場合）	73
参考資料6 ベルリン州払渡申立用紙	76
参考資料7 ヘッセン州供託申立用紙（金銭供託の場合）	78
参考資料8 ヘッセン州供託申立用紙（価値供託の場合）	80
参考資料9 ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託申立用紙（金銭供託の場合）	82
参考資料10 ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託申立用紙（価値供託の場合）	85
第4部 フランス（カライスコス・アントニオス）	89
I. はじめに	89
II. フランスにおける供託制度の概要	90
1. 沿革	90
2. 機関	91
3. 供託の種類	93
III. 供託の手續と効果	94
1. 手續	94
2. 効果	97
IV. 係争物寄託	97
1. 合意による係争物寄託	98
2. 裁判所によって命じられる係争物寄託	99
V. 供託金利息	99
1. 総論	99
2. 特別の場合における利息	101
参考資料1 主要な関連条文の和訳	104
参考資料2 預金供託公庫に供託をする際の申請書	107

第5部 韓国（徐 熙錫）	109
I. 概要	109
1. 供託制度の沿革	109
2. 現行供託制度の特徴	112
II. 物品供託	116
1. 物品供託の対象	116
2. 物品供託の手続	116
3. 物品供託の還付・取戻しの手続	118
4. 保管料	119
5. 自助売却など	120
6. 供託物品の売却・廃棄	120
7. 物品供託の現況	121
III. 供託金利息	121
1. 序	121
2. 供託金利息の決定	122
3. 供託金利息の保管及び帰属	124
4. 供託金利息の支払い（請求）	126
5. 供託有価証券の利票の支払請求	126
6. 供託金利息の必要性や廃止に関する議論	126
参考資料 1 供託法（試訳）	128
参考資料 2 供託規則（試訳）	131
参考資料 3 供託金の利息に関する規則（試訳）	142

アメリカにおける供託制度

— 物品供託と供託金利息を中心に —

古谷貴之（京都産業大学法学部助教）

- I. アメリカにおける供託制度について
 - II. 物品供託
 - III. 供託金運用の実務——裁判所における取扱い
 - IV. 供託金の払戻し
- 参考資料 1 関連法令

I. アメリカにおける供託制度について

以下では、アメリカにおける供託制度について、典型である弁済供託を例に、その概要（沿革、機関、種類及び手続等）、運用の実態について述べたい¹。

1. 沿革・歴史

供託は、弁済者が弁済の目的物を債権者のために供託所に寄託して債務を免れる制度である。我が国においては、民法典に受領拒絶、受領不能及び債権者不確知を供託原因とする規定が置かれている（民法 494 条）。さらに、供託手続について供託法（明治 32 年 2 月 8 日法律第 15 号）がこれを具体化する手続を定めている。

ところで、アメリカにおいても、債務者が債権者に対して金銭債務の弁済を提供したにもかかわらず債権者がこれを不当に受領しない場合や、債権者であると主張する者が 2 人以上いるために債務者が誰に弁済すればよいか明らかでない場合に、裁判所への供託が行われる。前者は、債務者が債権者に対して弁済の提供をしたが、債権者がその受領を不当に拒絶し、その後、債権者が債務者に対して金銭債務の支払請求訴訟を提起した場合に債務者が**訴答手続**（プリーディング；pleading）で弁済提供の抗弁を有効に主張するために供託したことを主張・立証する場合である。この弁済提供の抗弁が認められた場合、債務者は弁済提供後の利息の支払いをする必要がなくなり、訴訟費用は債権者の負担となる。後者は債権者と主張する者が 2 人以上いるために債務者が誰に弁済すればよいか明らかでない場合に、債務者が目的物を裁判所に供託することで免責される制度であり、**インタープリーダー**（interpleader）と呼ばれる。供託の目的物は金銭（money）及び物品（goods）

¹ 本報告書の作成にあたっては、William Cleary 教授（広島修道大学法学部）に多くの資料をご提供いただいた。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

であるが、アメリカでは主に金銭供託が中心となる。

2. 制度の概要

(1) プリーディング及びインタープリダー

(i) 訴答手続（プリーディング）

債務者による金銭債務の弁済提供²によっても債務は消滅しないのが原則である³。しかし、弁済供託によって弁済が行われたのと同様の効果が生じ、担保は消滅し、利息はその日から発生しなくなる。債権者から金銭債務の支払請求訴訟が提起された場合、債務者はその金銭を裁判所に供託しなければ有効に弁済提供の抗弁を主張することができない。すなわち、債務者が金銭債務の弁済の提供をしたものの債権者がその受領を拒絶する場合には、債務者はその後には弁済の提供を維持し、債権者が金銭支払請求訴訟を提起してきたときには債務者は裁判所にその金銭を供託し、プリーディングにおいて弁済提供の抗弁をする。これが認められると、債務者は、弁済が提供されたのと同様の効果を楽しむことができる。

コモン・ロー上の訴訟の場合、訴訟前にされた金銭債務の弁済提供の効果を維持するためには、弁済提供者は提供額と同額の金銭を裁判所に供託しなければならない。裁判所に供託された金銭は、裁判所の書記官（Clerk）に引き渡される。供託が行われた場合、弁済の提供を受けた者は、裁判所に供託されている金銭の交付をいつでも求めることができる。

(ii) インタープリダー

インタープリダーは、訴訟物を保持している者が当該訴訟物（金銭又は物品）について複数の者から支払い又は引渡請求を受けた場合に、これらの対立している複数の請求を1つの訴訟で解決するためにとられる訴訟手続のことである。紛争例としてよく挙げられるのは、保険契約である。例えば、ある者が生命保険契約で死亡し、又は契約を解約した場合に、保険会社が誰に対して保険金を支払えばよいか明らかでないことがある。このとき、保険会社がインタープリダーの訴えを提起し、目的物（例えば、死亡保険金や

² 金銭債務の弁済の提供とは、債権者に対して一定額の債務を負担していると考えられる者がそれを履行するために、条件なしに金銭を提供することである。利息を生ずる債務の場合には、弁済の提供の日までの利息を含んでいなければならない。弁済の提供は、弁済者による現実的な提供でなければならず、弁済の準備があるとの主張や弁済の意思があるとの主張だけでは十分ではない。また、弁済の提供は、債務者、その代理人又は債務者のために弁済権限を与えられた者によってすることができるが、一般的には、単なる第三者による弁済の提供は無効である。また、債権者あるいは債権者のために受領する権限を有している者以外になされた弁済の提供は有効ではない。金銭債務の弁済の提供を受けた者は、それを受領するか拒絶しなければならない。したがって、債務者が債権者に対して金銭債務の全額を送付した場合には、債権者はそれを弁済として受領するか、返還する義務があり、返還することを拒絶した場合には、弁済として受領することを選択したものと扱われる。債権者が金銭債務の弁済を無条件で受領した場合には、債務は消滅する。

³ ただし、カリフォルニア州の民法典のように、銀行等への供託により金銭債務が消滅する旨が規定されているものもある（1500条）。

解約返戻金など)を裁判所へ供託すると、利害関係人は訴訟から解放され、複数の債権者のいずれが当該目的物について正当な権利を有するのかの判断が行われることになる⁴。インタープリーダーの目的は、同一の紛争についての複数の訴訟の防止、及び債務者の二重の責任の回避にあるといわれる。

インタープリーダーには、二種類のものがある。すなわち、連邦制定法上のインタープリーダー（以下「制定法上のインタープリーダー」という）と、連邦民事訴訟規則上のインタープリーダー（以下「規則上のインタープリーダー」という）である。この2つは基本的には同じ機能と内容を持ち、同一の手続のもとで進められるが、制定法上のインタープリーダーについては裁判管轄権及び送達について特別の規定がある（裁判管轄権について 28 U. S. C. A. § 1335、送達について 28 U. S. C. A. § 2361）。

（２） インタープリーダーの要件

債務者がいかなる場合にインタープリーダーを行使することができるかについて、その主な基準は、特定の訴訟物について互いに対立する複数の請求者を1つの訴訟手続で争わせて訴訟物保持者（債務者）を免責することが適切であるか否か、換言すれば、訴訟物保持者（債務者＝インタープリーダーの原告）が法律上複数の訴訟提起を受ける危険性があるか否かということである。判例では、「複数の訴訟提起を受ける可能性」という点が強調される。

インタープリーダーにおける目的物は、「金銭」又は「物品」であり、例えば、約束手形、保証書、証明書や保険証券その他の証書なども含まれる。目的物の性質によってはインタープリーダーの提起が適切ではない場合もある（物品供託の事例につき、後記 II の裁判例も参照）。

インタープリーダーの要件として、2人以上の請求者が相互に対立していることが必要である。インタープリーダーは、訴訟物保持者が原告として訴えを提起する場合以外にも、反訴又は交差請求（cross claim）によって提起することができる（連邦民訴規則 22 条 1 項）。裁判所は、原告の訴えがクリーン・ハンズの原則に反する場合など、インタープリーダーが不適切な場合にはその申立てを却下する。

（３） 訴訟手続

制定法上のインタープリーダーと規則上のインタープリーダーとの間で要件を異にする場合がある。1つは訴額に関する要件で、もう1つは裁判管轄に関する要件である。特に、裁判管轄の問題は、制定法上のインタープリーダーの最も重要な問題として議論されている。

⁴ 生命保険契約をめぐるインタープリーダーの実例として、http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/litigation_committees/pretrial/forms/05-petition-for-interpleader_authcheckdam.pdf [最終アクセス：2015年3月11日] 等がある。

制定法上のインタープリターにおける連邦裁判所の裁判管轄権の基礎は、請求者間の州籍相違にある（28 U.S.C. § 1335）。つまり 2 人以上の請求者の間の州籍相違が必要である。訴訟物保持者の州籍は無関係である。訴額は 500 ドル以上である。これに対して、規則上のインタープリターは、民事訴訟の裁判管轄に関する一般規定に服する。したがって、原告たる訴訟物保持者と被告たる請求者との間に州籍相違が存在すること、及び訴額は利息と訴訟費用を除いて 75,000 ドルを越えることが要件となる（28 USC § 1332）。

規則上又は制定法上のインタープリターが固有の訴えとして申し立てられた場合において、その申立てを却下する命令は終局的なものであり、上訴することができる。

II. 物品供託

アメリカにおけるインタープリターの手続においては、金銭供託と物品供託が規定されているが、実務においては金銭供託（とりわけ保険金の支払いをめぐるそれ）が中心であり⁵、物品供託についてはそれほど事例がない。以下では、物品供託の根拠規定及び要件とともに、本調査の過程で見つけることができた幾つかの裁判例を紹介しつつ、アメリカの物品供託の実務的運用について整理する。

1. 根拠規定

連邦民事訴訟規則 67 は、金銭供託のほか、明示的に「引渡し可能な物（deliverable thing）」の供託を認めている。

2. 要件

物品の供託は、金銭の場合と同様に扱われる。すなわち、インタープリターの訴えにより物品の供託を命ずる裁判所の命令が得られた場合、当事者は、当該物品を裁判所書記局に引き渡すことになる。もっとも、物品供託の特殊性から、裁判所への供託が認められない場合がある。例えば、裁判所が物を保管する施設を有しない場合や当該財産が他の場所で最も適切に保管できると判断された場合に、裁判所は物品の供託を認めないことがある（先例として、*John v. Sotheby's*, 141 F.R.D. 29, 34 (S.D.N.Y. 1992)を参照。本件で、裁判所は、二当事者間で争いの対象となった油絵について、裁判所が保管に適した施設を有していないこと、オークションハウスに置く方がより適切に保管できることを理由に、その油絵の供託を認めなかった）。

⁵ The Law Firm of JENNER & BLOCK LLP Chicago, Moore's AnswerGuide: Federal Civil Motion Practice (2012) § 5.53.

3. 裁判例:物品の供託の方法(United States Court of Appeals Eighth Circuit, 271 F.2d 24⁶)

本件は、500 ドル以上の価値を有する物品又は商品が対象となった事案である (28 U.S.C.A. §1335)。原告はルイジアナ州に営業所を有し、ネブラスカ州で公共の倉庫業を営んでいる。被告ら (4 名) は、ネブラスカ州及びミネソタ州に所在地を有している。被告らは、原告が保管する物品 (以下「物件 A」という) に対する権利を互いに主張し、争っている。被告らの請求を全部合わせると、原告の倉庫にストックされている財産の量及び価格ともに大きく超過することになる。

このような事案で、原告は自己が保管する財産 (物件 A) を全て供託したが、被告らの請求する量に達しなかったため、被告らはインタープリーダーの要件が満たされていないとし、原告に対し付加的な担保の提供を求めたものの、原告がこれを提供しなかったため、裁判所に対し、インタープリーダーの訴えの却下を求めた。地方裁判所は被告らの主張を容れ、裁判管轄の欠如を理由に原告によるインタープリーダーの訴えを却下し、原告が裁判所に供託した財産の返還を命じ、返還にかかる費用の支払いを原告に命じた。

これに対して原告が控訴したところ、控訴審 (United States Court of Appeals Eighth Circuit, 271 F.2d 24) は、争いの対象が「財産 (property)」である場合 (物品供託) について、1335 条の解釈する権限を持つのは裁判所であることを確認した上で、「制定法は管轄権が認められるために原告に対し原告が保有していない特定の財産を裁判所に引き渡すなど不可能なことをせよとは命じていない。」として、本件では物件 A が裁判所に提供されればインタープリーダーの要件を満たすと判示した (事件を原審へ差戻し)。

4. 保管料

物品供託の場合における「保管料の取扱い」(当事者と裁判所のどちらが負担するのか) について記載した文献は見当たらなかったため複数の裁判所へ問い合わせたところ、ニュージャージー州地方裁判所から、「保管料はかからない」との回答を得た⁷。

⁶ <http://openjurist.org/271/f2d/24/douglas-guardian-warehouse-corporation-v-ramy-seed-company-b-h> [最終アクセス: 2015 年 3 月 11 日]

⁷ 電子メールでの質問に対し、裁判所より下記の回答を得た。

(質問内容) 「民事訴訟規則 67 に基づいて、引渡し可能な財産を裁判所に供託した場合、当該物の保管料は発生するか。」

(回答) 「保管料はかからない。なお、規則 67 では通常は金銭が供託される。」

III. 供託金運用の実務——裁判所における取扱い

1. 供託金の運用

金銭が供託された場合、外部金融機関又は財務省に預託することで供託金の運用が行われ、当事者に利息の支払いが行われる。根拠規定は、28 U. S. C. § 2041、28 U. S. C. § 2045、及び連邦民事手続規則 67 である。具体化なルールは各州で個別に策定されている。ここでは、いくつかの州を参照して、実務の運用を紹介する。

2. 外部金融機関への預託

(1) テキサス州⁸

(i) 裁判所への供託

裁判所への基金の供託は、裁判官による署名入りの命令に基づいて行われる。裁判所書記官は、財務代理が署名入り命令の副本を受け取ってから 14 日以内に基金を裁判所の書記局 (Court's registry) に入れ、その基金を有利子銀行口座又は投資で運用するための合理的な措置をとるものとされている。

(ii) 供託金の運用——口座の開設

裁判所書記局で受け取った供託金は、裁判所の命令により、書記官が開設する有利子口座に預けられる。口座は、連邦の被保険銀行 (federally insured banking institutions) に開設されることとなっている。テキサス州では、アメリカ銀行 (the Bank of America) 及びフロスト銀行 (the Frost Bank) が指定されている。なお、書記官は、承認された金融機関の最も利率の高い有利子口座に基金を預託するものとされている⁹。

(iii) 投資の期間及び種類

当事者の申請及び裁判所の命令により、期間を定めた投資及び特定のタイプの投資 (例えば、5 年間の預金) をすることもできる。この場合には、期間満了前に投資を終えると早期払戻しによる罰則の対象になるとされている。投資期間ないし投資条件を変更する場合は裁判所の命令によらなければならない。

⁸ http://www.txwd.uscourts.gov/Forms/Documents/District/Registry_Fund_Deposit_Disbursement_Rule67.pdf [最終アクセス：2015 年 3 月 11 日]

⁹ フロスト銀行では、利子付口座の利率は預金高に応じて 0.08% から 0.10% の利息となっている (参照 URL : <https://www.frostbank.com/Pages/Personal-Money-Market-Accounts.aspx> [最終アクセス：2015 年 3 月 11 日])。裁判所の命令により、このいずれかの利率で口座が開設されるものと推測されるが、これを確証するに足る文献は見当たらなかった。

(iv) 投資期間満了後の再投資

投資期間が満了した場合、元本及び利息は裁判所の指示なくして再投資されるものとされている。投資は、当初の投資と同じ期間で、かつ再投資時の利子率に基づいて行われる。未成年者に代わって預託が行われていた場合は、元本及び利息は当該未成年者が18歳に達するまでは同様に裁判所の指示なくして自動的に再投資されることになる。

(v) 金融機関による小切手の発行

金融機関は、5年経過毎か、若しくは書記官の求めにより口座を解約するときのいずれか早い時期に、運用で得られた収入について、アメリカ連邦地裁書記官を名宛人とする小切手を発行する。

(vi) 供託金の払戻し

書記局に供託された基金の払戻しは、裁判所の命令に基づいて行われる (cf. 28 U.S.C. § 2042)。なお、受取手のない支払金は、書記官により、裁判所の登録口座に無利子で再投資される。

(2) ヴァージニア州¹⁰

供託金の運用方法がウェブサイトで公開されている(2015年1月9日以降に施行されているルール)。「LOCAL CIVIL RULE 67 DEPOSITS INTO COURT」(35頁)に、次のとおり記載がある。

裁判所への供託手続：裁判所が当事者の利益のために供託金の支払いを命じようとする場合、当事者は次のことを明記した命令書原案を提出するものとする。

(a) 希望する預託機関

(b) 書記官が裁判所による配分の命令があるまで当該基金を利子付口座に入れるかどうか

(c) 特殊な投資口座及びその予定利率

供託金の一部を受け取る当事者も当該基金から得られた利息から裁判所書記局の手数を差し引いた分の利息を受け取る。なお、この手数料についてはアメリカ司法会議 (*the Judicial Conference of the United States*) で定められており、名宛人を「アメリカ地方裁判所書記官」とした小切手で、裁判所書記官に支払われるものとなっている。

命令書原案に供託金を有利子口座に入れることが明記されていない場合、当事者は、アメリカ財務省の口座へ基金を供託することに同意し、利息が発生しないこ

¹⁰ <http://www.vaed.uscourts.gov/localrules/LocalRulesEDVA.pdf>
[最終アクセス：2015年3月11日]

とを承認したものとみなされる。

供託基金の分配を求める当事者は、受取人の社会保障番号又は税の識別番号を記載した書面を書記官に提供するものとする。

3. 財務省への預託

供託金は、裁判所指定の金融機関だけではなく、財務省へ投資される場合もある(28 U.S. Code § 2041 は、「合衆国財務省 (又は預託機関)」への預託をするものとしている。さらに、28 U.S. Code § 2045 がそれを具体化する規定を置く。)。28 U.S. Code § 2045 によれば、裁判所の運営事務局局長又は裁判所の書記官は、裁判所に供託された基金を裁判所の命令に基づいて財務省に投資することができる。財務省への投資は、多くの場合、裁判所書記局投資システム (the Court Registry Investment System ; CRIS) と呼ばれるシステムを用いて行われ、そこから得られた利息が元本とともに当事者に払い戻されることになっている。実務上の例として、例えば、次のものがある。

① ジョージア州地裁「書記局基金の預託及び投資に関する命令」(2011年12月6日)¹¹

② テネシー州地裁「同命令」(2012年2月14日)¹²

③ アーカンソー州地裁「同命令」(2014年8月26日)¹³

④ ニューハンプシャー州地裁のウェブサイト¹⁴

なお、従来は供託金が財務省へ預託された場合は利息が付かないとされていたが¹⁵、現在は CRIS に基づく運用が行われるため、預託された供託金には利息が付くものとされている。例えば、ペンシルベニア裁判所のローカル・ルールの改正 (2014年12月1日施行) も参照されたい¹⁶。

4. 供託金利息をめぐる議論

供託金利息の必要性や廃止に関する議論は、文献調査の限りでは見当たらない。

¹¹ <http://www.gamd.uscourts.gov/sites/gamd/files/general-ordes/order201102.pdf>
[最終アクセス: 2015年3月11日]

¹² <http://www.tneb.uscourts.gov/sites/default/files/go2012-001.pdf>
[最終アクセス: 2015年3月11日]

¹³ <http://www.arwd.uscourts.gov/sites/arwd/files/general-ordes/GenOrder44.pdf>
[最終アクセス: 2015年3月11日]

¹⁴ <http://www.nhd.uscourts.gov/content/1-court-registry-investment-system>
[最終アクセス: 2015年3月11日]

¹⁵ 小林秀之 = 山本浩美「英米における供託制度」585頁を参照。

¹⁶ http://www.pamd.uscourts.gov/sites/default/files/proposed_amendments_120114.pdf
[最終アクセス: 2015年3月11日]

IV. 供託金の払戻し

最後に、供託金の払戻しについて、アーカンソー破産裁判所の申請書様式を参照しつつ¹⁷、紹介する¹⁸。今回調査した限りでは、他の裁判所でも、アーカンソー破産裁判所とほぼ同様の運用がされていることが確認できる。

争いのない基金（unclaimed funds；以下、単に「供託金」という）について権利を有する者は、28 U. S. C. 基金」という規定に基づき、裁判所の許可を得て、かつ司法長官へ通知し、その権利を証明して、供託金の払戻し命令を得ることができる。供託金の払戻しは、供託金の所有者又は所有者から授権を得た者、若しくは代理人から、申請書が提出された場合に限り行われる。

1. 名簿上の所有者に対する払戻し

裁判所の名簿の中で供託金の所有者と記されている者が供託金を引き渡すよう裁判所に求める場合、請求者は、当該供託金の払戻しを求める申請書を裁判所に提出する必要がある。名簿上の所有者としての請求者の身元を確認するため、請求者は裁判所に次のものを提出しなければならない。

- ・ 請求者の公証された署名
- ・ 請求者の氏名、住所及び電話番号
- ・ 請求者の社会保障番号又は納税者番号
- ・ 裁判所が必要と認める追加情報

2. 請求者が承継人の場合

(1) 事業承継者

事業承継者である請求者が裁判所に供託金の払戻しを求める場合、当該請求者は裁判所に次のものを提出しなければならない。

- ・ 名簿上の所有者の身元を証明するもの
- ・ 事業承継者の役員による署名入りの公証された委任状
- ・ 役員の権限を示す報告書
- ・ 前事業者から所有権を承継したことを確認できる文書

¹⁷ <http://www.arb.uscourts.gov/courtinfo/ApplAndInstructsForUCF.pdf> [最終アクセス：2015年3月11日]

¹⁸ なお、供託された物品の返還方法について直接定めた規定はない。おそらくは、金銭の場合と同様の方法（申請に基づく裁判所の命令）により返還が行われると推測されるが、これを確証するに足る文献は見当たらなかった。

(2) 請求権が譲渡された場合

請求権を譲り受けた承継者が裁判所に対し供託金の払戻しを請求する場合、当該承継者は裁判所に次のものを提出しなければならない。

- ・名簿上の所有者の身元を確認できるもの
- ・承継人の身元を確認できるもの
- ・請求権の移転を明らかにする文書

(3) 相続財産（管理者、執行者、代理人）

名簿上の所有者が死亡し、相続財産（の管理者、執行者又は代理人）が裁判所に対し供託金の払戻しを請求する場合、当該請求権者は裁判所に次のものを提出しなければならない。

- ・名簿上の所有者の身元を確認できるもの
- ・財産管理者としての個人の身元を確認できるもの
- ・相続財産のために行動する代理権を明らかにする検認証書の謄本

3. 請求者の代理人が申請を行う場合

名簿上の所有者の代理人、又は相続人に対する請求者が裁判所に対し供託金の払戻しを請求する場合、これらの者は裁判所に次のものを提出しなければならない。

- ・名簿上の所有者の身元を確認できるもの
- ・請求者による署名入りの公証された委任状原本
- ・申請書を提出する者の身元を確認できるもの
- ・供託金に係る請求者の権限を明らかにするのに足る文書

4. 申請書の受理と裁判官への書類送付

申請書を受け取った後、財務担当局は、申請書及び添付書類の正確性及び有効性を確かめ、申請された供託金が裁判所に預けられているかどうかを確認する。それを確認した後、当該申請書及び添付書類を処分権限を有する破産裁判官に送付する。小切手が発行され、これは全て名簿上の所有者に支払われることになる。

参考資料 1

関連法令

1. カリフォルニア州民法典 1500 条

1500. An obligation for the payment of money is extinguished by a due offer of payment, if the amount is immediately deposited in the name of the creditor, with some bank or savings and loan association within this state, of good repute, and notice thereof is given to the creditor.

金銭の支払いに必要な額が当州の信用のある銀行又は貯蓄貸付組合に債権者の名義で直ちに供託され、その通知が債権者に対して行われた場合、適切な弁済の提供により、金銭の支払債務は消滅する。

2. U. S. Code: Title 28 - JUDICIARY AND JUDICIAL PROCEDURE

< 参照 URL¹⁹ >

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/28>

➤ 28 U. S. C. § 1331 - Federal question

The district courts shall have original jurisdiction of all civil actions arising under the Constitution, laws, or treaties of the United States.

1331 条：連邦の問題

地方裁判所は、アメリカの憲法上、法律上又は条約上生じる全ての民事訴訟につき固有の裁判管轄権を有するものとする。

➤ 28 U. S. C. § 1332 - Diversity of citizenship; amount in controversy; costs

(a) The district courts shall have original jurisdiction of all civil actions where the matter in controversy exceeds the sum or value of \$75,000, exclusive of interest and costs, and is between-

(1) citizens of different States;

(2) citizens of a State and citizens or subjects of a foreign state, except that the district courts shall not have original jurisdiction under this subsection of an action between citizens of a State and citizens or subjects of a foreign state who are lawfully admitted for permanent residence in the United States and are domiciled in the same State;

¹⁹ [最終アクセス：2015年3月11日]

(3) citizens of different States and in which citizens or subjects of a foreign state are additional parties; and

(4) a foreign state, defined in section 1603 (a) of this title, as plaintiff and citizens of a State or of different States.

1332 条：州籍相違、訴額、費用

地方裁判所は、利息及び費用を除いて訴額が 75,000 ドルを超える事件で、かつ次の各号に定める場合が認められる場合について、民事訴訟における固有の管轄権を有するものとする。

(1) 市民の州籍相違

(2)～(3) 略

➤ **28 U. S. C. § 1335 - Interpleader**

(a) The district courts shall have original jurisdiction of any civil action of interpleader or in the nature of interpleader filed by any person, firm, or corporation, association, or society having in his or its custody or possession money or property of the value of \$500 or more, or having issued a note, bond, certificate, policy of insurance, or other instrument of value or amount of \$500 or more, or providing for the delivery or payment or the loan of money or property of such amount or value, or being under any obligation written or unwritten to the amount of \$500 or more, if

(1) Two or more adverse claimants, of diverse citizenship as defined in subsection (a) or (d) of section 1332 of this title, are claiming or may claim to be entitled to such money or property, or to any one or more of the benefits arising by virtue of any note, bond, certificate, policy or other instrument, or arising by virtue of any such obligation; and if

(2) the plaintiff has deposited such money or property or has paid the amount of or the loan or other value of such instrument or the amount due under such obligation into the registry of the court, there to abide the judgment of the court, or has given bond payable to the clerk of the court in such amount and with such surety as the court or judge may deem proper, conditioned upon the compliance by the plaintiff with the future order or judgment of the court with respect to the subject matter of the controversy.

(b) Such an action may be entertained although the titles or claims of the conflicting claimants do not have a common origin, or are not identical, but are adverse to and independent of one another.

1335 条：インタープリター

(a) 地方裁判所は、次の各号に定める場合について、500 ドル以上の価値を有する金銭又は財産、手形、債券、証券、保険契約、その他の証券を有する、若しくはこれと同等の価値を有する金銭又は財産の引渡し又は支払い若しくは貸付けを提供する、若しくは 500 ドル以上の明示的又は黙示的な債務を負う、個人、会社又は法人、組合その他の団体が提起するインタープリターの民事訴訟における固有の管轄権を有するものとする。

(1) 本章 1332 条 (a) 号乃至 (d) 号に定める州籍を異にする者の 2 人以上の対立する請求者が、当該金銭又は財産に関する権利、若しくは手形、債券、証券、証券その他から生ずる複数の利益に関する権利を確定するために訴えを主張する又は主張し得る場合で、かつ、

(2) 原告が対立する事案に関する将来の裁判所の命令又は判決に従うことを条件に、当該金銭又は財産を供託した場合、若しくは当該証券の額又はローン、その他の価額又は当該債務に適した額を裁判所書記局に支払った場合、若しくは裁判所又は裁判官が適当と考える担保とともに裁判所書記官に対し社債を提供した場合

(b) インタープリターの訴えは、対立する請求者の権限又は請求権が共通の原因を有し又は同一のものではないが、互いに対立しかつ独立しているに提起することができる。

➤ 28 U. S. C. § 2041. - Deposit of moneys in pending or adjudicated cases

All moneys paid into any court of the United States, or received by the officers thereof, in any case pending or adjudicated in such court, shall be forthwith deposited with the Treasurer of the United States or a designated depository, in the name and to the credit of such court.

This section shall not prevent the delivery of any such money to the rightful owners upon security, according to agreement of parties, under the direction of the court.

2041 条：係争中又は裁定中の事案における金銭供託

アメリカの裁判所で係争中の又は裁定中の事案において当該裁判所に支払われ、又は当該裁判所の書記官により受領される金銭は全て、直ちに当該裁判所の名義で合衆国財務省又はその指定する預託機関に預託しなければならない。

この規定は、裁判所の指示のもと、当事者の合意に従い、担保付で正当な所有者に金銭を引き渡すことを妨げない。

➤ 28 U. S. Code § 2042 - Withdrawal

No money deposited under section 2041 of this title shall be withdrawn except by order of court.

In every case in which the right to withdraw money deposited in court under section 2041 has been adjudicated or is not in dispute and such money has remained so deposited for at least five years unclaimed by the person entitled thereto, such court shall

cause such money to be deposited in the Treasury in the name and to the credit of the United States. Any claimant entitled to any such money may, on petition to the court and upon notice to the United States attorney and full proof of the right thereto, obtain an order directing payment to him.

2042 条：払戻し

本章 2041 条のもとで預託された金銭は、裁判所の命令による場合を除き払戻しできない。2041 条のもとで裁判所に供託される金銭を払い戻す権利について判断が下され、又は争われておらず、かつ当該金銭について権利者が争うことなく少なくとも 5 年間供託されている場合には、裁判所は合衆国の名義で財務省に供託するものとする。当該金銭について権利を主張する者は、裁判所の許可を得て、かつ司法長官へ通知し、その権利を証明して、自己への支払命令を得ることができる。

➤ 28 U.S. Code § 2043 - Deposit of other moneys

Except for public moneys deposited under section 2041 of this title, each clerk of the United States courts shall deposit public moneys that the clerk collects into a checking account in the Treasury, subject to disbursement by the clerk. At the end of each accounting period, the earned part of public moneys accruing to the United States shall be deposited in the Treasury to the credit of the appropriate receipt accounts.

2043 条：その他の金銭の供託

本章 2041 条に基づいて預託される公金以外に、アメリカ裁判所の書記官は財務省の当座預金口座に入金し、書記官による払戻しを受ける公金を供託するものとする。アメリカで発生する公金の一部は、各会計期間の終わりに、適切な受取勘定に記入するために財務省に預託するものとする。

➤ 28 U.S. Code § 2044 - Payment of fine with bond money

(省略)

➤ 28 U.S. Code § 2045 - Investment of court registry funds

(a) The Director of the Administrative Office of the United States Courts, or the Director's designee under subsection (b), may request the Secretary of the Treasury to invest funds received under section 2041 in public debt securities with maturities suitable to the needs of the funds, as determined by the Director or the Director's designee, and bearing interest at a rate determined by the Secretary of the Treasury, taking into consideration current market yields on outstanding marketable obligations of the United States of comparable maturity.

(b) The Director may designate the clerk of a court described in section 610 to exercise the authority conferred by subsection (a).

2045 条：裁判所書記局基金の投資

(a) アメリカ裁判所の運営事務局局長又は(b)項に基づいて同局長により指名を受けた者は、2041 条に基づき、財務省に対し、受け取った基金の投資を求めることができ、当該基金の投資は、基金の必要性（同局長又はその指名を受けた者により判断される。）に適した満期のある、かつ利子付（利率はアメリカの市場性のある発行済証券に関する現在の市場利回りを考慮しつつ財務省長官が判断する。）の公共債で行われる。

(b) 局長は、(a)項で与えられた権限を行使するために 610 条に定める裁判所書記官を指名することができる。

3. 連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure)

< 参照 URL²⁰ >

<https://www.law.cornell.edu/rules/frcp>

➤ Rule 67. Deposit into Court

(a) Depositing Property. If any part of the relief sought is a money judgment or the disposition of a sum of money or some other deliverable thing, a party-on notice to every other party and by leave of court-may deposit with the court all or part of the money or thing, whether or not that party claims any of it. The depositing party must deliver to the clerk a copy of the order permitting deposit.

(b) Investing and Withdrawing Funds. Money paid into court under this rule must be deposited and withdrawn in accordance with 28 U.S.C. §§ 2041 and 2042 and any like statute. The money must be deposited in an interest-bearing account or invested in a court-approved, interest-bearing instrument.

規則 67：裁判所への供託

(a) 財産の供託 金銭判決又は金銭の処分、若しくは引渡し可能な物が裁判所に請求されている場合、当事者は、他の当事者がその金銭の額若しくは物の全部又は一部に不服を主張しようと、又は主張しないとを問わず、他の全ての当事者に通知するとともに、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、その金銭又は物の全部又は一部を供託することができる。供託する当事者は、供託を許可する命令書を書記官に提出しなければならない。

(b) 基金の投資及び払戻し この規則に基づき裁判所に供託される金銭は、28 U.S.C. 2041 条及び 2042 条、その他の規定に基づき投資され、払戻しをされなければならない。供託金は、有利子口座に預託され、又は裁判所の認める有利子証券に投資されなければならない。

²⁰ [最終アクセス：2015 年 3 月 11 日]

イギリスにおける供託制度

川元主税（名城大学法学部准教授）

- I. 供託所
- II. 供託原因
- III. 物品供託
- IV. 金銭供託

参考資料 1 2011 年裁判所基金規則（全）

参考資料 2 1998 年民事訴訟規則（抄）

I. 供託所

現在、イギリス¹において供託所の役割を担っているのは、300 年近い歴史を持つ裁判所基金部（Court Funds Office。以下「CFO」という）である。

18 世紀初頭までに、大法官府裁判所では当事者の申立てがあれば係争物を裁判所に引き渡すよう命じる慣行が確立していたが、実際に係争物を受け取る裁判所の主事（Master）は、係争物が金銭である場合にはこれを好きなように投資し、利益を自らのものとしていた。主事の地位が高値で取引される理由の 1 つでもあったこの密かな慣行は、南海の泡沫事件に巻き込まれた数人の主事が巨額の欠損を出したことから露見して世間の激しい非難を浴び、引責辞任した大法官が議会の弾劾裁判にかけられるまでの大事件に発展した²。この問題への対応策として、議会は 1726 年、「大法官府裁判所の訴訟当事者の金銭及び動産をより安全に守るための法律」³を制定し、大法官府司法会計官（Accountant General of the Court of Chancery）の職を新設した。司法会計官は独自の部局を持ち、訴訟当事者が供託する全ての現金及び動産を司法会計官の名でイングランド銀行に預け入れるものとされた。

¹ 以下、「イギリス」はイングランド及びウェルズのみを対象とする。なお、本報告書の作成にあたっては、現在イギリスにて在外研究中の田中志津子教授（桃山学院大学、民法）に有用な資料をご提供いただいた。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

² Julia Rudolph, *Common Law and Enlightenment in England, 1689-1750* (2013), Chapter 6; “Life of Lord Macclesfield”, 12 Law Mag. Quart. Rev. Juris. 287 (1834), pp.314-315. 1725 年 5 月 6 日に開始された弾劾裁判は同月 27 日に結審し、Macclesfield 卿は罰金 3 万ポンドの判決を受けた。

³ “An Act for better securing the Monies and Effects of the Suitors of the Court of Chancery”, (12 Geo. 1, c. 32). 同法の成立年、したがって CFO の誕生を 1725 年と表記するものもあるが、どちらも誤りではない。1 年の始まりを 3 月 25 日（Lady Day）とするイギリス教会の 12 世紀以来の慣行が 14 世紀には社会全体に定着し、法律の制定年や判決の言渡し年の表記もこれに従っていた。この慣行が 1750 年の制定法、Calendar (New Style) Act 1750 (24 Geo 2, c. 23) によって改められるまで、1 月 1 日から 3 月 24 日までの期間には、まだ旧年とする慣行上の表記法と、新年とする現在の表記法の 2 通りが存在するのである。see Green & Son, *Sweet & Maxwell’s guide to law reports and statutes* (4th edn, 1962), p. 20.

同法は、司法会計官の権能を銀行帳簿の管理に限定して従来のような供託物の流用を厳重に禁じ、全ての供託物は銀行の責任で安全に保管されることになった。また、大法官府裁判所には、供託物の預入れ、払渡し及び管理に関する規則の制定権が付与された。裁判所への供託物を国家が管理する体制が固まったのは、この時である⁴。

1872年に司法会計官はいったん廃止され、その職務は主計長官（Paymaster General）が継承し⁵、担当部局も大法官府出納室（Chancery Pay Office）と改称して財務省に移管した。出納室の業務は1884年に女王座部と検認・離婚・海事部にも拡張され、最高法院の全ての裁判所に共通の会計部局となり⁶、名称も最高法院出納室（Supreme Court Pay Office）に改められた。1925年、裁判所組織の大規模な統合が行われた際に⁷、最高法院に司法会計官を復活させて主計長官から権限を戻すとともに、最高法院出納室の管轄も財務省から最高法院に移され、1975年に現在のCFOに改称された⁸。

1980年代に始まった社会保障制度改革の波は、CFOの役割にも大きな変化をもたらした。1986年、CFOはパブリック・トラスティ及び保護裁判所と合併してパブリック・トラスト局の一部門となり、精神的障害のために財産管理ができない人々の受託者の役割も担うことになった。2001年にパブリック・トラスト局は資金管理の不備により解体され、CFOはコート・サービス（Court Service）の最高法院グループに移った。2007年にはそこを去って公的ソリシター及びパブリック・トラスティとの合同庁舎に入ったが、2009年に再びそこから分離された。そして、非効率性に対する批判に応えるため2011年に組織を一新してグラスゴーに移り、現在、投資機関としての「現代化」の努力を続けている。この点は、本稿の最後に再び触れる。

II. 供託原因

裁判所への供託を規律するのは、1982年司法運営法（Administration of Justice Act 1982）及び同法に基づいて制定された2011年裁判所基金規則（Court Funds Rules 2011）である。後者は、1987年に1975年最高法院基金規則（Supreme Court Funds Rules 1975）と1965年県裁判所基金規則（County Court Funds Rules 1965）の2法を廃止し、それらを統合する形で制定された裁判所基金規則を、2011年に全面的に改正したものである。現行規則では、裁判所への供託は次の2つの場合にできることが明文化されている⁹。第一に、制定法に基づく供託であり、その例としては1896年生命保険会社（裁判所への払込み）法¹⁰や1925年信託法¹¹などがある。第二に、県裁判所、高等法院、控訴院民事部、又は保護

⁴ Edmund Heward, “The Early History of the Court Funds Office”, 4 J. S. Legal Hist. 46 (1983).

⁵ Chancery Funds Act, 1872 (35 & 36 Vic. c.44).

⁶ Supreme Court of Judicature (Funds, &c.) Act 1883 (46 & 47 V. c.29).

⁷ Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act 1925 (15 & 16 Geo. 5 c.49).

⁸ Supreme Court Funds Rules 1975 (S.I. 1975/1803).

⁹ Court Funds Rules 2011, s.2.

¹⁰ Life Assurance Companies (Payment into Court) Act 1896, s.3.

裁判所の訴訟手続においてなされる供託である。これには、裁判所が供託命令を出す場合と、被告が弁済の提供の抗弁をするために供託する場合がある。以下では、我が国との比較を念頭におき、訴訟費用の担保供託、執行供託、弁済供託に相当する制度の有無、及び概要を見ることにする。

1. 訴訟費用の担保供託

民事訴訟費用の高額化はイギリスの司法制度が抱える深刻な問題の1つであるが¹²、その一般的な負担ルールは、勝訴当事者が敗訴した相手方から訴訟費用を回収するというものである。判決が出るまで費用負担者が決まらない以上、訴訟当事者が将来の訴訟費用の回収を確保するため相手方に対して訴訟費用の担保提供を命じる中間命令を裁判所に求めることは、原則として許されない¹³。しかし、被告がたとえ勝訴しても原告から訴訟費用を実際に回収できる見込みがないまま応訴を強いられるのは正義に反することから、1998年民事訴訟規則（Civil Procedure Rules 1998。以下「CPR」という）は例外的に裁判所が原告に対して費用担保（security of costs）を命じ得る場合を定めている¹⁴。

費用担保命令を請求する被告は、原告が費用回収を危ぶませる次の6つの事由のうち1つを満たしていることを証明しなければならない¹⁵。①イングランド及びウェルズ外に居住し、かつEU加盟国又はEFTA加盟国の居住者ではないこと、②会社その他の団体であつて、被告の訴訟費用を支払うよう命じられても支払能力がないと信じるべき理由があること、③訴訟が開始された後に、訴訟の結果を回避する意図をもって住所を変更したこと、④訴状に住所を記載していないか、又は記載された住所が不正確であること、⑤名目的な原告に過ぎず、被告の訴訟費用を支払うよう命じられても支払能力がないと信じるべき理由があること、⑥自らの財産について費用支払命令の執行を困難にするような措置をとったこと。

被告が以上の事由のいずれかの証明に成功しても、当然に命令を得られるわけではなく、命令を出すか否かは裁判所の裁量に委ねられており、裁判所は全ての事情を斟酌し、かつ命令を出すのが正義にかなうかを考慮して決定する¹⁶。高額な費用担保命令は原告に訴訟

¹¹ Trustee Act 1925, s.63.

¹² イギリスの非常に高い民事訴訟費用は訴訟制度全体にとって憂慮すべき問題と認識されており（Willis v Nicolson [2007] EWCA Civ 199, para 18）、2010年にはジャクソン卿による詳細な検証の最終報告（*Review of Civil Litigation Costs*）も発表されたが、いまだ改善にはほど遠いのが現状である。例えば、Walker Construction (UK) Ltd v Quayside Homes Ltd [2014] EWCA Civ 93では、判決額が約1万ポンドだったのに対し、5年余り続いた訴訟の費用合計は約34万6千ポンドに上っている。

¹³ Stuart Sime, *A practical Approach to Civil Procedure* (17th edn, 2014), para 26.01.

¹⁴ CPR 25.12. 被告の保護を目的とする制度であるため命令の対象となるのは原告であるが、被告が反訴を提起している場合には、その費用について原告が被告に対する命令を求めることは認められる（marginal note to CPR 25.12(1)）。また、上訴がなされた場合は被上訴人が上訴人に対する命令を請求できる（CPR 25.15）。

¹⁵ CPR 25.13(2).

¹⁶ CPR 25.13(1)(a) and 25.14(1)(a).

継続を断念させてしまうことが多いため、根拠のない訴えではなく真の紛争が存在する場合には、裁判によって紛争を解決する原告の権利の尊重が被告の保護に優先する¹⁷。原告に勝訴の合理的な見込みがある場合は特にそうであり、裁判所が費用担保命令を出す場合でも、その金額が原告の訴訟継続を阻害しない程度に抑えられる¹⁸。被告の将来の費用回収が困難になるかどうかは実質的に検討され、例えば原告の居住地を問題とする上記①に関しては、原告の居住する国においてイギリスの判決を執行するのが困難か、又は高額のコストがかかるという事情が現実に存在しなければならない¹⁹。

担保の額の算定に決まった基準があるわけではなく²⁰、ここでも裁判所が全ての事情を考慮して適切と考える額を決める。上記①に基づく請求では費用回収の執行に余計にかかる額が基準となるが、それ以外の場合には被告が訴訟を通じて支払うことになる費用の合計に基づいて算定される。ただし、将来の費用の算定にあたっては早期の和解の可能性も考慮に入れられ、被告が主張する額から一定の減額がなされることが多い²¹。また、被告は担保を必要とする事情が判明したときは出来るだけ速やかに請求を行わねばならず²²、訴訟が進んだ段階で遅れて請求がなされたときには通常大幅に減額され²³、審理に近接した時期である場合には命令自体が拒絶されることもある²⁴。

命令は、一定期日までに一定額の金銭を裁判所に払い込ませるという形式をとるのが大半を占めるが、命令書の実務書式²⁵では、自己宛銀行振出手形の被告側ソリシターへの寄託、及びその他の方法によることも可能となっている。その他の方法としては、原告側ソリシターや銀行による支払保証などがあり得るが²⁶、不動産に対する担保権の設定は、原告がそのような不動産を有している場合は銀行保証など執行しやすい他の担保の提供が容易であるため、命じられることは通常ない²⁷。原告が担保を提供するまで訴訟手続は停止し、担保を提供しないときの結果は命令の内容による。命令が不遵守時の請求棄却条項

¹⁷ Sime, *supra* n.13, para. 26.25. Hamilton v Al-Fayed [2003] Q.B. 1175 の控訴院は、ヨーロッパ人権条約 6 条（公正な裁判を受ける権利）1 項を強調して命令を拒絶している。

¹⁸ Innovare Displays plc v Corporate Broking Services Ltd [1991] BCC 174.

¹⁹ モナコ (Somerset-Leeke & Anr v Kay Trustees [2004] 2 All ER 406) とイギリス領ヴァージン諸島 (Longstaff International Ltd v Baker and McKenzie [2004] 1 WLR 2917) は、執行が容易であるとの理由で命令が拒絶されている。

²⁰ Procon (Great Britain) Ltd v Provincial Building Co Ltd [1984] 1 WLR 557. CPR 制定以前のケースだが、控訴院は、算定額の 3 分の 2 とする確立した実務慣行が存在するという被告側の主張を否定した。

²¹ *Civil Procedure 2014* (hereafter cited as “White Book”), 25.12.7; Sime, *supra* n.13, para 26.31.

²² White Book, *ibid.*, 25.12.6.

²³ RBIL v Ryhurst [2011] EWHC 2209 (TCC). 原告が請求の遅れによる不利益を被ったとの主張をしていないにもかかわらず、裁判所は 25% を減額した。これに対し、McLennan Architects Ltd. v Jones [2014] EWHC 2604 (TCC) は、請求が遅れたことについて被告に落ち度がないこと、及び担保請求があることを原告が予期できたことを理由に、請求遅延による減額を認めなかった。

²⁴ Vedatech Corp v Crystal Decisions (UK) Ltd [2002] EWCA Civ 356 では、審理の 3 週間前に 20 万ポンドの追加担保を命じた原審の決定を控訴院が過酷であるとして取り消した。

²⁵ PF44 (Order for security for costs). [http://wbus.westlaw.co.uk/forms/pdf/cpf00670.pdf] [最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

²⁶ White Book, *supra* n.21, para 25.12.8; Sime, *supra* n.13, para 26.33.

²⁷ White Book, *ibid.*

(unless order) を含んでいる場合は、その効果として原告の請求は棄却され、そうでない場合には被告が請求却下を申し立てることができる。

また、以上の制度とは別に、裁判所は訴訟管理 (case management) の広範な権限の 1 つとして裁判所への金銭の払込みを条件とする命令を出すことができる²⁸。払い込まれた金銭はその後に相手方に対して支払義務を負うことになる一切の金銭の担保となるため²⁹、裁判所は、この条件付命令によって様々な状況で訴訟費用の担保提供と同じことを当事者にさせることが可能である。具体的には、裁判所の指示違反に対する制裁として³⁰、サマリー・ジャッジメントの申立ての条件として³¹、欠席判決を取り消す条件として、あるいは上訴を許可する条件として、金銭の払込みを命じるなどである。しかも、これによるときは原告・被告のどちらも命令の対象とすることができる。ただし、命令によって訴訟継続を不可能にしてしまうような事態を回避すべきことになりはならず、裁判所は費用担保命令と同レベルの厳格な基準に従わねばならないとされる³²。

2. 執行供託

金銭の支払いを命じる判決を得た債権者 (判決債権者) が、第三者に対して判決債務者が有する金銭債権から回収を図ることを可能とする方法として、第三者債務命令 (Third Party Debt Order) と給与差押え (Attachment of Earnings) という 2 つの制度がある。

(1) 第三者債務命令

第三者債務命令は、19 世紀半ばに制定法³³に取り入れられた「garnishment」と呼ばれる伝統的な強制執行方法を置き換える形で 2002 年に CPR に導入されたもので、要件効果の明確化と手続の簡略化³⁴が行われた他は基本的な部分に変更はなく、新し手続との抵触がない限り、これまで蓄積されてきた判例も依然として適用される。

手続は、第三者の弁済を禁じる中間命令 (interim order) と、判決債務者への支払いを命じる最終命令 (final order) のための審理という二段階に分かれる。第一段階は、判決債権者が判決債務者及び第三者への通知なしに³⁵裁判所に中間命令の申立書を提出することで開始し、判決債務者及び第三者の住所・氏名、執行判決の情報など必要な記載³⁶を満

²⁸ CPR 3.1(3).

²⁹ CPR 3.1(6A).

³⁰ *Olatawura v Abiloye* [2003] 1 WLR 275.

³¹ *Allen v Bloomsbury Publishing Ltd* [2011] FSR 22.

³² *Huscroft v P & O Ferries Ltd* [2011] 1 WLR 939.

³³ Common Law Procedure Act 1854, ss.61-70.

³⁴ 宣誓供述書 (affidavit) がなくなってきた。see *White Book*, *supra* n.21, para 72.3.1.

³⁵ CPR 72.3(a).

³⁶ PD 72.3. 第三者が銀行又は住宅金融組合である場合、申立書に口座番号を記載することは必須ではないが (PD 72.3, para 1.2(6)(b))、判決債務者が当該銀行等に口座を有することについては単なる推測では足りず、口座の存在を判決債権者が信じていることを証明する証拠を付さなければならない (PD

たしていれば審理なしに中間命令が出され³⁷、その写しの送達が、第三者には審理期日の遅くとも 21 日より前に、判決債務者には第三者への送達から 7 日より後でかつ審理期日の遅くとも 7 日前に行われる³⁸。第三者はイングランド及びウェルズに所在する者であること³⁹以外に要件はないが、実務上は銀行又は住宅金融組合が大半を占めている。第三者がこれらの金融機関である場合は、第三者は送達を受けてから 7 日以内に判決債務者名義の全ての口座を調査して特定し、口座ごとに口座番号及び残高の有無や額などを裁判所と判決債権者に開示しなければならない⁴⁰。銀行・住宅金融組合以外の第三者が、判決債務者に対して債務を負っていないこと、又は債務額が中間命令に記載された額よりも少ないことを主張する場合にも、送達から 7 日以内に裁判所と判決債権者に通知する必要がある⁴¹。中間命令の目的は、送達時において第三者が判決債務者に対して負っている債務を凍結することであり、その効果は送達時に生じ⁴²、以後第三者は残債務が中間命令に記載された金額を下回ることになる弁済を禁じられる⁴³。最終的に誰に支払うべきかは審理を経て初めて決定するため、中間命令の段階では判決債権者に対して支払うことも禁止である⁴⁴。第三者が手続から離脱するための権利供託に相当する制度は、用意されていない。

審理は中間命令で指定された期日に開かれる。判決債務者や第三者が最終命令が出されることに異議がある場合、又は問題の金銭について権利を主張する者が他にいることを知っている場合には、審理期日の遅くとも 3 日前までに異議の根拠又は権利主張者の詳細を裁判所に提出しなければならない⁴⁵。審理において裁判所は、当事者同士や権利主張者との間のあらゆる争点について自ら決定し、又は審理を指示することができ、その上で判決債権者への支払いを命じる最終命令を出すか、又は中間命令を取り消して申立てを却下するかの結論を下す⁴⁶。最終命令は裁判所の裁量に任されており、衡平に反すると考えるときは最終命令を出さないことができる⁴⁷。最終命令が出された場合、第三者が判決債権者に

72.3, para 1.3. 例えば、判決債務者がかつて当該銀行等に残高がありそうな口座を有していたという証拠。Alawiye v Mahmood [2007] 1 WLR 79.)

³⁷ CPR 72.4(1).

³⁸ CPR 72.5.

³⁹ CPR 72.1(1).

⁴⁰ CPR 72.6(2).

⁴¹ CPR 72.6(4). 判決債権者がこうした第三者の主張を争う場合には、審理の遅くとも 3 日前までに裁判所に証人陳述書によって証拠を提出するとともに、その写しを第三者に送付しなければならない(CPR 72.8(3) and (4)).

⁴² CPR 72.4(4). 銀行・住宅金融組合では、中間命令の弁済禁止の効力が及ぶのは送達時の残高に限定され、その後に入金された分については及ばない。

⁴³ CPR 72.4(2)(b). ただし、判決債務者が個人であって、中間命令のために通常的生活費も賄えないほどの困窮に陥る場合には、裁判所は一定額について口座の凍結解除命令(hardship payment order)を出すことができる(CPR 72.7)。

⁴⁴ Re Webster [1907] 1 K.B. 623.

⁴⁵ CPR 72.8(1) and (2).

⁴⁶ CPR 72.8(6).

⁴⁷ 例えば、第三者が判決債権者に支払いをなしても債務消滅の効果を認めない外国の裁判所から二重弁済を強いられる場合(Société Eram Shipping Company Ltd v Compagnie Internationale De Navigation [2004] 1 AC 260)や、判決債務者が債務超過に陥っており債権者間の平等を害することになる場合(Roberts Petroleum Ltd v Bernard Kenny Ltd [1983] 2 AC 192)などである。

対して任意に支払うか、又は判決債権者が強制執行によって第三者から回収すると、その額だけ第三者の判決債務者に対する債務は消滅する⁴⁸。

同一の金銭債権について複数の判決債権者が第三者債務命令を申し立てた場合には、競合する複数の中間命令が出されることになる。このときのルールは「早い者勝ち」であり、中間命令の第三者への送達が最も早かった者だけが最終命令を得、その以外の者の中間命令は取り消される⁴⁹。いち早く行動を起こした勤勉な債権者が得をすることは衡平に反しないため、劣後する債権者の存在が裁判所の最終命令の判断に影響を与えることはない⁵⁰。このように中間命令を得た競合債権者との間での配当の問題は生じず、何も行動を起こさなかった他の債権者からの配当要求の余地はなおさらないため、最終命令で指示された者に弁済すればよいという第三者の立場に変わりはなく、義務供託に相当する制度もない。

(2) 給与差押え

債務者が給与所得者である場合、判決債権者は裁判所から給与差押命令を得ることによって、債務者の給料、賃金、賞与、退職年金などから定期的な債権回収を図ることができる。1971年の制定法⁵¹で導入されたこの制度は債権者の手続上の負担が軽い点に特徴があり、裁判所⁵²への申立てにおいて債権者は債務者の雇用主や給与形態などを必ずしも特定しなくてもよく、必要な情報の収集は裁判所の主導によって行われる⁵³。裁判所は債務者に申立書の写しとともに経済状況の詳細と雇用者の情報についての質問書を送達し、債務者は8日以内に直近の給与明細の写しを添えて裁判所に返送しなければならない⁵⁴。また、裁判所はいつでも債務者の雇用主と思われる者に対して債務者の現在及び将来の給与状況について情報を提供するよう求めることができる⁵⁵。

裁判所事務官がこの回答で十分な情報が得られたと考えるときは、この段階で事務官によって給与差押命令が出される⁵⁶。命令には、週又は月毎に債務者の給与から控除して債権者への弁済にあてる額（normal deduction rate）と、債務者の生活維持のために確保さ

⁴⁸ CPR 72.9(2).

⁴⁹ Reed v Oury (2000) LTL 12/2/2001; FG Hemisphere Associates LLC v Republic of Congo [2005] EWHC 3103 (QB).

⁵⁰ White Book, *supra* n.21, 72.8.3.

⁵¹ Attachment of Earnings Act 1971. 手続規則は、CPR Schedule 2, CCR order 27が定めている。

⁵² Attachment of Earnings Act 1971 s.1により、高等法院には執行債権が高等法院家事部で命じられた扶養料債権である場合にしか管轄権がないため、給与差押命令のほとんどはそのような制限が一切ない県裁判所によって出される。

⁵³ ただし、申立書式 (N337) では命令を迅速に出すために雇用主の住所氏名をできるだけ詳しく記載するよう求められている。また、債務者が雇用されているかどうかも分からない場合は、裁判所に債務者に対して情報提供を命じてもらうか、別の給与差押命令が既に出されていないかを調査してもらうことができる (Attachment of Earnings Act 1971, s.14 and CCR 27.15)。

⁵⁴ CCR 27.5(2). 債務者が期限までに回答しない場合は資産状況明細の提出命令が出され、これも無視した上にさらに裁判官のもとでの審理の呼出しにも繰り返し応じない債務者には、最終的に14日以内の拘留が科され得る (Attachment of Earnings Act 1971, s.23(3))。

⁵⁵ CCR 27.6.

⁵⁶ CCR 27.7(1).

れ控除を及ぼせない額 (protected rate) が定められる⁵⁷。両方とも債務者の経済状況をもとに事務官が合理的と考える額であり、また控除額は通常、控除禁止額を除いた控除可能額の全てに及ぶのではなく、その一部だけである。事務官が債務者の回答では不十分とみなす場合、又は出された命令に対して債権者・債務者のいずれかが14日以内に異議を申し立てた場合には、裁判官による審理が開かれ⁵⁸、最終的な決定がなされる⁵⁹。

給与差押命令の送達を受けた雇用主は、債権者に直接支払うのではなく、週又は月毎の給与支払日に控除額を裁判所に小切手で払い込まなければならない⁶⁰。ただし、これは供託というより裁判所を介した支払いそのものであり、小切手の受取人もCFOの司法会計官ではなく、コート・サービスである⁶¹。同一の被用者に対する複数の給与差押命令が出された場合、第三者債務命令と同様に割合的な配当はなされず、優先順位が決まっている。扶養料債務は一般の金銭債務より優先し、扶養料債務相互間及び一般の金銭債務相互間では、命令の早いものが優先する⁶²。雇用主はこの優先順位に従って控除可能額の範囲で控除と払込みを行わねばならない。雇用主は優劣の判断と控除額の計算という負担を強いられることになるが、一般の金銭債務だけである場合には、複数の命令を1つにまとめた併合給与差押命令を新たに出してもらうことによって煩雑さを解消することができる⁶³。

3. 弁済供託

債務者が債権の目的物を債権者のために供託することによって一方的に債務を消滅させる弁済供託の制度の有無を、受領拒絶と債権者不確知の場合に分けて検討する。

(1) 受領拒絶

債権者が目的物を受領しないために債務を履行できない債務者にとって、最も一般的な対抗措置は弁済の提供 (tender) である。弁済の提供には、債務者が契約に従った債務の履行を無条件で申し出たにもかかわらず、債権者が弁済の受領を拒んだことが必要であるが、これが認められれば債務者は後に債権者から訴訟を起こされても、弁済の提供の抗弁をすることによって債務不履行の責任を免れることができる⁶⁴。この点は、債権の目的物

⁵⁷ Attachment of Earnings Act 1971, s.6(5). これらの額は債務者の自己申告した情報に基づくため債権者にとって不利なものになりやすいとされる。see John Baldwin and Ralph Cunnington, "The abandonment of civil enforcement reform", (2010) 29 CJK 159, p.171.

⁵⁸ CCR 27.7(2).

⁵⁹ CCR 27.7(4), (5) and (7).

⁶⁰ 雇用主は払込みのたびに自己の事務手数料として1ポンドを追加控除できる (Attachment of Earnings (Employer's Deduction) Order 1991 (SI 1991/356))。

⁶¹ *Attachment Orders - A guide for employers*, para 2.1.7. (給与差押命令とともに雇用主に送付されるハンドブック。http://www.southlakeland.gov.uk/EasySiteWeb/GatewayLink.aspx?alId=37803) [最終アクセス: 2015年2月27日]

⁶² Attachment of Earnings Act 1971, Schedule 3 paras 7 and 8.

⁶³ CCR 27.18.

⁶⁴ *Dixon v Clark* (1848) 5 CB 365.

が動産であっても金銭であっても変わりはない。しかし、弁済の提供にそれ以上の効果があるかどうか、弁済の提供なしで債権者が受領拒絶の意思表示をした場合にどうなるかなどの点で違いがある。

動産売買においては、売主が有効な弁済の提供⁶⁵をしたにもかかわらず買主がその受領を拒んだときは、弁済の提供は弁済そのものと同視され、売主はそのときから目的物の引渡義務を免れるばかりではなく、買主に対して債務不履行の損害賠償請求をすることもできる⁶⁶。16世紀初頭までは、目的物が動産か金銭かの区別なく、債務者が弁済の提供の抗弁によって義務を免れるには単に弁済の提供をしたというだけでは足りず、訴答手続の時点でもなお弁済の準備をし続けていることが必要とされていたが、動産については17世紀前半には既に現在のように変化したとされる⁶⁷。

現実の提供がない場合は、別の考察が必要となる。動産売買の売主は目的物を引き渡す義務を、買主は受領して代金を支払う義務をそれぞれ負い⁶⁸、双方の義務は同時履行の関係に立つ⁶⁹。また、買主が売主の住所に目的物を引き取りに行く取立債務が原則である⁷⁰。売主が目的物の引渡しの準備とその意思を有して買主に受領を求めた場合、買主は合理的な期間内に目的物を受領する義務を負う。この期間内に受領を怠り又は拒絶した買主は、それによって売主に生じた損害、及び目的物の管理・保管に要した合理的な費用を賠償しなければならない⁷¹。しかし、さらに進んで、合意した時期に買主が受領を拒絶したことを理由として売主が契約を解除し、目的物を他に売却することまで認められるかどうかは別問題であり、それが認められるためには、受領の時期が契約の核心部分（essence）をなしている必要がある。1979年動産売買法は、別段の合意がない限り代金の支払時期は契約の核心部分ではないが、その他の時期については契約条項次第であると規定し⁷²、一般に目的物の引渡時期は核心部分であると推定されている⁷³。これに対し、目的物の受領時期は、代金支払時期と同様に原則として核心部分ではないと解されており⁷⁴、受領遅滞には給付危険が買主に移転するといった効果はあるものの⁷⁵、それだけでは契約の解除を根拠づける事由にはならない。ただし、目的物が損傷しやすい性質のものであるときは別で、

⁶⁵ 1979年動産売買法（Sale of Goods Act 1979）によれば、売主の弁済の提供は合理的な時間になされなければ無効であり、合理的な時間か否かは事実問題である（s. 29(5)）。また、Startup v Macdonald (1843) 6 Man & G 593によれば、目的物が契約に適合したものであるかどうかを検査する合理的な機会が買主に与えられたことも必要である。

⁶⁶ Chitty on Contracts: Volume I: General Principles (31th edn, 2012), para 21-084; Cheshire, Fifoot & Furmston's Law of Contract (16th edn, 2012), p. 697; Anson's Law of Contract (29th edn, 2010), p. 450; Richard Stone, The Modern Law of Contract (10th edn, 2013), para 14.4.

⁶⁷ William Holdsworth, A History of English Law, vol. 8 (2nd edn, 1937), p. 79.

⁶⁸ Sale of Goods Act 1979, s. 27.

⁶⁹ Sale of Goods Act 1979, s. 28.

⁷⁰ Sale of Goods Act 1979, s. 29(2).

⁷¹ Sale of Goods Act 1979, s. 37(1).

⁷² Sale of Goods Act 1979, ss. 10(1) and (2).

⁷³ Chitty, *supra* n. 66, para 21-086; Treitel, The Law of Contract (13th edn, 2011), para 18-093.

⁷⁴ Woolfe v Horn (1877) 2 QBD 355; Atiyah's Sale of Goods (12th edn, 2010), p. 301.

⁷⁵ Sale of Goods Act 1979, s. 20.

受領時期が契約の核心部分になるため、売主は受領遅滞後に直ちに他へ売却することができる⁷⁶。さらに、受領拒絶が買主の言動と相まって契約全体の履行拒絶 (repudiation) に至っていると評価される場合には、履行拒絶の一般ルールに従い、売主は履行拒絶を承諾して契約を解除し、買主に債務不履行の損害賠償を請求することができるため⁷⁷、売主が長期にわたって目的物の保管を強いられるという状況は考えにくい。結局、動産売買においては、買主の受領拒絶への対抗手段として売主に目的物の供託を認める必要性はないといえる。

債務の目的が一定額の金銭の支払いである場合も、弁済の提供が契約に厳密に従ってなされる必要があることは共通であり、金銭は原則として債権者の前に現実に提示されなければならない⁷⁸、それが実際の債務額に不足する場合はもちろん、多すぎる額を出して債権者に釣りを用意する負担をかける場合も有効な弁済の提供とは認められない⁷⁹。しかし、動産の引渡しの場合と異なり、債務者が弁済の提供をし、債権者が受領を拒絶した場合であっても、債務者は弁済義務を免れることはできず、いつでも弁済できる準備をその後も継続しなければならない⁸⁰。

後に債権者が債務不履行責任を追及する訴訟を提起し、債務者が弁済の提供をしたとの抗弁 (defence of tender before claim) をする場合にも特別の手續が適用され、債務者は弁済の提供をしたと主張するのと同額の金銭を裁判所に供託しなければならない⁸¹。供託は抗弁の提出時になされる必要がある⁸²。この供託の効果は、訴訟費用面での利点に尽きる。有効な弁済の提供をしたと主張する債務者にしてみれば、債権者が債務額を争って受領拒絶などしなければ訴訟提起の必要はなかったものであり、訴訟費用を負担するいわれはない。抗弁が認められ債権者が敗訴した場合は、費用負担の一般ルールにより債務者は自己の訴訟費用を債権者から回収できるため問題ないが、供託された金額で和解が成立する場合も、実質的には債務者の抗弁が認められたに等しい。そこで、弁済の提供の抗弁のための供託は、CPR 第 36 部⁸³が規定する「和解の申入れ」 (Part 36 offer と呼ばれる) として扱われる。その結果、原告が供託金の額で満

⁷⁶ Sharp v Christmas (1892) 8 TLR 687. 目的物がジャガイモの事案。

⁷⁷ Sale of Goods Act 1979, s.37(2). 特定物売買では、売主が解除・損害賠償ではなく、買主に目的物の引取りと代金の支払いを強制することを望む場合もあり得る。1979年動産売買法は売主が債務不履行をした場合の買主の特定履行だけを認めているが (s.52)、逆に買主が受領拒絶した場合に売主が特定履行を求めることも認められる。see Chitty, *supra* n.66, para 27-013 and its footnote 55.

⁷⁸ Chitty, *ibid*, para 21-089; Treitel, *supra* n.73, para 17-004.

⁷⁹ Betterbee v Dabis (1811) 3 Camp. 70; Chitty, *ibid*, para 21-086; Treitel, *ibid*.

⁸⁰ Chitty, *ibid*, para 21-085; Cheshire, Fifoot and Furmston, *supra* n.66, p.697; Anson, *supra* n.66, p.451; Stone, *supra* n.66, para 14.4.2.

⁸¹ CPR 37.2.

⁸² Greening v Williams (1999) The Times, 10 December 1999. Ayton v Jennison [2014] EWHC 884 (QB) によれば、債務額が確定していない場合は供託できず、弁済の提供の抗弁をすることはできない。

⁸³ 2015年4月6日から発効する Civil Procedure (Amendment No.8) Rules 2014 (SI 2014/3299) により、第 36 部は大きな改正を受ける (概要については、CPN 2015, 2(Feb), pp.8-12 を参照)。主な改正点は、①申入れの撤回及び変更、②申入れの受諾 (特に審理の分離がある場合)、及び③裁判官に対する申入れの開示制限に関するものであり、本文の記述に影響はないが、条番号が全面的に振り直されるため、以下の注では改正後の対応条番号を [] で示す。

足して和解の申入れを受諾する場合は、原告は弁済の提供がなされた日以降の被告の訴訟費用を負担しなければならない⁸⁴。

この法定の和解制度は、早期の紛争解決を促進するために、一定の方式⁸⁵を満たしてなされた和解の申入れに一般の示談とは異なる特殊な効果を与えており、合理的な和解の申入れを拒絶する当事者は、訴訟費用に関するリスクを負うことになる。被告が申入れをする場合の一般ルールは、以下のとおりである。

申入れには、原告が受諾するか否かを熟慮するための相当期間 (relevant period) が設定される。申入れが審理開始の 21 日より前になされる場合は、被告が 21 日以上の期間を定め、それ以外の場合には、審理の終結時又は裁判所が指示する時までが相当期間となる⁸⁶。原告が相当期間内に申入れを受諾するときは⁸⁷、原告は受諾日までの訴訟費用の全てを被告に負担させることができる⁸⁸。受諾が相当期間を過ぎてなされるときは⁸⁹、裁判所が裁量によって費用負担命令を出す⁹⁰、その内容は通常、相当期間の終期までの費用は被告負担、相当期間の終期から受諾日までの費用は原告負担というものである⁹¹。受諾によって訴訟手続は停止し⁹²、書面での別段の合意がない限り、被告は受諾日から 14 日以内に和解金を原告に支払わなければならない⁹³。本制度の特色が最もよくあらわれるのは、原告が申入れを受諾しない場合である。原告が和解を拒絶して訴訟を継続し、勝訴判決を得た場合であっても、認容額が被告の申入れ額よりも 1 ペニーでも高くなければ、申入れ後の訴訟費用は原則として全て原告の負担とされるのである⁹⁴。裁判官の判断に影響を与えないよう、請求を認容するか否か、及び認容額の決定が全て終わるまでは、和解の申入れがなされたことは事実審裁判官には知らされない⁹⁵。

⁸⁴ *Blackstone's Civil Practice 2014*, para 64.14.

⁸⁵ 申入れは必ず書面で (CPR 36.2(2)(a), [36.5(1)(a)])、Part 36 offer の効果を意図していることを明確に述べなければならず (CPR 36.2(2)(b), [36.5(1)(b)])、申入れの対象が請求の全部か一部か (CPR 36.2(2)(d), [36.5(1)(d)])、反訴請求も含むのか (CPR 36.2(2)(e), [36.5(1)(e)]) なども記さなければならない。

⁸⁶ CPR 36.2(2)(c), [36.5(1)(c)].

⁸⁷ 原則として、申入れを受諾するのに裁判所の許可は必要ない。ただし、①共同被告の全員が申入れをするのではない場合 (CPR 36.9(3)(a) and 36.12(4), [36.11(3)(a) and 36.15(4)])、②人身傷害の損害賠償請求であって、社会保障制度からの給付分を控除する必要がある場合 (CPR 36.9(3)(b), [36.11(3)(b)])、③1976 年致命的事故法の適用などにより賠償金の配分が必要である場合 (CPR 36.9(3)(c), [36.11(3)(c)])、④審理が既に開始している場合 (CPR 36.9(3)(d), [36.11(3)(d)])、⑤当事者が未成年者又は保護裁判所の管轄下にある者である場合 (CPR 21.10) には、受諾に裁判所の許可を要する。

⁸⁸ CPR 36.10(1) and (3), [36.13(1) and (3)]. 裁判所に被告の負担を一部に限定するなどの裁量権はない。see *Lahey v Pirelli Tyres Ltd* [2007] 1 WLR 998.

⁸⁹ 申込みは相当期間が経過しても当然に失効するのではなく、被告が申込みの撤回通知を送達するまで、原告はいつでも受諾することができる (CPR 36.3(6), (7) and 36.9(2), [36.11(2)]). ただし、2015 年 4 月 6 日からは、申入れに相当期間後の自動失効条項を盛り込むことが可能になる [36.9(4)(b)].

⁹⁰ CPR 36.10(4)(b), [36.13(4)(b)].

⁹¹ *Sime*, *supra* n.13, para 36.15.

⁹² CPR 36.11(1), [36.14(1)].

⁹³ CPR 36.11(6)(a), [36.14(6)(a)].

⁹⁴ CPR 36.14(1)(a), (1A) and (2), [36.17(1)(a), (2) and (3)].

⁹⁵ CPR 36.13(2), [36.16(2)]. ただし、同条は弁済の提供の抗弁には適用されない (CPR 36.13(3)(a),

近年まで、第 36 部の和解の申入れをする被告は、弁済の提供の抗弁に限らず、常に金銭を裁判所に払い込まなければならなかった。裁判所への払込み (payment into court) と呼ばれるこの手続は、17 世紀前半には既に存在し 18 世紀に発達した裁判実務にその起源をもち⁹⁶、1833 年民事訴訟法によって制定法上の制度となるとともに、定額金銭債務訴訟に限らず不法行為の訴えのほとんどもに拡張され⁹⁷、1965 年最高法院規則 (Rules of Supreme Court 1965。以下「RSC」という) 及び 1981 年県裁判所規則 (County Court Rules 1981。以下「CCR」という) に引き継がれた⁹⁸。1999 年に CPR に取り込む際には、金銭の払込み要件を廃止すべしとの議論もあったが、最終的に和解内容の履行担保の必要性を主たる理由として承継された⁹⁹。

裁判所への金銭の払込みを被告の権利として広範に認めるこの制度は、「大陸法の供託に相当する」¹⁰⁰と評される一方、原告が和解に応じるかどうか分からない段階から金銭を拘束されることは資金に余裕のない被告にとって大きな負担であり、和解による紛争解決の障害になっているとの批判を免れなかった¹⁰¹。控訴院も、金銭の払込みがなくても、それ以外の要件を全て満たしており、かつ被告に支払能力がある場合には、第 36 部の申入れと同じ効果を認めてもよいとする判断を示すに至り¹⁰²、要件の見直しが不可避となった。改正の過程では、被告の資力をどのように担保するかが主たる問題となったが¹⁰³、最終的に新たな資力要件を付加することなく金銭の払込み要件を撤廃することで決着し、2007 年 4 月 6 日以降、第 36 部の和解の申入れに裁判所への払込みは必要なくなった。弁済の提供の抗弁はその唯一の例外であり、300 年以上の歴史を持つ伝統的手続の最後の残滓である。

[36.16(3)(a)]。

⁹⁶ William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, Volume 3, (1765-1769), p.304. 裁判所への払込みとは、「さらなる手続費用を防ぐために、被告が負担していると自認する額をそれまでに発生した費用と合わせて担当の裁判所事務官の手に払い込む」ことであるとし、その効果を次のように述べている。「原告が金銭の払込み後も訴訟を継続するときは、原告は危険を冒すことになる。というのは、もし原告が裁判所に払い込まれた額以上の権利を証明できないときは、訴えを却下され、被告の訴訟費用を支払わなければならないからである。しかし、払い込まれた金銭は、被告が義務を負うことを認めているのだから、原告のものである」。これに対し Blackstone の時代より 1 世紀以上前の 17 世紀前半までのルールは原告にさらに厳しく、弁済の提供を争って敗れた原告には、被告が払い込んだ金銭に対する権利も認められなかった。see Holdsworth, *supra* n.67, p. 80.

⁹⁷ Civil Procedure Act 1833, s.21.

⁹⁸ RSC Order 22 and CCR Order 11. 両規則のもとでの要件・効果については、Janice Toran, "Settlement, Sanctions, and Attorney Fees: Comparing English Payment into Court and Proposed Rule 68", 35 *Am U Int'l L Rev.* 301 (1986), pp.309-311 を参照。

⁹⁹ Daniel Ward, "New Carrots and Sticks: Proposals for Reform of CPR Part 36", 70(2) *MLR* 278 (2007), p.283.

¹⁰⁰ Antoni Vaquer, "Tender of Performance, *Mora Creditoris* and the (Common?) Principles of European Contract Law", 17 *Tul. Eur. & Civ. LF* 83 (2002), p.107.

¹⁰¹ Ward, *supra* n.99, pp.284-285.

¹⁰² *Crouch v Kings Healthcare NHS Trust* [2005] 1 *WLR* 2015; *Stokes Pension Fund v Western Power Distribution plc* [2005] 1 *WLR* 3595.

¹⁰³ Department of Constitutional Affairs の素案、*Part 36 of the Civil Procedure Rules: Offers to settle and payments into court* (2006), p.13 は、公共団体及び責任保険に入っている被告は当然に、それ以外の被告は申入れ額を支払う資力があると裁判所が認める場合に限り、第 36 部の申入れができるとしていた。

(2) 債権者不確知

ある債権又は目的物について権利を主張する者が複数存在する場合に、権利主張者どうしを裁判官の面前で争わせることによって債務者又は目的物の占有者を複数の訴訟や二重弁済のリスクから保護するための伝統的な制度が、インタープリーダー (interpleader) である。その起源は 14、5 世紀のコモン・ローに遡るともいわれるが¹⁰⁴、現代につながる訴訟手続が誕生したのは 18 世紀のエクイティ裁判所においてである。初期は主に受寄者に、後には運送、仲買、倉庫業者などに広く使われるようになり、18 世紀後半から 19 世紀初頭にかけて蓄積された多数の判例によって発展し、要件の不明確さから生じた混乱を解消するため 1831 年の制定法¹⁰⁵により準則の整備がなされた。

現代のインタープリーダーは、近時まで係属先が高等法院か県裁判所かによって RSC と CCR で別々に規律されていたが¹⁰⁶、主要な部分に違いはなく、①金銭債務者又は金銭・動産の占有者が複数の者からの請求を受ける場合、及び②裁判所の執行官が差し押さえた動産に対して判決債権者以外の者が権利を主張する場合という 2 つの類型を含んでいた。債権者不確知に当たるのは①であり、②は第三者異議の訴えに相当する。債権回収と強制執行の効率化をテーマとして 2014 年 4 月 6 日に発効した改正 CPR¹⁰⁷はインタープリーダーも対象とし、従来の規則を廃止して高等法院と県裁判所の手続を統合する一方、①と②を別個の制度として CPR に取り入れた。①は第 86 部「係争物保有者請求及び申立て」、②は第 85 部「被管理動産及び被執行動産に対する請求」と題され¹⁰⁸、インタープリーダーという用語は用いられなくなったが、新し手続に抵触しない限り従来の判例もなお適用される。

係争物保有者 (Stakeholder) とは、金銭債務者又は金銭ないし動産について義務を負う者であって、2 人以上の者から競合する訴えを提起され、又は提起されるおそれがあるものをいう¹⁰⁹。係争物保有者はこの手続によって、誰に履行すべきか指示するよう裁判所に求めることができる¹¹⁰。申立てにおいて係争物保有者は、①係争物に関して手数料又は費用の他に利害関係を有さないこと、②係争物に対する権利主張者との通謀がないこと、及び③係争物を裁判所へ払い込み又は引き渡し、ないし裁判所の指示通りに処分する意思があることを証人陳述書で明らかにする必要がある¹¹¹。訴状又は申立書 (係争物保有者が既に提訴されている場合) は、競合する全ての権利主張者に送達され、各権利主張者は送達

¹⁰⁴ Geoffrey Hazard and Myron Moskovitz, "An Historical and Critical Analysis of Interpleader", 52 Cal. LR 706 (1964), pp.709-710 は、14、5 世紀のコモン・ロー上の手続が 18 世紀以降のエクイティ上のインタープリーダーに直接の影響を与えたことを示す証拠は皆無であるとして両者の関係を否定する。

¹⁰⁵ Interpleader Act 1831 (1 & 2 Will. 4, c.58). 同法によりコモン・ロー裁判所でもインタープリーダーを扱うことができるようになった (s.1)。

¹⁰⁶ CPR schedule 1, RSC order 17 and CPR schedule 2, CCR order 33.

¹⁰⁷ The Civil Procedure (Amendment) Rules 2014 (SI 2014/407).

¹⁰⁸ CPR Part 86 (Stakeholder Claims and Applications) and CPR Part 85 (Claims on Controlled Goods and Executed Goods).

¹⁰⁹ CPR 86.1(1).

¹¹⁰ CPR 86.2(1).

¹¹¹ CPR 86.2(4).

後14日以内に権利を主張する金銭や動産を明らかにして主張の根拠を記載した証人陳述書を裁判所に提出し、係争物保有者にも送達しなければならない¹¹²。審理において裁判所は、以下の権限を有する。(a)係争物保有者又は権利主張者の誰を被告とするかを命じること、(b)当事者間の争点を陳述するよう命じ審理すること、(c)係争物保有者の申立てを略式決定すること、(d)申立ての略式決定のための指示を出すこと、及び(e)係争物の保存(retention)、売却又は処分、及び売得金の支払いのための指示を出すこと¹¹³。審理を通じて確定した真の権利者への弁済が係争物保有者に指示されて、手続は終了する。

執行官が差し押さえた動産に対して判決債務者以外の者が所有権を主張する場合の手続の概要は、以下のとおりである。権利主張者が差押後7日以内に執行官に対し根拠を示して自分の動産である旨を書面で通知すると、執行官は3日以内に判決債権者に権利主張があったことを通知し、判決債権者はその受領から7日以内に、権利主張を容認するか、その全部又は一部に異議を唱えるかを執行官に通知する¹¹⁴。債権者が容認する場合は、被差押動産に対する執行力が失われ、執行官は速やかに権利主張者が動産を回収できるようにし¹¹⁵、全部又は一部に異議を唱える場合には、権利主張者は主張の根拠を述べた証人陳述書を添えて申立てをすることによって、裁判所の指示を求めることができる¹¹⁶。裁判所には、申立てを略式決定したり、証拠の追加を求める指示を出したり、指示を出すための審理や申立てについての審理を開くなどの権限があり、被差押動産に関しては、保存、売却又は処分のための指示を出すことができる¹¹⁷。

CPR改正前のインタープリターに関して、ある権威的解説書は、金銭供託と物品供託がともに可能であると記述している。すなわち、「裁判所は、救済の申立人をできるだけ速やかにインタープリター手続から解放したいと思うものである。金銭債務又は一定額の金銭に関する紛争である場合には、申立人は、その金額から申立ての見積り(又は合意した)費用を控除した上で裁判所に払い込むよう命じてもらうことにより、解放されることができる」¹¹⁸。係争物が動産である場合については、「訴訟費用及び執行官費用を節約するため、特に動産が毀損しやすいものである場合は、…動産の売却を命じてもらうことができる」。「動産が売却に適さない場合(例えば、紛争が特定物に関するとき)、裁判所は両当事者のソリシターの共同名義で供託するよう命じることができる」¹¹⁹。このような方法での物品供託を命じた判例などは示されておらず、事例の存在は疑わしいが¹²⁰、命

¹¹² CPR 86.2(6).

¹¹³ CPR 86.3(1)(e).

¹¹⁴ CPR 85.4(1)-(3).

¹¹⁵ CPR 85.4(6).

¹¹⁶ CPR 85.5(1)-(4).

¹¹⁷ CPR 85.10.

¹¹⁸ White Book, *supra* n.21, sc17.5.7 and cc33.9.1.

¹¹⁹ White Book, *ibid*, sc17.5.8 and cc33.9.2.

¹²⁰ White Bookと並ぶ代表的な民事訴訟手続の解説書であるBlackstone, *supra* n.84, para 14.79は、動産に対する裁判所の命令として「安全な保管(safe custody)又は売却」しか挙げていない。また、1883年最高法院規則(1965年規則の前身)のもとでの裁判所書式集、*Chitty and Jacob's Queen's Bench*

令を出す根拠規定はたしかに存在した。高等法院の場合は、「…裁判所は、インタープリター手続のために費用又はその他のあらゆる事項に関し、適切と考える命令を出すことができる」¹²¹、県裁判所の場合は、「裁判所が手続を始める前か後かを問わず…、裁判官は申立人に対して係争物を裁判所に提出すること、又は裁判所命令を守るために裁判官が適切と考える方法で処分することを指示することができる」¹²²。

改正 CPR でも裁判所は、係争物保有者の手続では「費用その他のあらゆる事項に関して適切と考える命令を出すこと」¹²³、被差押動産の手続では「裁判所が適切と考えるあらゆる命令を出すこと」¹²⁴ができると包括的に規定されており、供託を含む種々の命令を出し得ることは従前のおりである。金銭債務者を手続から解放するための裁判所への払込命令は、これまでと変わらず多用されるであろう。これに対し、物品供託については、目的物に対する裁判所の指示の内容を「保存、売却、処分」と明示的に列挙した新手順のもとで従前の説明を維持することは困難であろう。たしかに CPR は、裁判所の権限の列挙は「本規則で認められている他の指示を出す裁判所の訴訟管理権限を制限しない」¹²⁵と確認しており、物品供託を命じることが制度的に不可能となったわけではない。しかし、目的物が売却に相応しくない場合には、裁判所は係争物保有者や差押執行官にそのまま保管を続けさせ、それにかかった費用は訴訟費用負担の一般ルールに従って敗訴当事者に支払わせれば十分であり、物品供託が必要な状況というのは、およそ考えられない。受領拒絶と同様に、債権者不確知に相当する場面でも、物品供託は認められないと結論づけてよいであろう。

III. 物品供託

供託制度の確立の端緒となった 1726 年法がその表題中に「金銭及び動産 (effects)」と明示した時以来、イギリスでは今日まで、制度上は一貫して金銭と物品の両方を供託の対象としてきた。例えば、1905 年最高法院基金規則は、供託物 (funds) には「箱及びその他の動産を含む」¹²⁶と定義し、動産は「施錠した箱に入れ、又は銀行¹²⁷が満足するその他の安全な方法で」¹²⁸供託されねばならないと規定していた。当時の実務解説書には、被告が箱に入れた「食器、宝石又は有価証券」を裁判所で主事に供託する方法やそのときの

Forms (19th edn, 1965), pp.139-140 は、インタープリターの係争物に関して売却と金銭供託の命令書のみを掲載し、物品供託への言及は全くない。

¹²¹ RSC 17.8(1).

¹²² CCR 33.9.

¹²³ CPR 86.5(1).

¹²⁴ CPR 85.10(1)(g).

¹²⁵ CPR 85.10(4) and 86.3(2).

¹²⁶ Supreme Court Funds Rules 1905, s.3.

¹²⁷ CFO がとって代わるまで、イングランド銀行裁判所支店 (Law Courts Branch) が全ての供託物の受入先だった。

¹²⁸ Supreme Court Funds Rules 1905, s.29.

供託物明細書の書式を具体的に述べたものがあり¹²⁹、実際に物品供託が行われていたことは間違いない。ただし、有価証券と同列に扱っていることから分かるように、銀食器や宝石類といった価値のある小型の動産を金銭の代替物として裁判所への払込みや訴訟費用の担保供託にあてる使い方だったようである¹³⁰。

1987年裁判所基金規則でも前時代の規定が少なからず引き継がれており、供託物を金銭とそれ以外、すなわち有価証券と動産に分けて手続を別個に規定し、いずれも原則としてはCFOを供託先としつつ、有価証券と動産については、司法会計官は銀行への引渡しを指示し、銀行に「施錠された箱又は銀行が満足するその他の方法での保管」¹³¹をさせることができた。この1987年規則を「現代化及び簡明化」することを目的として制定された現行の2011年裁判所基金規則も、供託物を「金銭（外国通貨を含む）、有価証券又は動産」¹³²と定義するのは従来のおりである。しかし、金銭とそれ以外を区別せずに初めて手続を統一しただけでなく、伝統的な箱を使った銀行への物品供託の手続も廃止した。CFOが1987年規則の改正に向けた意見公募のために公開した説明資料では、「司法会計官は有価証券や動産の銀行への引渡しをもはや指示しておらず、銀行との間でそのような引渡しの受入れに関する取決めも存在しない」¹³³ことを理由に2011年規則に引き継がないことを提案しており、銀行への物品供託がとうに実態を失っていたことが分かる。

供託するには、裁判所が署名して認証した供託物明細書、又は供託申請書及び供託を許可する裁判所命令の捺印ある写しをCFOに提出することが必要であるが¹³⁴、供託物明細書のCFO書式は、政府の書式サイトでは金銭の払込み用との説明が付されているものの、物品供託にも対応できる体裁になっている¹³⁵。また、払渡しを受けるには判所が署名して認証した払渡明細書を要するが¹³⁶、その書式についても同様である¹³⁷。供託原因としては、訴訟費用の担保として、裁判所が当事者の一方に貴金属などの供託を命じる場合が、理論上は考えられよう。

¹²⁹ H. W. Seton et al., *Forms of Judgments and Orders in High Court of Justice and Court of Appeal Having Reference to the Chancery Division with Practical* Vol.1, (7th edn, 1912), pp.197-200.

¹³⁰ 1905年規則が制定される前のおよそ30年間は、逆に宝石のような高価品を裁判所で供託することが禁じられていた。1874年のChancery Funds Amended Ordersが、「宝石や食器、その他同様の性質をもつ物品、又は有価証券」からなる訴訟当事者の動産の供託を大法官府裁判所書記官が受けることを禁じ、同令は1895年に廃止されたが、入れ替わりにOrder 61, r. 30がRules of Supreme Court 1883に主事事務局(Central Office)での「宝石や食器…」の供託を禁じる一文を付け加えたのである。この結果、宝石などの供託は、裁判所が直接銀行に供託するよう命令を出した場合にしか行うことができなくなった。禁止の理由は判然としないが、このような措置をあえてとらねばならないほど、宝石などの高価な動産による供託が当時広く行われていたことが推察される。see *ibid.*, p. 207.

¹³¹ Court Funds Rules 1987, ss.17(1) and (2).

¹³² Court Funds Rules 2011, s.3(2).

¹³³ *Court Funds Rules consultation* (2011), para 23. [<http://www.justice.gov.uk/downloads/about/cfo/court-funds-rules.pdf>] [最終アクセス：2015年2月27日]

¹³⁴ Court Funds Rules 2011, s.6(1).

¹³⁵ <https://www.gov.uk/government/publications/court-funds-deposit-schedule>. [最終アクセス：2015年2月27日] 供託物の詳細の記入様式は、*supra* n. 129の書式からほとんど変わっていない。

¹³⁶ Court Funds Rules 2011, s.22(1).

¹³⁷ <https://www.gov.uk/government/publications/court-funds-payment-schedule>. [最終アクセス日：2015年2月27日]

しかし、CF0 の年次決算書からは、現在では物品供託はあくまで理論上のものにとどまることがうかがわれる。2012-13 年版では、財務状況を報告する章に「物的な財産(Physical effects)」という項目が新たに設けられ、次のように述べられている。「CF0 はクライアントのために裁判所に納められた物品も保有している。これらの財産には経済的な価値はなく、ほとんどは CF0 が保管者の役を務めている文書、捺印証書、遺言書である。ただし、名目上の価値を持つ財産が 2 つある。①20 世紀初頭に裁判所に払い込まれた 16 枚の米ドル金貨。金庫室に保管されている。②18 世紀に裁判所に払い込まれた袋詰め 1,747 枚の銀貨と 4 枚の金貨。現在、英国博物館に貸し出されているが、CF0 の管理は続いている。鑑定では 55,000 ポンドの価値がある。2012-13 年の決算書作成作業の過程でこれらの財産はともに司法会計官部局によって確認され、算入された」¹³⁸。この記述は、新たな物品供託の例がもはや存在していないことを物語っている。

また、仮に物品供託の申請がなされたとしても、CF0 が受け入れるかは甚だ疑問である。2011 年規則は、十分な理由がある場合には司法会計官が供託を拒絶できることを明文化しているからである¹³⁹。委任立法合同委員会に対する司法省の説明では、司法会計官が供託の受入れを拒絶すべき例として「供託物明細書や供託申請書の真正性に疑いがある場合や、供託される金銭が本当に供託者のものか疑わしい場合」¹⁴⁰が挙げられているが、供託物が CF0 の保管能力を超えることも当然拒絶の十分な理由となる。たしかに、司法会計官は別段の指示をすることによって CF0 以外へ供託させることも可能だが¹⁴¹、後記するように投資機関としての効率性・専門性を追求している現在の CF0 が、1987 年規則のもとでもしていなかった銀行ないし倉庫業者との間での物品受入れの取決めを結んでいるとは、どうてい考えられない。イギリスにおける物品供託の制度は、既に名目的なものに化しているといつてよいのではないだろうか。

最後に、物品の保管費用について記しておく。2011 年規則は、売却手数料など有価証券の処理に要した費用、及び振込手数料など金銭の払渡しに要する費用については、それぞれ売却金や供託金から控除できるとの規定を置いているが¹⁴²、物品の保管費用については何も規定していない。この点は、過去の諸規則も同じであり、供託物として想定されていたのが保管のスペースや管理の手間をさほど要しない「箱」だったからであろうか、保管費用を当事者に請求しないのが伝統的なスタンスである。ただし、無償というわけではなく、裁判所の手続を利用するときの常として一定の手数料が徴収され、例えば 1905 年規則の時代には、供託物の種類を問わず、供託や払渡しの申請書には 1 シリングの印紙が必要

¹³⁸ *Funds in Court in England and Wales Account 2012-13*, p. 29.

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/246628/0386.pdf]
[最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹³⁹ Court Funds Rules 2011, s.10.

¹⁴⁰ <http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201012/jtselect/jtstatin/214/21411.htm>.
[最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹⁴¹ Court Funds Rules 2011, s.7(1)(b).

¹⁴² Court Funds Rules 2011, ss.19 and 32(3).

だった¹⁴³。この他、供託物の証明書をもろうにも1シリングなど供託制度の利用にはあれこれ手数料が発生し、結局のところ当事者は保管費用は請求されなくても、相応の負担を避けられなかった。その後、こうした手数料は廃止されたが、保管費用はとらないという伝統は生き続け、2011年規則に引き継がれているのである。

IV. 金銭供託

裁判所への金銭の供託及び払渡しのための手続は、CPR 第37部及びその実務通達(Practice Direction)が定めている。まず、供託は現金ではなく、上級裁判所司法会計官を受取人とする小切手で行うのが原則である¹⁴⁴。裁判所の命令に基づく供託は、小切手、命令の捺印ある写し、及びCFO書式100¹⁴⁵を、弁済の提供の抗弁のための供託は、小切手、訴状の捺印ある写し¹⁴⁶と抗弁書の写し、及び書式100を、CFOに送付しなければならない¹⁴⁷。さらに、書式100の写しを各当事者に送達し¹⁴⁸、裁判所にも同じ写しと、各当事者に写しを送達したことを確証する送達証明書を提出する必要がある¹⁴⁹。例外的に、当座預金を持たない本人訴訟の当事者が県裁判所又は地方登録所における訴訟手続で供託する場合には、裁判所に現金で払い込み、書式100も裁判所に提出する方法で供託することが認められている¹⁵⁰。

供託金の払渡しを受けるには、裁判所の許可を得なければならない¹⁵¹。裁判所への許可申立書では払渡しを請求する理由を明らかにしなければならず、場合によっては請求の前提としている事実についての証拠も要求される¹⁵²。裁判所が申立てを認めて許可を出すときは、その許可には受領の日までの利息をつけた払渡しの指示が含まれる¹⁵³。ただし、弁済の提供の抗弁のための供託金については、原告が和解の申入れを受諾するのに裁判所の許可を要する例外的な場合¹⁵⁴を除き、払渡しに裁判所の許可は必要ない。原告は、払渡申請書(書式201¹⁵⁵)、及び供託金が和解の申入れのために用いられることについての被告の

¹⁴³ Sydney E. Williams & Frank Guthrie-Smith, *Daniell's Chancery Practice. Being a Treatise on the Practice of the Chancery Division, and on Appeal Therefrom* Vol.2 (8th edn, 1914), footnote(g) of p.1507.

¹⁴⁴ PD 37 para 1.1(1)(a).

¹⁴⁵ Form 100.

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/326401/cfo-100.pdf] [最終アクセス:2015年2月27日]

¹⁴⁶ CPR及び実務通達には出てこないが、Court Funds Rules 2011, s.6(3)(b)で要求されている。

¹⁴⁷ PD 37, paras 1.1(b) and (c).

¹⁴⁸ PD 37, para 1.1(2).

¹⁴⁹ PD 37, para 1.1(3).

¹⁵⁰ PD 37, para 1.2.

¹⁵¹ CPR 37.3.

¹⁵² PD 37, para 3.2.

¹⁵³ PD 37, para 3.3.

¹⁵⁴ CPR 37.3(a) and (b). 具体的には前掲注(87)参照。

¹⁵⁵ Form 201.

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/327692/cfo-201.pdf]

同意書（書式 202¹⁵⁶）を CFO に提出すればよい¹⁵⁷。この場合、原告が払渡しを受けられるのは供託金の元本だけであり、発生した利息は被告に支払われる¹⁵⁸。

払渡しは、訴訟代理人がいる場合は、必ず訴訟代理人の銀行口座への振込みによって、訴訟代理人がいない場合には、当事者本人の銀行口座への振込み、又は小切手によって行われる¹⁵⁹。

ところで、CFO が受け入れる金銭は、訴訟当事者からの供託金だけではない。CFO は保護裁判所が管轄する財産管理能力を欠く者の財産、及び未成年者が民事訴訟で受け取った損害賠償金も預託されており、14 万人以上から託されたおよそ 30 億ポンドの巨額の資金を運用する投資機関でもある。CFO に預託された金銭は、固定利率で利息が付く基本口座 (Basic Account) と特別口座 (Special Account)¹⁶⁰、及び利回り次第で元本が増減するユニット・トラストの一種である共同投資ファンド (Common Investment Fund) のいずれかに入れられる¹⁶¹。後二者は財産管理能力を欠く者及び未成年者のためのもので、供託金を含めその他の裁判所への払込金が入れられるのは、基本口座である。

基本口座・特別口座の利息は、預託金を短期の金融商品や国債に投資して得た運用利益から支払われる。利息と管理運営費を控除した後の余剰利益は国庫に入れられるが¹⁶²、逆にマイナスとなった場合には国庫から補填されることになっている¹⁶³。利率は、大法官が運用利益と支払利息のバランス、資金の水準や構成比率、及び管理運営費などの要素を考慮して定期的に見直しを行い¹⁶⁴、財務省の同意を得て決定する¹⁶⁵。2002 年 2 月以来、年利は基本口座が 4%、特別口座が 6% だったが、公定歩合の歴史的低水準による運用利益の減少のため、2009 年に立て続けに 3 度の大幅な切り下げが実施され、現在はそれぞれ 0.3% と 0.5% である¹⁶⁶。100% の政府保証付きとはいえ、特に特別口座は事故の後遺症を抱える未成年者や意思能力不十分者の将来の生活の支えであるため、現在の非常な低利率には関係者の不満が高まっている。批判に対して司法省は、特別口座の役割は保護の必要な人々の資金に安全な場所を提供することであって投資により資金を増やすことではないと答え

df] [最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹⁵⁶ Form 202

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/327686/cfo-202.pdf]
df] [最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹⁵⁷ PD 37, para 3.4.

¹⁵⁸ PD 37, para 3.6.

¹⁵⁹ PD 37, paras 3.7 and 3.8.

¹⁶⁰ Court Funds Rules 2011, s.11.

¹⁶¹ Court Funds Rules 2011, s.14(1). 共同投資ファンドは、Legal & General が運営する Equity Index Tracker Fund (2003 年 9 月設立) の中長期の株式に投資される。

¹⁶² Administration of Justice Act 1982, s.39(2).

¹⁶³ Administration of Justice Act 1982, s.39(3).

¹⁶⁴ <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201012/cmselect/cmjust/520/520we02.htm>.

[最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹⁶⁵ Administration of Justice Act 1982, s.38(7).

¹⁶⁶ それ以前の利率の推移は以下を参照。

https://www.justice.gov.uk/downloads/protecting-the-vulnerable/court-funds-office/investments-and-interest-rates/rate_changes2009.doc. [最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

るとともに、現在の利率は国庫からの補填という事態に将来陥るのを回避するために決定されたものだと説明している¹⁶⁷。これまで国庫からの補填が行われたことはないが、それは、運用利益が利息及び管理運営費の支払いに不足するときは、直ちに国庫に頼るのではなく、まず留保金からの充当が行われるためである。実際、2013年2月末時点で580万ポンドの不足が生じたが、留保金によって補われている¹⁶⁸。しかし、近年は大きなマイナス収支が続き、2009年には6,000万ポンド¹⁶⁹あった留保金は550万ポンドにまで減っており¹⁷⁰、留保金を使い果たして税金で穴埋めというシナリオはたしかに現実味を増している。

収支改善のための方策としては、毎年およそ300万ポンドの支払利息を生じさせている¹⁷¹基本口座の利率をさらに引き下げることも考えられる。利息を廃止するには1982年司法運営法の改正を要するが、利率の引下げであれば大法官の権限で可能である。しかし、特別口座の低利率に対する批判のなかに、このような主張は現在のところ見当たらない。推測であるが、その理由の1つには、特別口座の預託残高は現在の利率になった2009年以来減少し続けているとはいえ、なお基本口座の1.5倍以上あり、既に最低レベルにある基本口座の利率をさらに引き下げても特別口座の利率向上にはさほど寄与しないということがある。また、基本口座の資金は、訴訟当事者による供託金だけでなく、種々の制定法に基づいて払い込まれた金銭のほか、未成年者が成年に達したことによって特別口座から基本口座に振り替えられた事故賠償金¹⁷²など多様であり、運用の原資として利益を生んでいるにもかかわらず、利息の形での還元を一律に実質的にやめてしまうことには合理的な根拠が乏しい。仮に供託金だけ無利息又は異なる利率を適用するように制度変更したとしても、供託金の多くを占める弁済の提供の抗弁のための払込金に利息が発生するのは原告が申入れを受諾した時までであり¹⁷³、それ以降は原告がどれだけ放置していてももともと無利息なのであるから、収支に与えるインパクトはさらに小さい。少なくとも国庫負担という非常事態にならない限り、基本口座又は供託金の利率の引下げないし利息廃止という議論は起こらないと思われる。

批判として実際に見られるのは、共同投資ファンドの利用条件の厳しさとCF0の非効率性に対するものである。共同投資ファンドへの投資が認められるためには、預託額が1万ポンド以上で、かつ未成年者の場合は成年に達するまで5年以上あることが必要であり¹⁷⁴、

¹⁶⁷ *supra* n. 164.

¹⁶⁸ *supra* n. 138, p. 4. ただし、支払利息だけなら400万ポンドの余剰が生じており (pp. 22-23, paras 3-4)、赤字の原因は高額な管理運営費 (p. 24, para 9) にある。

¹⁶⁹ *Funds in Court in England and Wales Account 2008-2009*, p. 39, para 8.

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/248108/0930.pdf]
[最終アクセス：2015年2月27日]

¹⁷⁰ *supra* n. 138, p. 46.

¹⁷¹ *ibid.*, p. 23, para 4.

¹⁷² Court Funds Rules 2011, s. 12(4)(b).

¹⁷³ Court Funds Rules 2011, s. 13(3).

¹⁷⁴ Court Funds Rules 2011, s. 14(2).

現実のニーズに合っていないという不満である¹⁷⁵。しかし、近時は裁判所の後見的な監督のもとで人身傷害信託や銀行・住宅金融組合の保証債券など CFO 以外への投資が柔軟に認められるようになってきており¹⁷⁶、安全性よりも利潤や投資性の高い財産管理を志向する人々の選択肢は広がっている¹⁷⁷。また、非効率性への批判に対しては、CFO の「現代化」が進められており¹⁷⁸、財務省下の金融部門である NS&I と提携して口座管理業務の移管などを行うほか、2011 年 12 月 5 日には従来の CFO を閉鎖してグラスゴーに新たな CFO が設立された。利息をめぐる議論の行く末は、投資機関として面目の一新をはかる CFO が今後どれだけ収支を改善していけるかにかかっており、その結果が出るには今しばらく時間が必要であろう。

¹⁷⁵ *Response to consultation carried out by the Court Funds Office* (2011), pp.6-7, para 6. (*supra* n.133 に寄せられたパブリック・コメントへの回答)

[<http://www.justice.gov.uk/downloads/about/cfo/court-funds-rules-consultation-response.pdf>]
[最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹⁷⁶ “Court Funds claimants losing out to effects of tax and inflation”, *The Guardian* (30 July 2011). [<http://www.theguardian.com/money/2011/jul/30/court-funds-claimants-tax-inflation>]
[最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

A Handbook For Judges and Court Staff [Edition IV]: Awards to Children and Protected Parties and The investment and control of such funds (2014), pp.4-5. [<http://www.justice.gov.uk/downloads/courts/rcj/childrens-funds-handbook.pdf>] [最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

¹⁷⁷ 投資先の多様化の影響は特別口座の預託残高の減少としてあらわれており、2009 年には 36 億ポンド以上だったのが (*supra* n.169, p.21, para 12)、2013 年には 15 億ポンドを切るに至っている (*supra* n.138, p.28, para 14)。もっとも、このことは運用利益の減少をもたらす反面、より利率の高い利息の支払いも減ることによって、結果的に収支の改善につながっている。

¹⁷⁸ <https://www.justice.gov.uk/downloads/about/cfo/cfo-modernisation.pdf>.
[最終アクセス：2015 年 2 月 27 日]

参考資料 1

2011 年裁判所基金規則（全）

Court Funds Rules 2011

第 1 章 序、解釈、及び総則

【引用名、施行、廃止、経過措置】

1 条

(1) 本規則の引用名は 2011 年裁判所基金規則とし、2011 年 10 月 3 日から施行する。

(2) 本規則の別表に掲げる諸規則は廃止する。ただし、2011 年 10 月 3 日より前に出された命令、指示又は申請を実行するのに必要な範囲で引き続き適用する。

【規則の適用】

2 条

本規則は、

(a) 制定法に基づいて、又は

(b) (i) 県裁判所

(ii) 高等法院

(iii) 控訴院民事部、若しくは

(iv) 保護裁判所

における手続に関して裁判所に預託された、又は預託される基金に適用する。

【解釈】

3 条

(1) 本規則において使用される用語であって、1998 年民事訴訟規則でも使用されるものは、同規則におけるのと同じ意義を有する。

(2) 本規則における用語の意義は、次のとおりとする。

「司法会計官」とは、上級裁判所司法会計官、又は 5 条に基づいて任命された者をいう。

「認証される」とは、司法会計官の証印によって認証されることをいう。

「未成年者」とは、18 歳未満の者をいう。

「共同投資ファンド」とは、1982 年司法運営法 42 条に定める計画に従って設立されたファンドをいう。

「裁判所」とは、2 条(b)に掲げる裁判所をいう。

「CPR」とは、1998 年民事訴訟規則をいう。

「預託明細書」とは、基金を裁判所に預託するよう指示する命令のための明細書をいう。

「法定後見人」とは、無能力者に代わって意思決定する者であって、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。

(a) 2005 年意思決定能力法 16 条 2 項(b)に基づいて裁判所によって選任された者、

又は

(b) 同法付属法 5 の 1 条によって選任されたとみなされる者

「外国通貨」とは、ポンド以外の通貨をいう。「基金」とは、金銭（外国通貨を含む）、有価証券及び動産をいう。

「裁判所基金」とは、本規則 2 章に従って裁判所に預託された基金をいう。

「資産運用管理者」とは、無能力者に代わって裁判所基金の投資に関する決定をするために法定後見人によって選任された者をいう。

「命令」とは、裁判所の捺印ある命令又は指示をいう。

「支払明細書」とは、裁判所基金からの支払い、又は裁判所基金の処理を指示する命令のための明細書をいう。

「無能力者」とは、次の各号に掲げるいずれかの者をいう。

(a) 2007 年 10 月 1 日の前日まで 1983 年精神健康法第 7 章の意味における患者だった者、又は

(b) 裁判所が、その者のために保有し、若しくは保有することになる裁判所基金に関して 2005 年意思決定能力法の意味における能力を欠くと認める者

「申請書」とは、司法会計官が認可した書式を用いてなされた、次の各号に掲げるいずれかの事項のための申請書をいう。

(a) 基金の裁判所への預託

(b) 裁判所基金の処理、又は

(c) 裁判所基金からの支払いの受領

(3) 本規則において、無能力者に対して 2 人以上の法定後見人が選任されているときは、次の各号に掲げるとおりとする。

(a) 「法定後見人」の語は、選任の条件によって共同で行為することが義務づけられている場合には、その限りにおいて共同で行為する複数の法定後見人を指す。

及び、

(b) 司法会計官が次に掲げる事項を拒否することを認める本規則の全ての条項は、選任の条件によって複数の法定後見人が共同で行為することを要するにもかかわらず、指示又は申請が共同でなされていないために拒否する権限を含む。

(i) 法定後見人のなした指示に従うこと、又は

(ii) 法定後見人の申請にかかるその他の行為を実行すること

【裁判所基金部】

4 条

司法会計官の部局は、引き続き裁判所基金部

の名称を用いる。

【司法会計官の職務の免除】

5条

司法会計官は、本規則に基づいて司法会計官がなし得るあらゆる事項について、1人又は複数の者を任命してなさしめることができる。

第2章 裁判所基金の預託

【裁判所基金の預託に必要な文書】

6条

(1) 原則として、司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの文書が提出される場合に限り、基金の預託を受け入れなければならない。

(a) 裁判所が署名して認証した預託明細書、又は

(b) (i) 申請書、及び

(ii) 預託を許可する裁判所命令の捺印ある写し

(2) 本条の次の各項のいずれかに基づいて裁判所への預託が行われるときは、前項の原則は適用しない。

(3) 預託が CPR 37.2 (被告が訴訟提起前の弁済の提供の抗弁を望む場合は裁判所への払込みを要することを定める) に基づいてなされるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、預託を受け入れなければならない。

(a) 申請書

(b) 訴状の捺印ある写し、及び

(c) 抗弁書の写し

(4) 預託が CPR 61.11(18) (原告が裁判所への払込みをなすことによって責任制限基金を形成できることを定める) に基づいてなされるときは、司法会計官は、裁判所の捺印ある申請書が提出される場合に限り、預託を受け入れなければならない。

(5) 預託が 1896年生命保険会社(裁判所への払込み)法に基づいてなされるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、預託を受け入れなければならない。

(a) 裁判所が署名して認証した預託明細書、及び

(b) CPR 37.4 (制定法に基づく裁判所への払込みに関する規定) に従って作成された証人陳述書又は宣誓供述書

(6) 預託が 1925年受託者法に基づいてなされるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、預託を受け入れなければならない。

(a) (i) 裁判所が署名して認証した預託明細書、及び

(ii) CPR 37.4 に従って作成された証人陳述書若しくは宣誓供述書

又は

(b) (i) 申請書、及び

(ii) 預託を許可する裁判所命令の捺印ある写し

(7) 基金を裁判所に預託するために特別の許可を要求するその他の制定法に基づいて預託がなされるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、預託を受け入れなければならない。

(a) 申請書、及び

(b) 預託を許可する文書

(8) 預託が法定後見人によってなされるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、預託を受け入れなければならない。

(a) 申請書、及び

(b) 法定後見人を選任する命令の捺印ある写し

(9) 司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの文書が提出される場合に限り、外国通貨の預託を受け入れなければならない。

(a) 当該通貨の預託を許可した裁判所が署名して認証した預託明細書、又は

(b) (i) 申請書、及び

(ii) 当該通貨の預託を許可する裁判所命令の捺印ある写し

(10) 申請書が海事裁判所執行官によって作成されるときは、裁判所命令の捺印ある写しを提出することを要しない。

(11) 申請書が命令を出した裁判所によって捺印されているときは、裁判所命令の捺印ある写しを提出することを要しない。

【基金の預託】

7条

(1) 基金を裁判所に預託するときは、裁判所基金部に送付しなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

(a) 8条に従って預託する場合、又は

(b) 司法会計官が別段の指示をする場合

(2) 裁判所基金部に預託される基金が金銭であるときは、司法会計官が別段の指示をする場合を除き、小切手又は自己宛銀行振出手形によって預託しなければならない。

(3) 小切手又は自己宛銀行振出手形は、上級裁判所司法会計官を受取人としなければならない。

【地方登録所、県裁判所、又はロンドン市長・市裁判所への預託】

8 条

(1) 地方登録所、県裁判所、又はロンドン市長・市裁判所への基金の預託は、本条に従って行うことができる。

(2) 地方登録所又は県裁判所への預託は、次の各号に掲げるいずれかの場合に行うことができる。

(a) 当座預金を有しない本人訴訟の当事者が地方登録所又は県裁判所での手続に関して預託する場合、又は

(b) 制定法が地方登録所又は県裁判所への預託を許可する場合

(3) 2 項 (a) に基づく預託は、現金でのみ行うことができる。

(4) 2 項 (b) に基づく預託は、次の各号に掲げるいずれかの方法によってのみ行うことができる。

(a) 上級裁判所司法会計官を受取人とする小切手若しくは自己宛銀行振出手形

(b) 有価証券、又は

(c) 当座預金を有しない本人訴訟の当事者が預託するときは現金

(5) ロンドン市長・市裁判所への預託は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、現金で行うことができる。

(a) 当座預金を有しない本人訴訟の当事者が王立裁判所での手続に関して預託する場合、又は

(b) 制定法によって選挙結果の異議申立てに関する手続費用の担保提供を義務づけられた者が預託する場合

(6) 司法会計官は、預託物とともに 6 条に定める文書が提出される場合に限り、本条に基づく預託を受け入れなければならない。

(7) 地方登録所、県裁判所、又はロンドン市長・市裁判所は、それぞれ、受領の日から 1 就業日以内に、次の各号に掲げる文書とともに、預託物を司法会計官に送付しなければならない。

(a) 6 条に従って提出された全ての文書、及び

(b) 受領日の証明書

【約束手形】

9 条

基金の預託は、約束手形によって行うことはできない。

【預託の受入れの拒否】

10 条

司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの

場合に該当するときは、預託の受入れを拒否しなければならない。

(a) 預託を申請する者が本規則に従っていない場合、又は

(b) その他、拒否すべき十分な理由がある場合

第 3 章 口座及び投資

【有利子口座】

11 条

(1) 司法会計官は、2 つの有利子口座、すなわち基本口座及び特別口座を維持しなければならない。

(2) 司法会計官は、金銭を基本口座に投資しなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

(a) 裁判所が別段の指示をする場合

(b) 特別口座に投資される場合

(c) 未請求基金の口座に振り替えられる場合、又は

(d) 10 ポンド未満の場合

(3) 12 条 2 項に規定する場合を除き、司法会計官は、未成年者又は無能力者が権利を持つ金銭を特別口座に投資しなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

(a) 裁判所が別段の指示をする場合

(b) 法定後見人若しくは資産運用管理者が別段の指示をする場合

(c) 未請求基金の口座に振り替えられる場合、又は

(d) 10 ポンド未満の場合

(4) 司法会計官が 5 条に基づき貯蓄部長を任命するときは、任命の日から、2 項 (d) 及び 3 項 (d) は適用しない。

【口座間の振替】

12 条

(1) 2 項は、未成年者又は無能力者が基本口座の金銭に権利を持つに至った場合に適用する。

(2) 司法会計官は、振替を指示した裁判所が署名して認証した支払明細書が提出される場合に限り、金銭を特別口座に振り替えなければならない。

(3) 2 項に基づく振替は、支払明細書が裁判所基金部によって受領された日から効力を生ずる。

(4) 5 項は、特別口座の金銭に権利を持つ者が、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当

するときに適用する。

- (a) 死亡した場合
 - (b) 未成年者でなくなった場合、又は
 - (c) 無能力者でなくなった場合
- (5) 司法会計官は、金銭を基本口座に振り替えなければならない。
- (6) 5 項に基づく振替は、その者が死亡し、未成年者でなくなり、又は無能力者でなくなった日から効力を生ずる。

【利息の発生】

13 条

- (1) 本条において、発生日とは、次の各号に掲げる期日をいう。
- (a) 小切手又は自己宛銀行振出手形によってなされる預託の場合は、小切手又は自己宛銀行振出手形が裁判所基金部によって受領された日
 - (b) 司法会計官が 7 条 1 項 (b) に基づいて預託を銀行になすよう指示した場合は、預託物が司法会計官の口座に入れられた日
 - (c) 8 条に基づいて預託がなされる場合は、裁判所事務局で受領された日、又は
 - (d) 司法会計官が決定するその他の日
- (2) 3 項及び 16 条 2 項に定める場合を除き、利息は、発生日以降、金銭が口座から引き出される前日まで日単位で発生する。
- (3) 利息は、CPR 第 36 部に基づく申入れを原告が受諾した日以降は発生しない。
- (4) 司法会計官が別段の指示をしない限り、発生した利息は、次の各号に掲げる時期に口座に入れられなければならない。
- (a) 基本口座へは、3 月及び 9 月の最終金曜日
 - (b) 特別口座へは、5 月及び 11 月の最終金曜日
 - (c) 金銭が口座から引き出される時
 - (d) 金銭が基本口座から特別口座に振り替えられる時
 - (e) 金銭が特別口座から基本口座に振り替えられる時、並びに
 - (f) 口座が閉鎖される時
- (5) 司法会計官は、発生した利息を所得税の控除をせずに口座に入れなければならない。
- (6) 司法会計官が 5 条に基づいて貯蓄部長を任命したときは、任命の日から、次の各号に掲げるとおりとする。
- (a) 4 項 (a)、(b)、及び (c) は適用しない。
 - (b) 発生した利息は、3 月 31 日及び 9 月 30 日に基本口座に入れなければならない。並びに
 - (c) 発生した利息は、5 月 31 日及び 11 月 30 日に特別口座に入れなければならない。

【投資】

14 条

- (1) 15 条が適用される場合を除き、司法会計官は、裁判所基金を次の各号に掲げるいずれかに投資又は再投資することができる。
- (a) 基本口座
 - (b) 特別口座、又は
 - (c) 共同投資ファンド
- (2) 15 条が適用される場合を除き、司法会計官は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、共同投資ファンドに金銭を投資することができる。
- (a) 1 万ポンド以上であること、及び
 - (b) (i) 投資方針が裁判所によって承認された日から 18 歳の誕生日まで 5 年以上ある未成年者、又は
 - (ii) 裁判所、法定後見人又は資産運用管理者が投資を 5 年以上続ける必要があると信じる理由のある無能力者

【有価証券への投資】

15 条

- (1) 本条は、裁判所基金が司法会計官によって 2011 年 10 月 3 日より前に、次の各号に掲げるいずれかの方法によって投資され、かつ同日の前日まで投資されたままであった場合に適用する。
- (a) 1961 年受託者法第 1 章、第 2 章 1 項ないし 10 項及び 12 項、並びに付属法 1 第 3 章 2 項、2A 項及び 3 項に規定され、同付属法第 4 章の規定によって補足される方法
 - (b) 投資信託普通株
 - (c) 有価証券の権利者が保護裁判所の命令に服する場合は有価証券（共同投資ファンド・ユニットを除く）、又は
 - (d) 共同投資ファンド
- (2) 司法会計官は、1 項の方法により、裁判所基金の投資又は再投資を繰り返すことができる。
- (3) 司法会計官は、費用が投資又は再投資する額と均衡を失う場合には、2 項に従って裁判所基金を投資又は再投資することはできない。

【外国通貨】

16 条

- (1) 司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの文書が提出されたときは、外国通貨をその通貨の有利子口座に投資又は再投資しなければならない。
- (a) 外国通貨の投資若しくは再投資を指示

する裁判所が署名し認証した支払明細書、又は

(b) 外国通貨の投資若しくは再投資を指示する 17 条 2 項に従った指示書

(2) 1 項に基づいて投資又は再投資された金銭の利息は、司法会計官が支払明細書又は外国通貨の投資若しくは再投資を指示する指示書のいずれかの提出を受けた日から発生する。

(3) 司法会計官は、外国通貨が入れられている口座から外国通貨口座に移す際に生じる費用を支払わなければならない。

(4) 裁判所、法定後見人又は資産運用管理者が別段の指示をする場合を除き、司法会計官は、外国通貨で受領した配当をポンドに両替し、本章に従って投資しなければならない。

【投資を指示する権限】

17 条

(1) 2 項に規定する場合を除き、司法会計官は、裁判所基金を裁判所からの申請書に従って投資又は再投資しなければならない。

(2) 司法会計官は、保護裁判所の命令に服する裁判所基金を、次の各号に掲げるいずれかの者からの指示書に従って投資又は再投資しなければならない。

(a) 保護裁判所

(b) 法定後見人、又は

(c) 資産運用管理者

(3) 法定後見人が資産運用管理者を選任するときは、法定後見人は、次に掲げる事項を書面にして司法会計官に送付しなければならない。

(a) 裁判所基金の投資を指示する資産運用管理者の権限、及び

(b) 資産運用管理者の連絡先

(4) 司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、2 項(b)に基づいて出された指示に従うことはできない。

(a) 法定後見人がその権限なく指示を出した場合

(b) 保護裁判所が相反する指示を出している場合、又は

(c) その他、従わない十分な理由がある場合

(5) 司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、2 項(c)に基づいて出された指示に従うことはできない。

(a) 法定後見人がその権限なく資産運用管理者を選任した場合

(b) 法定後見人が 3 項に従っていない場合

(c) 資産運用管理者がその権限なく指示を出した場合

(d) 保護裁判所が相反する指示を出してい

る場合、又は

(e) その他、従わない十分な理由がある場合

【投資の時期】

18 条

司法会計官は、可能な限り速やかに、投資の命令、指示又は申請に従わなければならない。

【有価証券の処理費用の支払い】

19 条

裁判所が別段の指示をする場合を除き、司法会計官は、有価証券の処理をする際に生じる一切の費用を、その処理がなされる者の裁判所基金から支払わなければならない。

【有価証券の転換及び割当】

20 条

(1) 他に指示できる者がいないときは、司法会計官は、有価証券の転換又は割当を処理する方法について指示を出すよう適当な裁判所に申し立てることができる。

(2) 裁判所に預託された有価証券が別の有価証券に転換されたときは、司法会計官は、元の有価証券を除去し、転換後の有価証券の全てと、又は必要な場合には一定の割合と置換しなければならない。

(3) 裁判所が別段の指示をする場合を除き、司法会計官は、転換後の有価証券及び配当金を、元の有価証券及び配当金と可能な限り同じ方法で処理しなければならない。

(4) 裁判所に預託された有価証券について割当がなされるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる処理をしなければならない。

(a) 割当が全額払込方式である場合は、割り当てられた有価証券の全て、若しくは一定の割合を、元の有価証券の口座に入れること

(b) 割当が全額払込方式でない場合は、割り当てられた有価証券を売却し、売得金の全て、若しくは一定の割合を適当な口座に入れ、若しくは裁判所の指示する処理を行うこと、又は

(c) 割当不能な有価証券の全てを売却し、売得金を適当な口座に入れること

【解散会社の有価証券】

21 条

司法会計官は、設立地の県における会社登記が抹消された会社の有価証券を除去しなければならない。

第4章 裁判所基金からの支払い

【支払いに必要な文書】

22条

(1) 原則として、司法会計官は、裁判所が署名して認証した支払明細書が提出されたときは、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(2) 支払いが本条の次の各項のいずれかに基づいて行われるときは、前項の原則は適用しない。

(3) 6項及び7項に規定する場合を除き、法定後見人が選任されているときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 法定後見人の申請書、及び

(b) 支払いを許可する裁判所命令の捺印ある写し

(4) 制定法によって支払いのための特別の許可を要するときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 申請書、及び

(b) 制定法により支払いのために要する許可

(5) 裁判所が、ある者が成年に達した時から裁判所基金からの支払いを直接に裁判所基金部に申し立てることができることと決定しているときは、司法会計官は、その者の申請書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(6) 保護裁判所が、ある者が権利を持つ裁判所基金に関してもはや能力を失っていないと認めるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 申請書、及び

(b) 裁判所命令の捺印ある写し

(7) 保護裁判所が、裁判所基金に権利を持つ者及び法定後見人のいずれでもない者に対して裁判所基金からの支払いをすることを命じているときは、司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 裁判所が署名して認証した申請書、又は

(b) (i) 申請書、及び

(ii) 支払いを許可する裁判所命令の捺印ある写し

【支払金の利息】

23条

22条が適用される場合には、司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの文書に従って利息を処理しなければならない。

(a) 支払明細書、又は

(b) 支払いのためのその他の許可

【死亡者の人格代表者に対する支払い】

24条

(1) 本条は、裁判所基金に権利を持つ者が死亡した場合に適用する。

(2) 遺産管理授権書が発給されているときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、死亡者の人格代表者に対して裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 申請書、及び

(b) 遺産管理授権書の捺印ある写し

(3) 2人以上の者が遺産管理授権書を得ているときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない

(a) 2項で要求されている文書

(b) 遺産管理授権書において人格代表者とされている全ての生者の同意書、及び

(c) 遺産管理授権書において人格代表者とされている全ての死者の死亡証明書の写し

(4) 遺産の価額が5,000ポンド未満であって、その者が遺言を残して死亡したときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、検認状に対する権利を持つと主張する者に対して裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 申請書

(b) 死亡者の遺言の写し、及び

(c) 死亡者の死亡証明書の写し

(5) 遺産の価額が5,000ポンド未満であって、2人以上の者が検認状に対する権利を持つと主張するときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

(a) 4項が要求する文書

(b) 死亡者の遺言において遺言執行者とされている全ての生者の同意書、及び

(c) 死亡者の遺言において遺言執行者とされている全ての死者の死亡証明書の写し

(6) 遺産の価額が5,000ポンド未満であって、その者が遺言を残さずに死亡したときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、遺産管理状に対する優先権を持つと主張する者に対して裁判所基金からの支払いをしなければならない。

- (a) 申請書
 - (b) 血縁関係の宣言書、及び
 - (c) 死亡者の死亡証明書の写し
- (7) 遺産の価額が5,000ポンド未満であって、2人以上の者が遺産管理状に対する優先権を持つと主張するときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。
- (a) 6項で要求されている文書
 - (b) 遺産管理状に対する優先権を持つと思われる全ての者の同意書、及び
 - (c) 前号の者それぞれの血縁関係の宣言書

【葬儀費用の支払い】

25条

- (1) 本条は、裁判所基金に権利を持つ者であって、保護裁判所の命令に服するものが死亡した場合に適用する。
- (2) 司法会計官は、合理的な葬儀費用について、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、葬儀業者に対して死亡者の裁判所基金からの支払いをしなければならない。
- (a) 葬儀明細書、及び
 - (b) 次に掲げる者からの申請書
 - (i) 死亡者の遺産の遺言執行者、又は
 - (ii) 死亡者が遺言を残さずに死亡したときは葬儀を手配した者

【相続税の支払い】

26条

- (1) 本条は、裁判所基金に権利を持つ者であって、保護裁判所の命令に服するものが死亡した場合に適用する。
- (2) 司法会計官は、死亡者の遺産にかかる相続税の全て又は一部について、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、歳入税関庁に対して死亡者の裁判所基金からの支払いをしなければならない。
- (a) 歳入税関庁の記入済みの関係書式、及び
 - (b) 次に掲げるいずれかの者からの申請書
 - (i) 死亡者の遺産の遺言執行者、又は
 - (ii) 死亡者が遺言を残さずに死亡したときは遺産管理状に対する優先権を持つと思われる者

【CPR 第 36 部に関する支払い(和解の申入れ)】

27条

- (1) 本条は、次に掲げる場合に適用する。

- (a) 支払いが裁判所基金から CPR 第 36 部に基づいて原告に対してなされるものであって、かつ
 - (b) 支払いに対する裁判所の許可を要しない場合
- (2) 28条3項に規定する場合を除き、被告が裁判所命令に基づいて、又は訴訟提起前の弁済の提供の抗弁のために金銭を預託しており、CPR 第 36 部の申入れがその後受諾されるときは、司法会計官は、次の各号に掲げる文書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。
- (a) 原告の申請書、及び
 - (b) 裁判所基金の全部又は一部を第 36 部の申入れ(の全部又は一部)のために用いることについての被告の同意書
- (3) 28条3項に規定する場合を除き、CPR 第 36 部の預託がなされ、かつ CPR 第 36 部の申入れが既に受諾されているときは、司法会計官は、原告の申請書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。
- (4) 司法会計官は、2項、3項又は 28条2項に基づいて支払いをした後に残る利息を被告に支払わなければならない。
- (5) 司法会計官は、2人以上の者が共同被告となっている場合であって、全ての被告が金銭を裁判所に預託していないときは、本条に基づく支払いをすることはできない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (a) 原告が裁判所に金銭を預託していない被告に対しても訴えを取り下げており、かつ
 - (b) 次に掲げる文書の写しが司法会計官に提出されている場合
 - (i) 訴えの取下げ通知書、及び
 - (ii) 取下げに対する被告全員の同意書

【原告の訴訟代理人が法律扶助委員会から給付を受けている場合の支払い】

28条

- (1) 本条は、次に掲げる場合に適用する
- (a) 支払いが裁判所基金から CPR 第 36 部に基づいて原告に対してなされるものであり、
 - (b) 原告の訴訟代理人が法律扶助委員会から給付を受けており、かつ
 - (c) 2000年地域法律扶助(費用)規則 18条1項が裁判所基金に適用される場合
- (2) 原告に訴訟代理人がいるときは、司法会計官は、27条2項又は3項に基づいて支払われる金銭を原告の訴訟代理人に対して支払わ

なければならない。

(3) 原告の訴訟代理人が既になくるときは、司法会計官は、裁判所が署名して認証した支払明細書が提出される場合に限り、裁判所基金からの支払いをしなければならない。

【残高】

29 条

27 条又は 28 条 2 項に基づいて支払いをした後に裁判所基金に残高があるときは、22 条に従って払い出さなければならない。

【支払いをなす時期】

30 条

司法会計官は、次の各号に掲げる文書の受領後、可能な限り速やかに支払いをしなければならない。

- (a) 支払明細書、又は
- (b) 支払いのためのその他の許可

【定期払い】

31 条

支払明細書が定期払いをするよう指示するときは、支払明細書には支払いをすべき日付を記載しなければならない。

【支払いの方法】

32 条

(1) 本条における用語の意義は、次のとおりとする

「BACS」とは、イギリス国内の銀行間の送金のための通称「銀行自動振替システム」による支払方法をいう。

「海外送金」とは、自動システムによってイギリス国内の銀行から国外の銀行に送金する支払方法をいう。

(2) 司法会計官が別段の指示をする場合を除き、裁判所基金からの支払いは、次の各号に掲げるいずれかの方法によって行わなければならない。

- (a) BACS
- (b) 海外送金
- (c) 小切手、又は
- (d) 金銭支払証券

(3) 司法会計官は、裁判所基金からの金銭の支払いに際して生じる一切の費用を、その支払いをした裁判所基金から控除することができる。

【支払明細書の受領前の裁判所基金の処理】

33 条

(1) 2 項は、司法会計官が裁判所命令の日付後、当該命令に関する支払明細書を受領する

前に裁判所基金を既に処理している場合に適用する。

(2) 司法会計官は、合理的に実行可能なときは、支払明細書に含まれていない財産を支払明細書に従って処理しなければならない。

【支払拒絶】

34 条

司法会計官は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、支払いをしないことができる。

- (a) 支払いを受ける権利があると主張する者の本人性若しくは資格に疑いがある場合
- (b) 支払いの申請が法定後見人の権限外である場合
- (c) 支払いを申請する者が本規則に従っていない場合、又は
- (d) その他、支払いをしない十分な理由がある場合

【受取人の確認】

35 条

(1) 司法会計官が 34 条(a)に従い支払いをしないときは、司法会計官は、支払いを受ける権利があると主張する者に対し、本人性又は資格の証拠を提出させるために裁判所に出頭するよう求めることができる。

(2) 司法会計官は、裁判所基金が支払われる前に氏名を変更した者に対しては、その者が氏名変更の証拠を司法会計官に提出しない限り、支払いをしないことができる。

第 5 章 未請求裁判所基金

【未請求基金口座への振替】

36 条

(1) 司法会計官は、未請求の裁判所基金を未請求基金の口座に振り替えることができる。

(2) 3 項に規定する場合を除き、裁判所基金は、次の各号に掲げるいずれかの場合に未請求として扱われるものとする。

- (a) 10 年間、次に掲げる処理しか行われていない場合
 - (i) 発生した利息若しくは配当の組入れ、若しくは
 - (ii) 有価証券の強制売買

又は

(b) 時期を問わず、司法会計官が、裁判所基金に対する権利を持つ者を捜し出すための合理的な措置を講じたにもかかわらず捜し出すことができないと認める場合

(3) 裁判所基金が未成年者のためのものであ

り、かつ当該未成年者の誕生日が判明しているときは、2項(a)は、当該未成年者の18歳の誕生日まで適用しない。

【未請求の有価証券及び動産の処分】

37条

(1) 司法会計官は、36条に基づいて振り替えられた未請求の有価証券（共同投資ファンド・ユニットを含む）又は動産を売却し、売得金を未請求基金の口座に払い込むことができる。

(2) 司法会計官は、36条に基づいて振り替えられた有価証券又は動産のうち無価値のものは全て除去しなければならない。

【未請求の外国通貨の両替】

38条

司法会計官は、36条に基づいて振り替えられる外国通貨の全てをポンドに両替し、未請求基金の口座に払い込まなければならない。

【未請求の県裁判所の金銭】

39条

(1) 県裁判所に払い込まれた金銭のうち8条に基づくもの以外は、3月1日の前日までの1年間に処理が行われていないときは、未請求として取り扱うことができる。

(2) 司法会計官は、県裁判所の事務官から申請書が提出されたときは、当該裁判所が1項に基づいて未請求として扱う金銭の預託を受け入れなければならない。

(3) 司法会計官は、2項に基づいて預託された金銭を未請求基金の口座に入れなければならない。

(4) 全ての県裁判所は、2項に基づいて預託した金銭の目録を整備し、裁判所の事務室において閲覧できるようにしておかなければならない。

【未請求裁判所基金の目録と金銭】

40条

司法会計官は、36条1項に基づいて振り替えられた裁判所基金、及び39条2項に基づいて預託された金銭の目録を整備しなければならない。

【未請求基金口座からの支払い】

41条

(1) 司法会計官は、裁判所が署名して認証した支払明細書が提出されたときは、未請求基金の口座からの支払いをしなければならない。

(2) 3項に規定する場合を除き、未請求基金の口座から支払われる金銭には、未請求基金

の口座に振り替えられた日以降の、支払日における基本口座の利率による単利計算の利息を付けなければならない。

(3) 司法会計官は、39条2項に基づいて預託された未請求の金銭に利息を付けることはできない。

第6章 雑則

【裁判所基金に関する情報】

42条

司法会計官は、申請書を受領したときは、裁判所基金に関する情報を、次の各号に掲げる者に提供しなければならない。

(a) 当該裁判所基金に対する権利を持つ者、又は

(b) 情報を求める正当な理由があると司法会計官がみなす者

【決算報告書】

43条

(1) 2項は、未成年者又は無能力者が裁判所基金に権利を持つ場合に適用する。

(2) 司法会計官は、次の各号に掲げる時期に、未成年者又は無能力者に対して決算報告書を送らなければならない。

(a) 1年毎、及び

(b) 司法会計官が適切とみなすその他の時期

【預託明細書及び支払明細書に関する裁判所の義務】

44条

(1) 裁判所基金に関する命令が出されたときは、命令を出した裁判所の事務官は、次の各号に掲げる行為をしなければならない。

(a) 預託明細書又は支払明細書への署名及び認証、並びに

(b) その明細書の司法会計官への送付

(2) 裁判所が預託明細書又は支払明細書を変更するときは、命令を出した裁判所の事務官は、次の各号に掲げる行為をしなければならない。

(a) 変更書への署名及び認証、並びに

(b) その変更書の司法会計官への送付

【裁判所間の移送】

45条

その手続のなかで基金が裁判所に預託された訴訟が他の裁判所に移送されたときは、移送先の裁判所は、司法会計官に移送を通知しなければならない。

【国家債務局】

46 条

(1) 司法会計官は、次の各号に掲げる金銭を国家債務局に移さなければならない。

(a) 現在の需要を充たすのに合理的に必要な額を超える、司法会計官の口座（運営口座）に保有されている金銭、及び

(b) 有価証券に関して受領した割当不能な金額

(2) 国家債務局は、運営口座の残高が現在の需要を充たすのに合理的に必要な額を下回る時は、司法会計官が書面で請求した額を司法会計官に移さなければならない。

(3) 司法会計官は、基本口座又は特別口座に投資された金銭から発生する利息を半年毎にそれぞれの口座に入れた後、可能な限り速やかに国家債務局に対し、それらの口座に利息を入れるのに要した額に間違いがないことを証明しなければならない。

(4) 司法会計官が、3 項で要した額を国家債務局に対して通知したときは、国家債務局は、その額を 1 項に基づいて金銭が移された口座に入れなければならない。

参考資料 2

1998 年民事訴訟規則（抄）

Civil Procedure Rules 1998

第 37 部 裁判所への払込みに関する雑則

37.1 裁判所命令に基づく裁判所への払込み

裁判所命令に基づいて裁判所への払込みをする当事者は、

(a) 他の全ての当事者に支払通知書を送達し、かつ

(b) 各通知書についての送達証明書を裁判所に提出しなければならない。

37.2 被告が訴訟提起前の弁済の提供の抗弁を望む場合の裁判所への払込み

(1) 被告が訴訟提起前の弁済の提供の抗弁を望むときは、被告は弁済の提供をしたと主張する額を裁判所に払い込まなければならない。

(2) 被告が 1 項に従って払込みをしないときは、被告は払込みをするまで訴訟提起前の弁済の提供の抗弁をすることができない。

37.3 裁判所に払い込まれた金銭の払渡し

裁判所命令に基づいて、又は訴訟提起前の弁済の提供の抗弁のために裁判所に払い込まれた金銭は、裁判所の許可がなければ払い渡すことができない。ただし、

(a) 第 36 部の申入れが裁判所の許可を要さずに受諾され、かつ

(b) 裁判所に払い込んだ金銭が申入れ（の全部又は一部）のために用いられることに被告が同意する場合は、この限りでない。

（36.9 条が第 36 部の申入れを受諾するのに裁判所の許可を要する場合を規定する）

37.4 制定法に基づく裁判所への払込み

実務通達によって、各種の制定法に基づく裁判所への払込みに関する特則を定めることができる。

第 37 部のための実務通達

命令等に基づく裁判所への払込み

1.1 1.2 が適用される場合を除き、裁判所命令に基づいて、又は訴訟提起前の弁済の提供の抗弁のために裁判所に金銭を払い込む当事

者は、次に掲げる行為をしなければならない。

- (1) 裁判所基金部に、次に掲げるものを提出すること。
 - (a) 払込金（通常は上級裁判所司法会計官を受取人とする小切手）
 - (b) 命令の捺印ある写し又は抗弁書の写し、及び
 - (c) 記入済みの裁判所基金部書式 100
- (2) 他の各当事者に、書式 100 の写しを送達すること。
- (3) 裁判所に、次に掲げる文書を提出すること。
 - (a) 書式 100 の写し、及び
 - (b) 同書式の写しを各当事者に送達したことを確認する証明書

1.2 1.1(1)に従う代わりに、当座預金を有しない本人訴訟の当事者は、県裁判所又は地方登録所の訴訟手続において、

- (1) 払込金を事件が係属している裁判所に現金で納付し、かつ
- (2) 記入済みの裁判所基金部の書式 100 を裁判所に提出することによって、裁判所への払込みをすることができる。

裁判所基金に関する申立て

2.1 本節は、裁判所に払い込まれた金銭又は有価証券に関する申立てであって、金銭又は有価証券の払渡しの申立て以外のもの（例えば、金銭の投資や利息の支払いを求める申立て）に適用する。

2.2 申立ては、

- (1) 第 23 部に従ってなされなければならない。及び
- (2) 通知なしですることができる。ただし、裁判所は指定する者に対して通知書を送達するよう指示することができる。

（裁判所に払い込まれた金銭が、未成年者又は保護裁判所が管轄する当事者のために受け入れられたときは、21.11 条 1 項 (b) が、その金銭は同条に基づいて裁判所が出した指示にのみ従って処理されなければならないと規定する。第 21 部の実務通達 8 項～13 項は、金銭の処理の仕方についてさらに規定する）

裁判所からの払渡し

3.1 37.3 条は、被告が裁判所に払い込まれた金銭を第 36 部の申入れのために用いることに同意する場合を除き、裁判所からの払渡しには裁判所の許可を要すると規定する。

3.2 許可は、第 23 部に従った申立てをする

ことによって得ることができる。申立書には、払渡しのための命令を求める理由を記さなければならない。申立人が依拠する事実についての証拠も要する場合がある。

3.3 裁判所が 37.3 条に定める許可を与えるときは、その許可には、利息を含めた金銭の払渡しの指示が含まれる。

3.4 裁判所から金銭の払渡しを受けるのに許可を要しないときは、払渡しを求める当事者は、裁判所基金部書式 201 による支払申請書を、被告が金銭を第 36 部の申入れのために用いることに同意することを述べた裁判所基金部書式 202 とともに裁判所基金部に提出しなければならない。

（実務通達 36B の 3.6 は、被告が 2007 年 4 月 6 日より前に第 36 部の払込みをし、払込みの目的である第 36 部の申入れが裁判所の許可を要せずに受諾されたときは、書式 202 の提出を要しないと規定する）

3.5 払渡しの申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 払渡しを受ける当事者に訴訟代理人がいるときは、
 - (a) 訴訟代理人の氏名、事務所の住所、及び照会先、並びに
 - (b) 払渡しが送金によるときは、銀行名、支店番号、口座名義人及び口座番号
- (2) 本人訴訟の当事者であるときは、
 - (a) 当事者の氏名及び住所、並びに
 - (b) (1) (b) に定める銀行口座の詳細
- (3) 払渡しを受ける当事者が、地域法律扶助に属する法律扶助委員会から扶助を受けているか、又は受けていたかどうか

3.6 3.4 が適用されるときは、受諾の日までに発生した利息は被告に支払われるものとする。

（20.2 条は、本規則において原告又は被告というときは追加的請求の申立人又は被申立人を含むと規定する）

3.7 3.8 に規定する場合を除き、当事者が銀行口座への送金によって払渡しがなされることを望まず、又は銀行口座を有しないときは、小切手による払渡しを求める申請書を司法会計官に送付することができる。

3.8 裁判所からの払渡しを求める当事者が必要な情報を裁判所に提出したときは、払渡しは次に掲げる者に対してなされなければな

らない。

- (1) 当事者に訴訟代理人がいるときは、訴訟代理人
- (2) 当事者に訴訟代理人がおらず、かつ3.5(3)に基づき扶助を受けている旨を通知しているときは、法律扶助委員会

ドイツにおける供託制度

—近時の動向、物品供託及び供託金利息について—

寺川永（関西大学法学部教授）

I. はじめに

II. 供託制度をめぐる近時の動向

III. ドイツにおける物品供託の現状

IV. 供託金利息の現状

参考資料 1 関連条文（試訳）

参考資料 2 バイエルン州供託申立用紙（金銭供託の場合）

参考資料 3 バイエルン州供託申立用紙（価値供託の場合）

参考資料 4 ベルリン州供託申立用紙（金銭供託の場合）

参考資料 5 ベルリン州供託申立用紙（価値供託の場合）

参考資料 6 ベルリン州払渡申立用紙

参考資料 7 ヘッセン州供託申立用紙（金銭供託の場合）

参考資料 8 ヘッセン州供託申立用紙（価値供託の場合）

参考資料 9 ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託申立用紙（金銭供託の場合）

参考資料 10 ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託申立用紙（価値供託の場合）

I. はじめに

ドイツの供託制度については、既に我が国でも紹介がなされており、その全体像を捉えるのは比較的容易である¹。

まず、我が国の供託法に対応する基本的な法律として供託法（Hinterlegungsordnung）が古くから存在する。そこでは、「供託する」行為について「供託行為 Hinterlegungsgeschäfte」という概念が用いられ、主に供託に関わる組織や手続について規定が設けられている。ドイツでは、一般に「形式的供託法（Formelles Hinterlegungsrecht）」と呼ばれるカテゴリーに属するものである。

¹ とりわけ栗田哲男「ドイツにおける供託制度」吉戒修一編著『供託制度をめぐる諸問題』127-183頁（テイハン、1991年）は、関係諸法を含むドイツの供託制度を、その基本構造の解説に加えて、①供託組織法、②供託手続法、③供託実体法に分類して理論的に体系化して整理したものである。さらに、その実際的な運用をも視野に入れて分析を行うものであり、極めて有益である。したがって、本稿では、そうした供託制度に関する個々の規定に深く立ち入ることはせずに、本文中で指摘するように、供託制度に関する最近の動きと、物品供託と供託金利息について関連する規定に焦点を当てて論じることにした。

他方、例えば、民法典（以下「BGB」という）²には、担保のための供託（Hinterlegung als Sicherheitsleistung：BGB232 条以下）や、いわゆる弁済供託をはじめとする履行代用としての供託（Hinterlegung als Erfüllungssurrogat：BGB372 条以下）に関する規定が存在する³。これらの規定の他にも、供託に関わる規定が BGB に多数用意されているのみならず、商法典（以下「HGB」という）や株式法（Aktiengesetz）、民事訴訟法（Zivilprozessordnung）などにも供託に関する規定が設けられている。これらの規定については、形式的供託法との対比で「実質的供託法（Materielles Hinterlegungsrecht）」と呼ばれているが、実質的供託法には、非常に多種多様な規定が存在するのである⁴。

もっとも、このように制度として十分に整備されてはいるものの、ドイツと我が国の実務の相違により、供託制度がさほど大きな役割を果たしておらず、複雑な制度の技巧性ゆえに実務では受け入れられていないと評されている⁵。本稿では、そうした基本的な情報を手がかかりとしつつも、供託制度をめぐる昨今のドイツの法状況に触れつつ、とりわけ物品供託⁶と供託金利息の取扱いに焦点を当てることにしたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、ドイツの供託制度の歴史的な成立過程を概観した上で、形式的供託法に関わる近時の注目すべき立法の動きについて触れたい。具体的には、連邦法としての供託法⁷は、これに付随する施行令⁸とともに、2010年12月に廃止されることになった（なお、以下では、各州⁹の供託法と区別するために「連邦供託法」とい

² 供託に関する BGB の各条文については、栗田・前掲注（1）の論文の他に、椿寿夫＝右近健男『ドイツ債権法総論』296-314頁〔寺田正春〕（日本評論社、1988年）を参照した。

³ この他にも、栗田・前掲注（1）135頁によれば、供託の目的・効果に着目した供託の種類として債務者が義務として供託しなければならない義務的供託（Hinterlegung als Erfüllung：BGB432条1項2文など）がある。担保のための供託と履行代用としての供託のカテゴリーに分類した上で、BGBの各規定を簡潔に整理した比較的近年の論稿として、Timo Fest, Die Hinterlegungs zum Zweck der Sicherheitsleistung und der Erfüllung, JA 2009, 258-263.がある。

⁴ 例えば、栗田・前掲注（1）168-172頁。この他にも、強制競売及び強制管理に関する法律（Gesetz über die Zwangsversteigerung und die Zwangsverwaltung）や刑事訴訟法（Strafprozessordnung）などにも供託に関する規定が見られる（栗田・前掲注（1）172-173頁）。それぞれの規定の詳細については、栗田・前掲注（1）論文を参照されたい。

⁵ 栗田・前掲注（1）129-130頁、180-181頁。例えば、我が国に見られる借地・借家紛争における地代・家賃の弁済供託については、ドイツでは、そもそも借主の同意を得た上での値上げが原則とされており、貸主が一方的に賃料の値上げを通告したとしても、借主を拘束するものではなく、貸主による受領拒否は原則として生じない。また、我が国では裁判上の供託がとりわけ保全手続において重要な役割を果たしているが、ドイツでは保全処分担保方法としては金融機関による支払保証が用いられ、法律上も金銭等の供託は補助的、例外的な担保方法として位置づけられている、という（134-135頁、178-179頁）。

⁶ ドイツの物品供託に関する制度については、連邦供託法廃止以前の法状況ではあるが、茂泉尚子『物品供託制度の現状と課題』法務研究報告書97集2号57-61頁（法務総合研究所、2011年）も参照した。

⁷ Gesetz vom 10. 3. 1937 (RGBl. I S. 285, BGBl. III 300-15).

⁸ Verordnung zur Durchführung der Hinterlegungsordnung vom 12. 3. 1937 (RGBl. I S. 296, BGBl. III 300-15-1), Zweite Verordnung zur Durchführung der Hinterlegungsordnung vom 24. 11. 1939 (RGBl. I S. 2300, verk. am 28. 11. 1939, BGBl. III 300-15-2).

⁹ なお、本稿では、便宜上、16州の政府、州政府の長・大臣、議会等を「州政府 Landesregierung」、「州首相 Ministerpräsident/in」、「大臣 Minister/in」、「州議会 Landtag」等と呼ぶことにする。1つ又は2つの都市に単独の州としての地位が与えられているベルリン、ハンブルク、ブレーメンの場合、「市政府 Senat」、「市長 Regierende Bürgermeister/in」、「長官 Senator/in」、「市議会 Abgeordnetenhaus」（ベルリン市の場合）のような名称が用いられているからである。この点について、服部高広「連邦法律の制定と州の関与 ―ドイツ連邦制改革後の同意法律―」論叢160巻3・4号134-168頁（2007年）、137頁（脚注④）を参照した。

う)¹⁰。これにより、供託法の立法権限が州に帰属することが明白なものとなったのである。そこで、連邦供託法等の廃止による各州の対応について、その概要を示すことにしたい (II)。

次に、ドイツでは、物品供託はもとより、供託自体の利用頻度は高くないとされているが¹¹、その点を踏まえた上で物品供託の制度内容について紹介することにした (III)。

最後に、供託金利息について取り上げることにする。供託金利息については、特に連邦供託法が廃止されて各州への立法権限の移管が明確となってからは、これを廃止する動きが各州で見られる。その理由も含めて本稿で紹介することにした (IV)。

II. 供託制度をめぐる近時の動向

ドイツの供託制度の基礎となる法律は、連邦供託法である。ただし、同法は、1937年に制定された法律 (以下「ライヒ供託法」という) を、連邦が改めて1949年に公布したものである。したがって、その成立過程は極めて複雑である。もともと、1871年のドイツ帝国成立以前では、それぞれの領邦に独自の供託制度が認められていた。1896年に制定されたBGB施行法 (以下「EGBGB」という) においても、供託法令が領邦の立法権に属することを定めていた (旧 EGBGB144条~146条)¹² ことから、各領邦は独自の供託法令を定めていた¹³。例えば、バイエルン王国供託法¹⁴は、供託を非訟事件の対象としてではなく、バイエルンの伝統に倣い、司法行政の業務として処理していたのである。同法は、供託所の業務を区

¹⁰ 連邦供託法に定める各条文については、*Arthur Bülow / Jürgen Schmidt, Hinterlegungsgesetz und Nebengesetze, 4., neu bearbeitete Auflage, C.H.Beck München, 2005.*を参照した。なお、筆者が確認できた限りでは、2010年の連邦供託法廃止より前の時点において、同書が、連邦供託法について最も新しい注釈書である。

¹¹ ドイツでは、もっぱら「担保のための供託」が行われているようであり (ただし、その場合の供託でさえも補助的、例外的な担保方法として位置づけられている点については、本稿前掲注 (5) も参照されたい。)、供託物として物品も対象となる「弁済供託」 (担保のための供託では、物品は供託物の対象にならない。この点については、本稿 III も参照されたい。) では、供託事件全体の5%以下であるといわれている (栗田・前掲注 (1) 134-135頁、177-178頁)。なお、*Fest, a. a. O. (Fn. 3), S. 259.*にも担保のための供託が95%以上を占める旨の指摘がなされているが、その指摘に付された脚注 (Fn. 13) で引用する *Joachim Wenzel in Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Band 2, C.H. Beck München, 5. Auflage, 2007, § 372 Rn. 2, Fn. 4.* の記述に統計的根拠は示されていない。また、上記注釈書の最新版 (第6版) である *Rhona Fetzer in Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Band 2, C.H. Beck München, 6. Auflage, 2012, § 372.* には、上記注釈書 (第5版) にあったものと同一内容の記述は見当たらない。ちなみに、栗田・前掲注 (1) 181頁脚注 (2) で引用する箇所は、上記注釈書の第3版である (*Helmut Heinrichs in Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Band 2, C.H. Beck München, 3. Auflage, 1994, § 372, Rn. 2, Fn. 5.*)。第4版 (*Joachim Wenzel in Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Band 2, C.H. Beck München, 4. Auflage, 2003, § 372 Rn. 2, Fn. 4.*) 及び第5版の該当箇所 (BGB372条~同386条) の執筆者は *Heinrichs* から *Wenzel* に代わったが、担保のための供託が全体の95%以上を占める旨の記述は同じである。

¹² 旧 EGBGB144条以下は、連邦供託法の廃止により、現行の EGBGB144条は、その文言・内容ともに修正され、旧 EGBGB145条及び同146条は削除されている。

¹³ 栗田・前掲注 (1) 132頁。また、各領邦の供託法令は、大別してプロイセン方式とバイエルン方式が存在していた。供託事務について、前者は、司法官庁が担当し、受入れ、払渡しなどについては原則として区裁判所が担当していたのに対して、後者は、原則としてバイエルン中央銀行が担当し、受入れについてもバイエルン中央銀行が決定していた、という (132頁)。

¹⁴ *Hinterlegungsordnung für das Königreich Bayern vom 18. 12. 1899.*

裁判所に割り当ててはいたが、省令を通じて供託行為の管理について、その大部分がバイエルン王立銀行に委譲されていた。したがって、法実務においては、バイエルン王立銀行の支店が事実上の供託機関となっていたのである¹⁵。

その後、供託法令の統一が1937年になされ、ライヒ供託法が制定されるとともに、供託法施行規則（Ausführungsvorschriften zur Hinterlegungsordnung）も制定された¹⁶。そして、供託機関として区裁判所にのみ管轄権があることが明らかにされた。ところが、1945年以降、多くの州においてこの供託法施行規則が廃止され、各州で個別に供託法施行規則が制定されることとなった¹⁷。

供託法の立法権限の帰属については、法の適用にあたって直接的な影響を及ぼすものではなかったものの、連邦と州との間で長年にわたって争われていた¹⁸。連邦が、供託法が連邦の立法事項であるとして連邦供託法を公布したのに対して、州は、供託法が州の立法権限に属することを主張したからである。そのため、多くの州では、連邦と同様に、ライヒ供託法を自己の州法として公布しているという二重状態が続いていた。ただし、各州が独自の供託法を制定し、これを公布していたわけではなかったため、実質的な違いは生じなかった¹⁹。

とはいえ、そうした二重状態も2010年に解消されることになった。ドイツでは、2006年9月の基本法改正を受けて実施された第一次連邦制改革において、連邦と州の立法権限が整理されることになった²⁰。そのような一連の改革の流れの中で、連邦供託法及び連邦供託法施行令は、連邦司法省の管轄範囲についての連邦法の整理に関する第二次法17条2項により²¹、2010年12月1日をもって廃止された。代わりに、16の各州に供託法の立法

¹⁵ Rainer Wiedemann / Franziska Armbruster, Bayerisches Hinterlegungsgesetz. Kommentar, C.H. Beck München, 2012, Einl. Rn. 11 (S. 12 f.). なお、その後も、1931年12月1日付のバイエルン供託法（Bayerische Hinterlegungsordnung vom 1. 12. 1931 (GVBl. S. 341.))により、実質的のみならず、形式的にも供託事務の担当がバイエルン州立銀行（バイエルン王立銀行の後身にあたる。）に委譲され、同銀行の支店が供託所とされていたようである。

¹⁶ Ausführungsvorschriften des Reichsministers der Justiz vom 15. 3. 1937 (DJ S. 426). その後、1945年までこの法律は複数回にわたって改正を繰り返している。この点については、Bülow / Schmidt, a. a. O. (Fn. 10), S. 151.

¹⁷ バーデン＝ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ベルリン州、ブランデンブルク州、ブレーメン州、ハンブルク州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ラインラント＝プファルツ州、ザールラント州、ザクセン州、シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州におけるそれぞれの供託法施行規則。この点については、Bülow / Schmidt, a. a. O. (Fn. 10), S. 151. も参照した。

¹⁸ Wiedemann / Armbruster, a. a. O. (Fn. 15), Einl. Rn. 14 (S. 13).

¹⁹ 栗田・前掲注(1) 133頁。また、1949年から2005年までの法状況については、Bülow / Schmidt, a. a. O. (Fn. 10), Vorbem. Rn. 14 f. も参照した。

²⁰ 第一次連邦制改革の内容は、主に、連邦と州の立法権限が再編され、連邦の立法に対する連邦参議院の関与権が縮小されるというものであった。この点について、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) — 基本法の改正」外国の立法243号3-18頁、3頁（2010年）を参照した。また、服部・前掲注(3)の他にも、服部高広「ドイツ連邦制改革」ドイツ研究42号107-118頁（2008年）、同「連邦と州の立法権限の再編 — ドイツ連邦制改革の一側面 —」阿部照哉喜寿記念『現代社会における国家と法』453-473頁（成文堂、2007年）を参照した。

²¹ Zweites Gesetz über die Bereinigung von Bundesrecht im Zuständigkeitsbereich des Bundesministeriums der Justiz vom 23. 11. 2007 (BGBl. I S. 2614). また、Begründung zum Regierungsentwurf eines Zweites Gesetzes über die Bereinigung von Bundesrecht im Zuständigkeitsbereich des Bundesministeriums der Justiz, BR-Drucksache 63/07, S. 38, 60 f.

権限が移管されることになった²²。その結果、州に供託法の立法権限が帰属することが明らかにされ、供託法の立法権限の帰属をめぐる連邦と州の争いに、一応の決着が図られることになった。

もともと、連邦供託法の廃止以前にも、ラインラント＝プファルツ州では、既に各州の立法権限の管轄が16の各州に移管される前に、独自の供託法が公布されていた。供託制度は州司法行政の一部であり、州の専属的な立法権限に属するという理解に則って、1996年1月1日以降、連邦供託法の内容を発展させた供託法が施行されていた（ただし、後記のように、2010年の連邦供託法廃止後に、同州の供託法も改正された。）²³。

連邦供託法の廃止後、多くの州で供託法（Hinterlegungsgesetz）が制定された²⁴。ベルリン州及びニーダーザクセン州では、その他の州に遅れて供託法が制定された²⁵。また、連邦供託法廃止以前に制定されていたラインラント＝プファルツ州供託法も、近年になって改正された²⁶。とりわけバイエルン州供託法は、その条文の積極的な整備とともに、体系的にも非常に独自性を有するものである²⁷。なお、これらの州法は、今日に至るまで幾つかの修正が行われ、とりわけ多くの州において供託金利息が廃止された点は特筆に値する（この点については、後記する。）²⁸。

も参照した。

²² 各州で供託法が制定されることになったが、バーデン＝ヴュルテンベルク州の供託法草案については、*Antje Rückheim*, *Aufhebung der Hinterlegungsordnung*, *Rechtspfleger* 2010, S. 1-12. を参照した。

²³ Art. 8 des Achten Rechtsvereinigungsgesetzes vom 12. 10. 1995 (GBVl 421).

²⁴ 2010年12月1日に公布された各州の供託法は以下のとおりである。①バーデン＝ヴュルテンベルク州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 11. Mai 2010 (GBI. S. 398)）、②バイエルン州供託法（Bayerisches Hinterlegungsgesetz vom 23. November 2010 (BayGVBl. Nr. 20/2010 vom 30. November 2010, S. 738)）、③ブランデンブルク州供託法（Brandenburgisches Hinterlegungsgesetz vom 3. November 2010 (GVBl. I/10, Nr. 37)）、④ブレーメン州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 31. August 2010 (BremGBI. S. 458)）、⑤ハンブルク州供託法（Hamburgisches Hinterlegungsgesetz vom 25. November 2010 (HmbGVBl. 2010, S. 614)）、⑥ヘッセン州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 8. Oktober 2010 (GVBl. I 2010, S. 306; Gliederungs-Nr: 234-5)）、⑦メクレンブルク＝フォアポンメルン州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 9. November 2010 (GVBl. S. 642)）、⑧ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 16. März 2010 (GVBl. S. 183)）、⑨ザールラント州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 18. November 2010 (Abl. S. 1409)）、⑩ザクセン州供託法（Sächsisches Hinterlegungsgesetz vom 11. Juni 2010 (GVBl. S. 154)）、⑪ザクセン＝アンハルト州供託法（Hinterlegungsgesetz des Landes Sachsen-Anhalt vom 22. März 2010 (GVBl. LSA S. 150; BS LSA 300. 22)）、⑫シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州供託法（Hinterlegungsgesetz vom 3. November 2010 (GVBl. S. 685)）、⑬テューリンゲン州供託法（Thüringer Hinterlegungsgesetz vom 9. September 2010 (GVBl. S. 294)）。

²⁵ ベルリン州（Berliner Hinterlegungsgesetz (GVBl. S. 106) (2011年4月21日施行)）、ニーダーザクセン州（Niedersächsisches Hinterlegungsgesetz vom 9. November 2012）。

²⁶ ラインラント＝プファルツ州（Landeshinterlegungsgesetz vom 3. April 2014）。なお、これら各州供託法の最新の情報については、*Klaus Rellermeyer*, *Varianten der landesrechtlichen Hinterlegungsgesetze: Ergänzung, Rechtspfleger* 2014, S. 579-580. を参照した。

²⁷ なお、バイエルン州供託法に関する注釈書として、*Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15). があり、本稿の記述も同書によるところが大きい。同書の内容は、バイエルン州の供託法に関するものではあるが、直接的ではないにせよ、その他の州における供託実務の参考になると評されている（*Christoph Reymann*, *DNotI-Report* 2012, 139.）。また、バイエルン州供託法の主要な変更点及びその理由については、同書が公刊される前に同一の著者によって公表された *Rainer Wiedemann / Franziska Armbruster*, *Das neue Hinterlegungsrecht in Bayern*, *Rechtspfleger* 2012, S 1-4. も参照した。

²⁸ なお、各州の供託法は、仔細に見ればそれぞれ異なる部分も存在するが、本稿では深く立ち入ること

供託事務は、「供託所 (Hinterlegungsstelle)」として、引き続き各州の区裁判所で行われる²⁹。ただし、連邦供託法の定めによれば、供託事務は司法補助官 (Rechtspfleger)³⁰が担当することとされていたが、一部の州法では、司法行政に関わる事項として、上級公務員 (Beamte des gehobenen Dienstes) への供託行為の委嘱が行われている (バイエルン州供託法 3 条、ベルリン州供託法 2 条など)³¹。以上のように、形式的供託法である連邦供託法の廃止により、各州では、供託所と当事者との関係、すなわち供託関係 (Hinterlegungsverhältnis) を規律する新たなルール作りが求められることになったのである。

III. ドイツにおける物品供託の現状

かつて連邦供託法では、何が供託の目的物とされるかについては、「金銭、有価証券その他証書及び高価品 (Kostbarkeit)」とされていた (連邦供託法 5 条)³²。多くの州法は、連邦供託法を踏襲している内容を有するので、高価品を供託することができる点において変わらない (例えば、バイエルン州供託法 9 条 1 項 2 号)。したがって、以下では、高価品を念頭に置きながら物品供託の現状について述べることにする。

はしない。さしあたり、各州の供託法に見られる相違点の概要については、*Klaus Rellermeyer, Varianten der landesrechtlichen Hinterlegungsgesetze, Rechtspfleger 2011, S. 129-132.* も参照した。

²⁹ より厳密には、供託所で供託が可能であるかの判断を行う供託所と、その判断に基づいて実際に供託の目的物の受領等を行う供託会計に分かれる (栗田・前掲注 (1) 137 頁)。この点は、各州の供託法においても同様である (例えば、バイエルン州供託法 2 条参照)。

³⁰ 司法補助官とは、いわゆる上級公務員に該当し、1 年半の司法補助官大学での研修、1 年半の実地研修と、計 3 年の研修を受け、修了試験に合格することによって資格を得ることができるものである。この点については、山口千栄子「ドイツ連邦共和国の職員制度及び今後の見通し」書研所報 46 号 859-880 頁、特に 861 頁 (2000 年)。司法補助官制度については、古い文献ではあるが、法務大臣官房司法法制調査部『ドイツ司法補助官制度』法務資料 356 号 (1958 年) に収録されている各論文ワルテル・ライヘル「裁判所の組織内における司法補助官の地位」、ワルテル・シュトラウス「司法補助官法について」、フランツ・シュレーゲルベルガー「司法補助官の独立性」、ショルン「司法補助官の地位及び司法補助官の規定からみたその独立性」(いずれも翻訳) が有益である。また、そもそもドイツには、ラウフバーン (Laubahn) という官吏法上の概念が存在する。これは、同様の準備教育及び継続教育を前提とする、同一の専門分野の諸官職の総称を示したものである (服部・前掲注 (20) 「連邦と州の立法権限の再編」460 頁では「昇進経路」との訳語が当てられている)。連邦の官吏については、単純公務のラウフバーン (基幹学校の修了等を要件とする)、中級公務のラウフバーン (実家学校の修了等を要件とする)、上級公務のラウフバーン (大学教育資格又はこれと同等と認定された教育水準に達していること等を要件とする) 及び高級公務のラウフバーン (大学修士又はこれと同等の教育水準に達していること等を要件とする) に分かれていた。この点については、山口和人「ドイツ公務員制度の諸問題」レファレンス 764 号 5-23 頁、特に 8 頁脚注 (15)。なお、同論文によれば、2006 年の第一次連邦制改革の結果、それぞれの州法でこのようなラウフバーンが自由に定められることになったが、州によって異なるラウフバーンが作られることにより、勤務条件をめぐる州間の溝が拡大し、州と州の間の官吏の交流が円滑に進むかどうかについて懐疑的な見解が見られるとの指摘がされている (16 頁以下)。

³¹ *Rellermeyer, a. a. O. (Fn. 28), S. 579.*

³² *Bülow / Schmidt, a. a. O. (Fn. 10), § 5 Rn. 11 (S. 45).* によれば、連邦供託法 5 条に定める「その他証書」とは、有価証券ではないが、証明力を有し、又は有し得る任意の証書を指した。具体的には、保証書、委任状、商業帳簿、ファイル、手紙、債務証書、領収書、自動車検査証・登録証、執行名義、無効な有価証券、場合によっては、通用が廃止された通貨、偽造貨幣、建設設計図、旅券の写真、家系図が含まれる、という。

高価品とは、大きさ、規模及び重さの点で極めて高い価値を有する動産をいう。目的物の所有者にとって高い価値があるといった事実のみでは十分ではない³³。目的物の保管が容易であり、これが腐敗しやすいものではないといった点が重要である。具体的には、例えば、バイエルン州供託法施行規則（Vollzugsvorschriften zum Bayerischen Hinterlegungsgesetz）によれば、高価品の具体例として、金や銀、宝石、装飾品、芸術作品、希少価値の高い書籍、貨幣及び切手が列挙されている（同 9 条参照）³⁴。したがって、以上の物品について供託をすることは可能である。他方、供託することができないものの例として、不動産、動物、例えば最初に生えた乳歯のように、目的物に対して愛着が残っているにすぎないものを挙げるができる³⁵。

また、実際に供託に適したものかどうかを確認するために、供託所は、鑑定人に、供託物の鑑定を依頼することができる。その費用は、供託の受入れを申し立てる者、すなわち供託者が負担することになる（例えば、バイエルン州供託法 17 条 2 項）³⁶。

なお、高価品に該当しない物品は、自助売却によって得られた金銭、すなわち売得金を供託することができる（BGB383 条）。債権者が受領遅滞にあるか否かを問わない。物品が腐敗するおそれがあるか、又は保存のために過分の費用を要する場合には、自助売却を通じて売得金を供託することも可能である（同条 1 項）。

これに対して、商事売買の場合には、買主の受領遅滞があれば、売主は給付すべき商品を公の商品倉庫（Öffentliches Lagerhaus）³⁷に供託し、又は競売にかけることも可能である（HGB373 条 1 項）。BGB の規定とは異なり、商事売買の場合には、基本的にいかなる性質の物品も供託をすることが可能である。もちろん、売主は、供託をするか否かの判断をするにあたって、買主の利益もあわせて考慮する必要がある。すなわち、買主が短期間では受け取りに行くことができず、自助売却のように、受領遅滞に対して供託以外の方法が可能であることが明らかであるときは、すぐに腐敗するおそれのある物品を供託することはできない³⁸。

また、HGB373 条 1 項に基づく供託では、当事者間に特段の定めがない限り、BGB433 条 1 項に定める売主の義務が履行されたことにはならない。この点が、BGB372 条以下に定める

³³ *Bülow / Schmidt*, a. a. O. (Fn. 10), § 5 Rn. 13 (S. 46). によれば、高価品に該当しないのは、動物や、たとえ所有者又は占有者にとってその目的（例えば、鍵）その他の理由（例えば、形見）によれば極めて重要なものであるとしても、客観的に見てわずかな価値しか持たない目的物である、という。

³⁴ *Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15), Art. 9, BayHintG Rn. 22 (S. 67). なお、同書によれば、その他の例として、真珠、骨董品、金歯が挙げられている。

³⁵ *Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15), Art. 9, BayHintG Rn. 4 (S. 63).

³⁶ *Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15), Art. 17, BayHintG Rn. 9 (S. 107). では、ストラディバリウスのバイオリンを例に挙げている。すなわち、供託所は、保管に適した温度や湿度を確認するために、そのバイオリンの性質について鑑定を依頼し、同時に、場合によってはより高い保険をかけるために、そのバイオリンの価値について査定を依頼することができる。

³⁷ 公の商品倉庫とは、HGB467 条に定める倉庫業者で、その事業を公に、つまり基本的に誰に対しても自己の事業を行う者をいう。

³⁸ *Barbara Grunewald* in *Münchener Kommentar zum Handelsgesetzbuch* Band 5, C.H.Beck, 3. Auflage, 2012, § 374 Rn. 16.; *Ingo Koller / Peter Kindler / Wulf-Henning Roth / Winfried Morck*, *Handelsgesetzbuch : HGB Kommentar*, C.H.Beck München, 8. Auflage, 2015, § 374 Rn. 7.

供託と異なる。例えば、BGB378条のように、供託物の取戻しを放棄する旨の規定がHGBには存在しないからである。したがって、HGB373条1項に定める供託では、売主がこれを行うことで、今後、売買目的物を手元において手間をかける必要がなくなり、保管能力を有する必要もなくなるにすぎない。また、倉庫業者は、例外的に売主が買主の代理権を有していた場合を除いて、買主ではなく売主に対して、保管にあたって必要とされる報酬の支払いを要求することができるにすぎない³⁹。なお、一般に、供託の費用については、債務者(売主)が供託物を取り戻さない限り、債権者(買主)の負担とされている(BGB381条)。ここでいう「費用」には、供託所の手数料、供託所への発送にかかる費用、BGB380条に基づいて買主の受領権限を承認する旨の売主の意思表示にかかる費用、BGB374条2項1文に基づく通知が含まれる⁴⁰。

既に指摘してきたように、物品供託の利用そのものがわずかであるといわれている⁴¹。この点について、バイエルン州の司法官庁で実施される供託手続の約5%が、金銭供託以外の供託(価値供託⁴²)を対象としているにすぎないとの指摘があることから、現状としてはドイツ国内全般においてもそのような状況にあるのではないかと考えられる⁴³。

供託の大まかな手続の流れについて触れておきたい。例えば、バイエルン州で高価品の供託を行う場合には、まず、供託者による申立てがなされ(バイエルン州供託法10条2項1号、同11条1項)、供託所の受入命令に基づいて(バイエルン州供託法10条1項)、供託者が供託会計(Hinterlegungskasse)に供託することになる(バイエルン州供託法12条3項)。そして、供託物の受領権限がある者は、払渡しの申立てをした後に(バイエルン

³⁹ *Grunewald*, a. a. O (Fn. 38), § 374 Rn. 19. *Koller / Kindler / Roth / Morck*, a. a. O (Fn. 38), § 374 Rn. 7. も参照した。なお、ここでいう「報酬」には、以下の本文中に述べる「費用」に相当するものと考えられるが、具体的な金額を示した文献を確認することはできなかった。

⁴⁰ *Robert Koch* in Hartmut Oetker, *Handelsgesetzbuch Kommentar*, C. H. Beck München, 3. Auflage, 2013, § 374 Rn. 40.

⁴¹ 本文で示した高価品が供託物となり得るBGBに定める弁済供託は、全供託事件の5%以下であるとされている。この点については、本稿前掲注(5)及び前掲注(11)も参照されたい。

⁴² なお、バイエルン州供託法は、供託関係を、供託所の命令を通じて成立し(バイエルン州供託法10条1項)、若しくは終了する(同18条1項)公法上の債務関係として定めている。そして、この債務関係には2つの類型、すなわち、金銭供託(バイエルン州供託法9条1項1号)と価値供託(同条1項2号)に分類されると理解されている(*Wiedemann / Armbruster*, a. a. O (Fn. 27), S. 3.)。ミュンヘン区裁判所のウェブサイトによれば、価値供託の場合には、区裁判所ではなく、供託物をバンベルク州司法会計(Landesjustizkasse Bamberg)に直接届ける旨の指示がなされている(https://www.justiz.bayern.de/gericht/ag/lf/zustand/verfahren/vf_Hinterlegungsstelle.php [最終アクセス: 2015年2月26日])。

⁴³ *Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15), Einl. Rn. 26 (S. 16), Fn. 25. なお、同書には、金銭供託については興味深い統計が示されているので、参考として以下に掲げておく。なお、2009年12月31日時点でのデータである。バイエルン州の区裁判所の総数は73であるが、このうち、ミュンヘン区裁判所は全体の41.8%、ニュルンベルク区裁判所は全体の8.6%、アウグスブルク区裁判所は全体の7.5%、ランツフート区裁判所は全体の3.2%を占める。例えば、ミュンヘン区裁判所の供託件数は3,998件に上るのに対して、73ある区裁判所のうち実に35の区裁判所では、50件未満であるとされている。また、供託手続が長期にわたることは例外的であるとされており、金銭供託の場合、その大部分が強制競売手続の枠組みで行われることから、数か月以内に清算されるといえる。2009年12月31日時点でのバイエルン州で係属している金銭供託手続のうち、49.2%は2009年から開始されたものであり、2008年から開始されたものは11.3%、2004年から2007年までの間から開始されたものは18.9%であるとされている(*Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15), Einl. Rn. 26, 27 (S. 16).)。

州供託法 18 条 2 項 1 号、同 19 条 1 項)、供託所の払渡命令に基づいて (バイエルン州供託法 18 条 1 項)、供託物の払渡しを受けることになる。

価値供託のうち、物品供託との関係で問題となるのは、有価証券ではなく、とりわけ高価品であるが、バイエルン州の場合、そうした高価品を受け入れることができるのは、バンベルク区裁判所の供託所のみである。そして、供託物は、バンベルク州司法会計に引き渡されることになる。バンベルク州司法会計は、供託物の受入業務をバンベルク区裁判所に代わって引き受けることとされている (バイエルン州供託法施行規則 12 条)。供託者が、バンベルク州司法会計で供託物を直接引き渡すか、あるいはその司法会計宛に郵送することができる (バイエルン州供託法 12 条 3 項)。供託者が郵送費や郵送に伴う危険を負担する⁴⁴。また、供託所の払渡命令を経て、供託物は再びバンベルク州司法会計で払い渡されることになる (バイエルン州供託法 23 条 3 項)。供託物の受領者が事前に発送の費用を負担し、危険を負担する旨の意思表示がなされていたときのみ、その受領者への当該供託物の発送が行われる (バイエルン州供託法施行規則 23 条 1 項 3 号 1 文)。供託物の受領者は、適切に払渡しを受けたことを記録するために受領の署名をする必要がある (同条 1 項 3 号 2 文)⁴⁵。

供託物の保管にあたって、金銭を除いて (この点は、本稿 IV に記述する供託金利息の廃止とも関連する)、一定の手数料が供託者に課されている。かつては連邦供託法 24 条にその定めが存在したが⁴⁶、1990 年に同条文が廃止され、各州の州司法費用法に規定されることになった。例えば、バイエルン州では、供託事件の手数料は、供託物に即して 10 ユーロから 340 ユーロとされている (バイエルン州州司法費用法 4 条手数料一覧 3.1 号)⁴⁷。なお、前記のように、手数料支払いに関するこれらの規定は、供託所と供託関係者との間の公法上の関係を定めたものであって (形式的供託法)、供託所への手数料を含めた供託にかかる費用を債権者の負担とする BGB381 条 (実質的供託法) とは無関係に、まずは供託者が費用債務者として手数料を支払うことになる⁴⁸。

IV. 供託金利息の現状

供託金利息については、これまで連邦供託法 8 条に定められていた。これは、内容的に

⁴⁴ Wiedemann / Armbruster, a. a. O. (Fn. 15), Art. 12, BayHintG Rn. 7 (S. 86).

⁴⁵ Wiedemann / Armbruster, a. a. O. (Fn. 15), Art. 135, BayHintG Rn. 8 (S. 135).

⁴⁶ 栗田・前掲注 (1) 139 頁以下。まず、有価証券、証書、高価物並びに現物のまま保管すべき金銭の供託については手数料の支払いを要すると規定され (連邦供託法 24 条 1 項)、より具体的には、手数料額は、6 月毎に、①国債など：1,000 マルク毎に 25 ペニヒ (0.25 マルク)、②後見人が義務として供託する無記名一証券など、後見法に基づくもの：1,000 マルク毎に 25 ペニヒ (0.25 マルク)、③その他の理由に基づくもの：1,000 マルク毎に 50 ペニヒ (0.5 マルク)、④外国の有価証券：1,000 マルク毎に 75 ペニヒ (0.75 マルク)、⑤その他の証書：証書毎に 20 ペニヒ (0.2 マルク) とされていた (同条 2 項。なお、ペニヒとマルクの通貨換算は栗田・前掲注 (1) 139 頁以下に記載当時のものである。)

⁴⁷ Landesjustizkostengesetz vom 19. 5. 2005 (GVBl. 2005, S. 159).

⁴⁸ 椿 = 右近・前掲注 (2) 308 頁 [寺田]。茂泉・前掲注 (6) 60 頁も参照した。

同一であった 1956 年当時の全ての州の供託法（ザールラント州のみ 1963 年）の規定を踏まえたものである。その後、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州を除いて、各州の供託法では、規定に定められていた貨幣価値（ドイツマルク）がユーロに転換された。すなわち、50 ユーロ以上の供託金には利息を付し、50 ユーロ未満の供託金には利息を付さないとされていた。また、利息の計算にあたって、50 ユーロ以上の供託金は、50 ユーロ未満の端数金額を切り捨てることとされた。さらに、供託金が納入された月が経過して、その 3 か月後から月 0.1% の利率の利息が付され、その付利は、供託金の払渡処分がなされた日の属する月の前月の経過によって終了するものとされていた⁴⁹。

その後、2006 年に、供託金に利息を付す基準を統一しなければならない憲法上の義務は立法者にないとの判決も下されている⁵⁰。

2010 年の連邦供託法の廃止により、各州で供託法が改めて制定されることになったが、その際に一部の州において大きく変更された点が供託金利息の廃止である。連邦供託法の廃止により、バイエルン州、ブランデンブルク州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州及びテューリンゲン州の各州供託法がそうした規定の修正が行われた。

具体的には、例えば、バイエルン州供託法 16 条では、「供託金には利息を付さない」との短い文言に改められている。ブランデンブルク州供託法 11 条 3 項やザクセン州供託法 12 条も、それと全く同一の文言で、供託金利息の廃止が明言されていた。

これは、利息支払義務の廃止は、そもそも有価証券等の価値供託の場合と異なり、金銭供託の手数料が徴収されていないという事情を考慮したことによるとされている。また、供託金利息が、これまで実務においてもさほど重要な意義を有するものではなかったといわれている。バイエルン州では、2007 年及び 2008 年の会計年度において、州司法会計からの支払いのうち、50%以上が、50 ユーロ以下の利息金であったこと、2007 年の会計年度においては 85 件の支払いがセント、すなわち 1 ユーロ未満の支払いであったこと、2008 年の会計年度においては、25 件の支払いが 1 ユーロ以下の支払いであったのである⁵¹。

その他の州のうち、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ベルリン州、ブレーメン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州においては、連邦供託法廃止当時、それぞれの州供託法において供託金利息に関する規定が置かれていたが、後に、その文言が修正された⁵²。

例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州供託法 12 条は、他の州法の規定と同様に「供託金には利息を付さない」との文言に改められた。その理由としては、供託金利息の廃止は、州が、供託所を通じて、供託を受け入れる義務を負い、供託が供託者の申立てに基づいて、かつ（いずれにせよ）供託者のためにのみ行われるにもかかわらず、金銭供託の管理費用にかかる手数料が徴収されていないという事情を考慮したものであるといわれている。供

⁴⁹ *Rellermeyer*, a. a. O. (Fn. 28), S. 131.

⁵⁰ OLG Dresden, Urt. v. 10. Mai 2006 -6 U 2325/05 Rn. 44 ff.

⁵¹ *Wiedemann / Armbruster*, a. a. O. (Fn. 15), Art. 16. BayHintG Rn. 1 f (S. 100).

⁵² *Rellermeyer*, a. a. O. (Fn. 28), S. 131 f., *ders.*, a. a. O. (Fn. 26), S. 579 f.

託金利息がなくなることにより、州財政への負担は今後軽減されるという。すなわち、少なくとも金銭供託における供託金利息の費用が問題となっている供託事件の州の費用は、2010年には約26万ユーロ、2011年には約31万ユーロ、2012年には約92万ユーロに上る。2013年及び2014年の州財政計画においては、それぞれ36万6,300ユーロが計上されている。このように、供託金利息による金額が年度によって大幅に変わることもまた州の財政に著しく影響を及ぼしていることから、供託金利息の廃止は、州財政への負担軽減につながるという結論に至っている。また、金銭供託に必要とされてきた管理費用も、利息の廃止に伴って、大きく逡減することになる。こうした利益は、供託金利息を放棄することで生じる供託関係者の不利益をはるかに凌駕する、という。前記のように、金銭供託の実施は基本的に無料で行われていたからである⁵³。

他方、供託金利息の廃止に対する立法の動きに対して、バーデン＝ヴュルテンベルク州弁護士会による否定的な意見表明がなされていた⁵⁴。その主たる根拠は、とりわけ訴訟等によって長期間当事者間で争いが生じた場合には、その期間中に発生するおそれのあるインフレーションに鑑みれば、供託金利息のない供託は、最終的に供託物の払渡しを受ける権利を獲得する債権者にとって有益なものとなり得ないというものであった⁵⁵。もっとも、そうした意見が採用されることはなく、供託金利息は廃止されることになった。

なお、2010年12月1日以前に行われた金銭供託については、2010年11月30日までの利息は、連邦供託法8条に従い、2010年12月1日から2013年12月31日までは、改正前バーデン＝ヴュルテンベルク州供託法12条に従うことになる。ただし、2013年12月31日をもって、いかなる場合においても利息は終了されている。

また、ブレーメン州においても、これまで供託金に対して年1%の利息が付されることを定めたブレーメン州供託法12条の文言が「供託金には利息を付さない。前文は、有価証券、利札、利益配当証券の換金その他の方法から生じる金銭についても適用される」に修正された。バーデン＝ヴュルテンベルク州と同じく、金銭供託には手数料が課されていないことを根拠としている⁵⁶。

⁵³ Gesetz zur Änderung des Hinterlegungsgesetzes und des Gesetzes zur Reform des Notariats- und Grundbuchwesens in Baden-Württemberg vom 12. November 2013 (GBl. S. 303).

⁵⁴ Stellungnahme des Anwaltsverbands vom 19. August 2013 (http://www.av-bw.de/fileadmin/daten/interessenvertretung/Stellungnahmen/BW-Hinterlegungsgesetz/19_08_2013_AV_BW_StN_HintG.pdf [最終アクセス：2015年2月26日]) .

⁵⁵ Stellungnahme des Anwaltsverbands vom 19. August 2013, S. 4.

⁵⁶ ブレーメン会計検査院の2013年の会計年次報告書 (Drucksache 18/882, S. 54 Rn. 161) において、他の州においても供託金利息を付していないこと等を理由に、供託金利息を廃止すべきであると指摘されていた。

参考資料 1

関連条文（試訳）⁵⁷

1. 民法典（BGB）

232 条（方法）

(1) 担保を提供しなければならない者は、以下に定める方法により、これを行うことができる。

金銭又は有価証券の供託

連邦又は州の公債登録簿に記載のある債権への質権の設定

動産への質権の設定

ドイツ船舶登録簿又はドイツ造船登録簿に記載のある船舶又は建造中の船舶への船舶抵当権の設定

国内の不動産への抵当権の設定

国内の不動産に対する抵当権が設定されている債権への質権の設定又は国内の不動産に対する土地債務若しくは定期土地債務への質権の設定

(2) 前項に定める方法をもって担保を提供することができないときは、資格のある保証人を立てることができる。

234 条（供託の効果）

前条に定める供託によって、権利者は、供託された金銭又は有価証券に対して質権を取得する。供託された金銭又は有価証券が国庫又は供託所として定めた機関の所有に帰属するときは、権利者は、その払渡請求権に対して質権を取得する。

372 条（要件）

金銭、有価証券その他証書及び高価品について債権者が受領遅滞にあるときは、債務者は、債権者のためにこれを公の供託所に供託することができる。債権者に存する他の事情により、又は債務者の過失によらないで債権者を確知することができないことにより、債務者がその義務を全く、又は確実に弁済することができないときも、同様である。

373 条（引換給付）

債務者は、債権者の給付と引換えにのみ給付を行うべきときは、供託物を受け取る債権者の権利をその反対給付に係らせることができる。

374 条（供託地及び通知義務）

(1) 供託は、給付地の供託所で行われなければならない；債務者が他の供託所に供託したときは、これによって生じた損害を債権者に賠償しなければならない。

(2) 債務者は、遅滞なく債権者に供託の通知をしなければならない；債務者は、これを怠るときは損害賠償義務を負う。通知することが不能であるときは、これを要しない。

375 条（郵便による供託）

郵便によって供託物を供託所に送付したときは、供託の効力は、その物を郵便局に交付した時に遡って生じる。

376 条（取戻権）

(1) 債務者は、供託物を取り戻す権利を有する。

(2) 次の各号に定める場合においては、取戻しをすることができない。

1. 債務者が、取戻権を放棄する旨を供託所に表示したとき。

2. 債権者が、受諾の意思を供託所に表示したとき。

3. 債権者と債務者との間に下された、供託が適法であるとする確定判決が、供託所に提出されたとき。

377 条（取戻権の差押えの禁止）

(1) 取戻権は、差し押さえることができない。

(2) 債務者の財産について破産手続が開始したときは、債務者も、その手続期間中は取戻権を行使することができない。

378 条（取戻しができないときの供託の効果）

債務者は、供託物の取戻しをすることができないときは、供託のときに債権者に給付したときと同様に、供託によってその義務を免れる。

379 条（取戻しができるときの供託の効果）

(1) 債務者は、供託物の取戻しをすることができるときは、債権者に対して物を供託した旨を指示することができる。

(2) 物を供託している間は、債権者は、危険を負担し、債務者は、利息の支払い又は収取しなかった利益の賠償につき義務を負わな

⁵⁷ BGB の訳出にあたって、法務大臣官房司法法制調査部『ドイツ民法典 一総則一』法務資料 445号（1985年）、椿＝右近・前掲注（2）298頁以下〔寺田〕を、連邦供託法の訳出にあたって、吉戒修一編著『供託制度をめぐる諸問題』571-581頁（テイハン、1991年）のドイツ連邦共和国供託法の翻訳を参照した。

い。

(3) 債務者が供託物を取り戻したときは、供託をしなかったものとみなす。

380 条（受領権限の証明）

供託所につき適用する規定に基づいて債権者の受領権限を証明するために、この権限を承認する債務者の意思表示を必要とし、又はこれで足りるときは、債権者は、供託がなければ給付を請求することができるのと同じ要件の下で、債務者に対してその意思表示を請求することができる。

381 条（供託の費用）

供託の費用は、債務者が供託物を取り戻さない限り、債権者の負担とする。

382 条（債権者の権利の消滅）

供託額に対する債権者の権利は、債権者があらかじめ供託所に届け出ないときは、供託の通知を受けた時から 30 年の経過により消滅する；この場合、債務者は、取戻権を放棄したときであっても、取戻しをすることができる。

383 条（自助売却）

(1) 弁済の目的物である動産が供託に適さない場合において、債権者が受領を遅滞しているときは、債務者は、給付地でこれを競売しその売得金を供託することができる。BGB372 条 2 文の場合において、物が腐敗するおそれがあるとき、又は保存につき過分の費用を要するときも、同様である。

(2) 給付地における競売によって相当の結果を得る見込みがないときは、その物を他の適当な場所で競売しなければならない。

(3) 競売は、競売地の執行官、競売権限がある他の公務員又は公に任命された競売人が公に行わなければならない（公の競売）。競売の期日及び場所は、物の一般的表示とともに公告しなければならない。

(4) 本条 1 項から 3 項までの規定は登録簿に記載のある船舶及び建造中の船舶には適用しない。

384 条（競売の予告）

(1) 競売は、債権者に対して予告した後でなければすることができない；物が腐敗しつつあり、かつ競売の遅延に危険が伴うときは、予告することを要しない。

(2) 債務者は、債権者に対して競売の通知を遅滞なくしなければならない；これを怠るときは、債務者は損害賠償義務を負う。

(3) 予告及び通知することが不能であるときは、これを要しない。

385 条（自由売却）

物に取引所価格又は市場価格があるときは、債務者は、この種の売却につき公に授權された商事仲立人又は公の競売につき権限がある者に、時価で、自由に売却させることができる。

386 条（競売の費用）

競売又は BGB385 条に基づいて行われた売却の費用は、供託された売得金を債務者が取り戻さない限り、債権者の負担とする。

433 条 1 項

物の売主は、売買契約により、買主に対して物を引き渡し、かつその物の所有権を取得させる義務を負う。売主は、買主に対して物及び権利の瑕疵のない物を取得させなければならない。

2. 商法典（HGB）

373 条 1 項

買主が物品の受領遅滞にあるときには、売主は、その物品を買主の危険及び負担で公の商品倉庫に又はその他確実な方法で供託することができる。

3. 連邦供託法

5 条（供託に適する物）

金銭、有価証券その他証書及び有価物は、供託することができる。

8 条（利息）

国庫に帰属した金銭には、次の定めにより利息を付する。

1 利息は、供託金が納入された月が経過して、その三月後から付する。この付利は、供託金の払渡処分の日属する月の前月の経過により終了する。

2 利率は、月 0.1% とする。

3 利息は、暦年の経過する毎に、又は供託金が暦年の経過する前に払い渡されたときは、その時に払い渡すものとする。

4 100 マルク未満の供託金及び利息には、利息を付さない。100 マルク以上の供託金は、利息計算に当たり、100 マルク未満の端数金額を切り捨てる。

9 条（有価証券、証書、高価品）

(1) 有価証券及びその他証書並びに高価品は、現物のまま保管する。

(2) 供託所は、鑑定人に高価品の価格の評価又はその品質の鑑定をさせることができる。その費用は、供託者の負担とする。

4. バイエرن州供託法

1 条（適用範囲）

この法律は、バイエルン自由州の司法機関における供託手続に適用される。

2 条（供託機関）

(1) 供託事務は、供託所及び供託会計によって行われる。

(2) 供託所の業務は、区裁判所に委託される。

(3) 供託会計の業務は、バンベルク州司法会計に委託される。

(4) 連邦司法・消費者保護省は、法規命令により、ある区裁判所を、幾つかの区裁判所を担当する行政管区のための供託所として指定し、又は特定の供託事務の処理を1つ若しくは複数の供託所に委託する権限を有する。

3 条（司法行政）

供託事務は司法行政の業務である。供託事務は、通常の場合、俸給表 A10 以上の役職の資格を有する専門職ラウフバーン（法律）官吏（Beamte der Fachlaufbahn Justiz）によって行われる。

5 条（供託関係者）

(1) 供託手続の関係者は、次の各号に定める者をいう。

1. 11 条に基づいて供託の受入れを申し立てる者（供託者）。

2. 11 条に基づく申立てにおいて、受領予定者と指示されている者。

3. 受入決定が出された後に、供託者によって、供託書に対する書面において、受領予定者と指示されている者。

4. 19 条に基づく申立てにおいて、受領者と指示されている者。

(2) 供託者は、ある債務から免れるために供託を行うときは、本条 1 項 2 号又は 3 号に基づく指示を、供託所に対して、書面をもって撤回することができる。

(3) 場合によっては、供託所に対して嘱託を行う主務官庁又は裁判所も供託手続の関係者である。

7 条（供託所の決定）

供託所の決定は、書面でなされる。この決定を、バイエルン州行政手続法 41 条に基づいて公示し、かつ同 39 条に基づいて根拠づけるものとする。

8 条（法的救済手段）

(1) 供託所の決定に対して抗告を行うことができる。不服申立ては、書面又は書記課の調書で申し入れるものとする。

(2) 供託所は、抗告が正当なものであると判断するときは、これに対応する。供託所が抗告に対応することができないときは、遅滞なくその抗告を、職務監督を行う裁判官に決定してもらうために提出する。

(3) 抗告に関する決定に対して、裁判所の決定を求める申立てが、裁判所構成法施行法 23 条に基づいて行われる。

9 条（供託可能な目的物）

(1) この法律により、以下の各号に定めるいずれかのものは供託をすることができる。

1. 金銭（金銭供託）。

2. 有価証券残高若しくは有価証券、金券その他証書又は高価品（価値供託）。

(2) 外国通貨の金銭は、金券の方式をとることでのみ供託することができる。

バイエルン州供託法施行規則 9 条

9.1 特段の定めがないときには、有価証券、金券その他証書並びに高価品は現物のまま保管される。

9.2 高価品は、金及び銀、宝石、装飾品その他貴重で、腐敗せずかつ容易に保管することのできる目的物（例えば、芸術作品、希少価値の高い書籍、貨幣及び切手）をいう。

9.3 外国為替勘定は適合しない。供託者には、外国為替での金銭の供託をするときには、これを交換することが可能であること及び価値供託の場合には費用負担が生じることが通知されるものとする。

10 条（供託関係の成立）

(1) 供託関係は、供託所が目的物の受入れを命令し、かつその供託を実行する時に成立する。

(2) 供託所は、次の各号に定めるいずれかの方法で供託の受入れを命令する。

1. 11 条に基づく申立て。

2. 所轄の官庁又は裁判所の嘱託。

(3) 受入命令は、供託関係者に公示されるものとする。

(4) 供託される予定の目的物が、受入命令の公示から 6 か月以内に供託されないときは、その受入命令は効力を失う。前文の内容は受入命令において通知されるものとする。

(5) 受入命令には、バイエルン州行政手続法 48 条及び同 49 条が準用される。取戻し又は撤回は、受入命令と同じ方法で公示されるものとする。

11 条（供託の申立て）

(1) 供託の申立ては、書面で又は書記課の調書で行われるものとする。

(2) 申立てには、以下の各号に定める事項が含まれるものとする。

1. 氏名又は企業名、供託者の宛先及び受領予定者。

2. 金銭又は金券の供託であるときは、金額及び通貨。

3. 有価証券残高、有価証券その他証書の供託であるときは、正確な表示及び価額。

4. 高価品の供託であるときは、その高価品に対する正確な説明及び価値。

5. ある債務から免れるために供託を行うときは、場合によっては行われる、供託者による BGB374 条 2 項に定める通知を保留する旨の表示。

(3) 供託者は、供託を正当化する事実を申立ての中で説明するものとする。供託者は、官庁又は裁判所によって、供託をする権限がある又は義務を負うと説明されたときは、申立てにはその決定の複写物が添付されるものとする。

(4) 債権者が供託物を受領する権利が、反対給付の発生に左右されるときは、反対給付が提供されるものとする。

(5) BGB1171 条、登録簿に記載のある船舶及び建造中の船舶の権利に関する法律 67 条及び飛行機の権利に関する法律 67 条の場合には、公示催告手続が開始している証拠が申立てに添付されるものとする。

12 条（供託の実行）

供託は、以下の各号に定める方法によって実行される。

1. 金銭の場合には、供託所によって指定された口座への貸し方記入、又は、急を要する場合には、所管の金銭受入場所での現金の支払い。

2. 有価証券残高の場合には、供託所によって指定された寄託口座への記帳。

3. その他の目的物の場合には、所管の供託所への引渡し。

16 条（利息）

供託金には利息を付さない。

バイエルン州供託法施行規則 16 条

16.1 2010 年 12 月 1 日より前の期間の利息は、連邦供託法 8 条、バイエルン州供託法施行規則 (AVHO) 13 条及び同 14 条に基づいて、それぞれ 2010 年 11 月 30 日の時点で適用される文言において計算される。

16.2 バイエルン州供託法 29 条 2 項に基づいて 2010 年 11 月 30 日をもって期間満了となった利息は、これが支払いを要するものであるときは、計算されなければならない。

17 条 2 項

供託所は、鑑定人を通じて高価品の価値を評価させ、又はその性質を確認させることができる。評価又は確認にかかる費用は供託者が負担する。

18 条（供託関係の終了）

(1) 供託関係は、供託所が供託物の払渡しを命令し、かつその払渡しを実行する時に終了する。

(2) 供託所は、次の各号に定めるいずれかの方法で供託の払渡しを命令する。

1. 19 条に基づく供託関係者による申立て。

2. 所轄の官庁又は裁判所の嘱託。

(3) 払渡命令は、供託関係者に公示されるものとする。

(4) 供託物が、払渡命令の公示から 6 か月以内に払い渡されないときは、その払渡命令は効力を失う。前文の内容は払渡命令において通知されるものとする。

(5) 払渡命令には、バイエルン州行政手続法 48 条及び同 49 条が準用される。取戻し又は撤回は、払渡命令と同じ方法で公示されるものとする。

19 条（払渡しの申立て）

(1) 払渡しの申立ては、書面で又は書記課の調書で行われるものとする。

(2) 申立てには、以下の各号に定める事項が含まれるものとする。

1. 氏名又は企業名、申立人、受領者その他供託関係者の宛先。

2. 払い渡される目的物の表示。

3. 申立人に受領権限がある事情の説明及び証明。

23 条（払渡しの実行）

払渡しは、以下の各号に定める方法によって実行される。

1. 金銭の場合には、受領者の口座への当該金額の貸し方記入又は供託会計の支払い。
2. 有価証券残高の場合には、受領者の口座への記帳。
3. その他の場合には、所管の供託所における受領者に対する供託物の引渡し。

バイエルン州供託法施行規則 23 条 1 項 3 号

その他の価値供託の場合には、供託物の受領者への発送は、その受領者が事前に発送の費用及び負担を引き受けることを表示していたときにのみ行われる。

5. ベルリン州供託法

2 条（供託行為の委嘱）

供託行為の事務は司法行政の業務である。供託行為の事務は、通常の場合、上級公務員（Beamte des gehobenen Dienstes）によって行われる。

参考資料 2

バイエルン州供託申立用紙 （金銭供託の場合）⁵⁸

次頁に、バイエルン州において金銭供託の場合に用いられる供託申立用紙を掲載する。記載事項としては、概ね以下のとおりである。

- ・ 申立人の氏名（又は事業者名）、住所
- ・ 代理人の氏名、住所（代理人が法人又は商事会社であるときは、法定代理人の氏名、住所）
- ・ 金額（数字及び文字で示す）
- ・ 供託の正当化根拠となる事実関係
- ・ 供託金の受領者予定者の氏名（又は事業者名）、住所
- ・ 債権者が反対給付義務を負っているときは、その反対給付の内容
- ・ BGB374 条 2 項に基づく供託の通知が申立人本人でなされるのか（これを証明するものの提出が 1 か月以内に求められている）、供託所に委ねられているのか
- ・ 取戻権放棄の有無

⁵⁸ ミュンヘン区裁判所のウェブサイトより

(<https://www.justiz.bayern.de/gericht/ag/m/daten/00529/index.php> [最終アクセス：2015 年 3 月 7 日])

An das
- Hinterlegungsstelle -
Az: HL

Antrag auf Annahme von Geldsummen
(Art. 9 Abs. 1 Nr. 1 BayHintG) zur

Hinterlegung

Antragsteller/Antragstellerin
(Name, Vorname bzw. Firma, Anschrift)

Vertreter d. Antragstellers/Antragstellerin
(Name, Vorname, Anschrift;
Bei juristischen Personen und Handelsgesellschaften
Name, Vorname, Anschrift der gesetzlichen Vertreter)

Betrag (in Ziffern und Buchstaben)
 , **Euro** |

Die Hinterlegung wird mit folgendem Sachverhalt gerechtfertigt:

Als mögliche Empfänger für den hinterlegten Betrag kommen in Betracht:
(Name, Vorname bzw. Firma, Anschrift)

D. Gläubiger/Gläubigerin ist zu folgender Gegenleistung verpflichtet:

Die Anzeige von der Hinterlegung gemäß § 374 Abs. 2 BGB

behalte ich mir vor. Der Nachweis hierüber ist der Hinterlegungsstelle binnen eines Monats vorzulegen (Art. 14 Abs. 1 Satz 2 BayHintG).

soll von der Hinterlegungsstelle veranlasst werden.

Auf das Recht der Rücknahme verzichte ich. verzichte ich nicht.

Ort und Tag: _____ Unterschrift _____

参考資料 3

バイエルン州供託申立用紙（価値供託の場合）⁵⁹

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

- ・ 申立人の氏名（又は事業者名）、住所
- ・ 代理人の氏名、住所（代理人が法人又は商事会社であるときは、法定代理人の氏名、住所）
- ・ 有価証券残高若しくは有価証券（方式、個数、有価証券登録番号、数字及び文字による券面額、その他の識別するための指標、付属する更新、利息又は利益配当金に関する証書）、証書（場合によっては、価額）、高価品（種類、素材、その他の識別するための指標、価値、場合によっては、査定に基づく価値）又はその他支払方法（通貨の種別、数字及び文字による金額）に関する正確な表示
- ・ 供託の正当化根拠となる事実関係
- ・ 供託金の受領予定者の氏名（又は事業者名）、住所
- ・ 債権者が反対給付義務を負っているときは、その反対給付の内容
- ・ BGB374 条 2 項に基づく供託の通知が申立人本人でなされるのか（これを証明するものの提出が 1 か月以内に求められている）、供託所に委ねられているのか
- ・ 取戻権放棄の有無

⁵⁹ 同上

An das

- Hinterlegungsstelle -

Az: HL

Antrag auf Annahme von Wertgegenständen
(Art. 9 Abs. 1 Nr. 2 BayHintG) zur

Hinterlegung

Antragsteller/Antragstellerin
(Name, Vorname bzw. Firma, Anschrift)

Vertreter d. Antragstellers/Antragstellerin
(Name, Vorname, Anschrift;
Bei juristischen Personen und Handelsgesellschaften
Name, Vorname, Anschrift der gesetzlichen Vertreter)

**Genau Bezeichnung des Wertpapierguthabens oder der Wertpapiere¹, Urkunden²,
Kostbarkeiten³ oder Zahlungsmittel⁴:**
(¹Art, Stückzahl, Wertpapierkennnummer, Nennbetrag in Ziffern und Buchstaben, sonstige Unterscheidungsmerkmale, zugehörige Erneuerungs-, Zins- oder Gewinnanteilscheine, ²ggf. Wertbetrag, ³Gattung, Stoff, sonstige Unterscheidungsmerkmale, Wert, ggf. Schätzwert, ⁴Geldsorte, Betrag in Ziffern und Buchstaben.)

Die Hinterlegung wird mit folgendem Sachverhalt gerechtfertigt:

Als mögliche Empfänger für den hinterlegten Betrag kommen in Betracht:
(Name, Vorname bzw. Firma, Anschrift)

D. Gläubiger/Gläubigerin ist zu folgender Gegenleistung verpflichtet:

Die Anzeige von der Hinterlegung gemäß § 374 Abs. 2 BGB

behalte ich mir vor. Der Nachweis hierüber ist der Hinterlegungsstelle binnen eines Monats vorzulegen (Art. 14 Abs. 1 Satz 2 BayHintG).

soll von der Hinterlegungsstelle veranlasst werden.

Auf das Recht der Rücknahme verzichte ich. verzichte ich nicht.

Ort und Tag: _____ Unterschrift _____

参考資料 4

ベルリン州供託申立用紙（金銭供託の場合）⁶⁰

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

法律上の、又は法律で認められた支払方法の供託の受入れの申立て

1. 供託者の氏名及び住所
代理人（氏名及び住所）
2. 金額（数字及び文字で示す）
3. a) 供託を正当化する事実に関する記述。とりわけ供託される事件が官庁又は裁判所に
係属しているときは、当該事件名、官庁又は裁判所の名称及び事件番号
b) 申立用紙に添付された書類の名称
4. 供託金の受領者とされる者の氏名及び住所に関する表示
5. 債務者が債務から免れるために供託が行われるときは、
 - a) 債務者が債務を履行することができない理由又は担保をもって履行できない理由に
関する表示
 - b) その効力が供託金を受領する 4 号に定める債権者の権利に関わる反対給付の表示
 - c) 取戻権放棄の有無に関する表示

⁶⁰ <http://www.berlin.de/sen/justiz/gerichte/kg/formularserver/hinterlegung.html> [最終アクセス：2015年3月7日]

Amtsgericht Tiergarten
- Hinterlegungsstelle -
Turmstraße 91
10559 Berlin

Geschäftsnummer:
87 HL _____

Antrag

auf Annahme von gesetzlichen oder gesetzlich zugelassenen Zahlungsmitteln zur Hinterlegung

1. Name, Vorname und Anschrift der Hinterlegerin / des Hinterlegers

Hinterlegervertreterin / Hinterlegervertreter (Name und Anschrift)

2. Betrag

 EUR – in Buchstaben: EURO

3.a) Bestimmte Angabe der Tatsachen, welche die Hinterlegung rechtfertigen, insbesondere Bezeichnung der Sache, der Behörde oder des Gerichts und der Geschäftsnummer, wenn die Angelegenheit, in der hinterlegt wird, bei einer Behörde oder einem Gericht anhängig ist.

b) Bezeichnung der dem Antrag beigefügten Schriftstücke

参考資料 5

ベルリン州供託申立用紙（価値供託の場合）⁶¹

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

有価証券その他証書、高価品、法律上の、又は法律で認められた支払方法の供託の受入れの申立て

1. 供託者の氏名及び住所
代理人（氏名及び住所）
2. a) 有価証券の利率、種類、期間、順番、文字、番号、（数字及び文字による）券面額に関する表示、その他の識別情報並びに有価証券の一部である更新、利息及び利益配当金に関する証書
b) その他の証書の正確な表示及び、例えば、当該表示から明らかとなる価額の表示
c) 高価品の種類、素材及び、例えば、その他とを区別する指標並びに価値（査定に基づく価値）に関する表示
d) 法律上の、又は法律で認められたその他の支払方法による供託のときは、（数字及び文字による）通貨の種別及び金額の表示
3. a) 供託を正当化する事実に関する記述。とりわけ供託される事件が官庁又は裁判所に係属しているときは、当該事件名、官庁又は裁判所の名称及び事件番号
b) 申立用紙に添付された書類の名称
4. 供託金の受領者とされる者の氏名、住所及び生年月日に関する表示、
5. 債務者が債務から免れるために供託が行われるときは、
 - a) 債務者が債務を履行することができない理由又は担保をもって履行することができない理由に関する表示
 - b) その効力が供託金を受領する 4 号に定める債権者の権利に関わる反対給付の表示
 - c) 取戻権放棄の有無に関する表示

⁶¹ 同上

Amtsgericht Tiergarten
- Hinterlegungsstelle -
Turmstraße 91
10559 Berlin

Geschäftsnummer:
87 HL _____

Antrag

auf Annahme von Wertpapieren, sonstigen Urkunden, Kostbarkeiten und anderen als gesetzlichen oder gesetzlich zugelassenen Zahlungsmitteln zur Hinterlegung

1. Name, Vorname und Anschrift der Hinterlegerin / des Hinterlegers

Hinterlegervertreterin / Hinterlegervertreter (Name und Anschrift)

- 2.a) Bezeichnung der Wertpapiere nach Zinsfuß, Gattung, Jahrgang, Reihe, Buchstaben, Nummer, Nennbetrag (in Ziffern und Buchstaben) und etwa sonst noch vorhandenen Unterscheidungsmerkmalen sowie Angaben über die zu den Wertpapieren (bei Sparbüchern auch z.B. ob mit Sicherungskarte) gehörenden Erneuerungs-, Zins- oder Gewinnanteilscheine
- b) genaue Bezeichnung der sonstigen Urkunden und Angabe der etwa aus ihnen ersichtlichen Wertbeträge
- c) Bezeichnung der Kostbarkeiten nach Gattung, Stoff und etwa sonst vorhandene Unterscheidungsmerkmalen sowie Wert (Schätzwert)
- d) Bei Hinterlegung von anderen als gesetzlichen oder gesetzlich zugelassenen Zahlungsmitteln (keine EUR-Beträge): Bezeichnung der Geldsorten und des Betrages (in Ziffern und Buchstaben)

3.a) Bestimmte Angabe der Tatsachen, welche die Hinterlegung rechtfertigen, insbesondere Bezeichnung der Sache, der Behörde oder des Gerichts und der Geschäftsnummer, wenn die Angelegenheit, in der hinterlegt wird, bei einer Behörde oder einem Gericht anhängig ist.

b) Bezeichnung der dem Antrag beigefügten Schriftstücke

4. Bezeichnung der Personen, die als Empfangsberechtigte für den hinterlegten Betrag in Betracht kommen, nach Namen, Vornamen und Wohnung

5. Falls zur Befreiung der Schuldnerin / des Schuldners von ihrer / seiner Verbindlichkeit hinterlegt wird:

Diese Spalte ist nicht auszufüllen, wenn eine Prozesssicherheit hinterlegt wird!

- a) Angabe, warum d. Schuldnerin ihre / Schuldner seine Verbindlichkeiten nicht oder nicht mit Sicherheit erfüllen kann
- b) Angabe der etwaigen Gegenleistung d. in Spalte 4 bezeichneten empfangsberechtigten Gläubigerin / Gläubiger
- c) Angabe, ob auf das Recht zur Rücknahme verzichtet wird

Berlin, den _____

(Unterschrift)

参考資料 6

ベルリン州払渡申立用紙⁶²

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

- ・ 供託事件
 - ・ 供託金〇〇ユーロの払渡しを求め、かつ、以下に記載する口座に振替えを依頼する。
- 金融機関、BIC [Bank Identifier Code]、IBAN [International Bank Account Number]、
口座所有者氏名

⁶² 同上

Amtsgericht Tiergarten
- **Hinterlegungsstelle** -
Turmstraße 91
10559 Berlin

Herausgabeantrag

Sehr geehrte Damen und Herren,

in der Hinterlegungssache

87 HL _____ / _____

beantrage(n) ich / wir die Herausgabe des hinterlegten Betrages in Höhe von _____ Euro

und bitte(n) um Überweisung auf folgendes Konto:

Kreditinstitut: _____

BIC: _____

IBAN: _____

Kontoinhaber/in: _____

Berlin, den _____

Unterschrift(en)

(Kopien beider Seiten der / des Personalausweise(s) sind beigelegt)

参考資料 7

ヘッセン州供託申立用紙（金銭供託の場合）⁶³

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

1. a) 供託者の氏名、住所
b) （申立てが代理人によって行われるときは）代理人の氏名、住所
2. 供託金の額
3. 供託事由
 - a) 供託を正当化するための記述。供託される事件が裁判所又は官庁に係属しているときは、当該事件名、裁判所又は官庁の名称及び事件番号
 - b) 申立用紙に添付された書類の表示。
4. 供託金に関わる受領者の氏名、住所
5. 債務者が債務から免れるために供託が行われるとき
 - a) 供託金を受領する債権者の権利に関わる反対給付
 - b) 取戻権放棄の有無

⁶³ フランクフルト・アム・マイン区裁判所ウェブサイトより
(http://www.ag-frankfurt.justiz.hessen.de/irj/AMG_Frankfurt_Internet?cid=05bc161667326848f7191ec5c5b94cd1 [最終アクセス：2015年3月7日])

2 HL

Amtsgericht
- Hinterlegungsstelle -

60256 Frankfurt

◀ Geschäftsnummer
der Hinterlegungsstelle

Antrag auf Annahme von Geldhinterlegungen

Frankfurt am Main, 09.03.2015

1. a) Hinterleger b) Vertreter	Name, Vorname, Straße, Hausnummer, PLZ, Ort	
2. Hinterlegter Betrag	EUR	i. W. EURO
3. Hinterlegungsgrund a) Angaben zur Rechtfertigung der Hinterlegung Wenn die Sache, in der hinterlegt wird, bei einem Gericht/bei einer Behörde anhängig ist, Nennung dieser Sache, des Gerichts/der Behörde und der Geschäftsnummer b) Bezeichnung der dem Antrag beigefügten Schriftstücke	a) b)	
4. Empfangsberechtigte die für den hinterlegten Betrag in Betracht kommen	Name, Vorname, Straße, Hausnummer, PLZ, Ort	
5. Bei Hinterlegung zur Befreiung des Schuldners von seiner Verbindlichkeit a) Gegenleistung, von der das Recht des Gläubigers zum Empfang des hinterlegten Betrages abhängig gemacht wird b) Wird auf das Recht der Rücknahme verzichtet?		

Anlage/n

nein
 ja

Unterschrift des Antragstellers bzw. Vertreters

参考資料 8

ヘッセン州供託申立用紙（価値供託の場合）⁶⁴

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

1. a) 供託者の氏名、住所
b) （申立てが代理人によって行われるときは）代理人の氏名、住所
2. 供託される財産
 - － 有価証券
 - － 証書
 - － 高価品
 - － その他の支払方法
3. 供託事由
 - a) 供託を正当化するための記述
 - b) 添付される書類
4. 供託金に関わる受領者の氏名、住所
5. 債務者が債務から免れるために供託が行われるとき
 - a) 供託金を受領する債権者の権利に関わる反対給付
 - b) 取戻権放棄の有無

⁶⁴ 同上

2 HL

Amtsgericht
- Hinterlegungsstelle -

60256 Frankfurt

◀ Geschäftsnummer
der Hinterlegungsstelle

Antrag auf Annahme von Werthinterlegungen

Frankfurt am Main, 09.03.2015

1. a) Hinterleger b) Vertreter	Name, Vorname, Straße, Hausnummer, PLZ, Ort
2. Hinterlegte Masse - Wertpapiere - Urkunden - Kostbarkeiten - Andere Zahlungsmittel (Genaue Bezeichnung)	
3. Hinterlegungsgrund a) Angaben zur Rechtfertigung der Hinterlegung b) beigefügte Schriftstücke	
4. Empfangsberechtigte die für den hinterlegten Betrag in Betracht kommen	Name, Vorname, Straße, Hausnummer, PLZ, Ort
5. Bei Hinterlegung zur Befreiung des Schuldners von seiner Verbindlichkeit a) Gegenleistung, von der das Recht des Gläubigers zum Empfang der hinterlegten Masse abhängig gemacht wird b) Wird auf das Recht der Rücknahme verzichtet?	a) b)

Anlage/n

nein
 ja

Unterschrift des Antragstellers bzw. Vertreters

参考資料 9

ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託申立用紙（金銭供託の場合）⁶⁵

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

1. A) 自然人による申立ての場合には、
 - a) 氏名、住所、場合によっては、例えば、生年月日その他供託者であることを明らかにする指標
 - b) 代理人によって供託が行われるときは、同様に、代理人の氏名、住所、場合によっては、例えば、生年月日
- B) 法人又は商事会社による申立ての場合には、法人の名称、住所及び法定代理人、場合によっては、商業登記簿及び区裁判所の所在地
2. 供託金の額
3. a) 供託を正当化する事実に関する記述。とりわけ供託される事件が官庁又は裁判所に係属しているときは、当該事件名、官庁又は裁判所の名称及び事件番号
- b) 申立用紙に添付された書類の名称
4. 供託金の受領者とされる者の氏名、住所及び生年月日に関する表示、被相続人の未知の相続人のために供託が行われるときは、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所、死亡年月日
5. 債務者が債務から免れるために供託が行われるときは、
 - a) 債務者が債務を履行することができない理由又は担保をもって履行することができない理由に関する表示
 - b) その効力が供託金を受領する 4 号に定める債権者の権利に関わる反対給付の表示
 - c) 取戻権放棄の有無に関する表示

なお、受入命令についても以下のような記載事項がある。

1. ○○ユーロ（10 を Zehn と書くように、数を文字で書く空白も設けられている）は、新規財産として、金銭供託台帳に供託として受け入れられるものとする。申立人は、上記金額を○○までに支払うよう求められる。期限内に供託されないときは、供託所に対する受入決定は撤回されるものとする。
2. 申立人又は代理人に対する通知
3. ハム上級司法会計

さらに、受入決定に基づいて上記金額が金銭供託として支払われた場合の領収書に関する書式も示されている。

⁶⁵ デュッセルドルフ区裁判所ウェブサイトより（<http://www.ag-duesseldorf.nrw.de/aufgaben/abteilungen/Hinterlegungssachen/index.php> [最終アクセス：2015年3月7日]）

Antrag

auf Annahme von gesetzlichen oder gesetzlich zugelassenen Zahlungsmitteln zur Hinterlegung bei dem Amtsgericht – Hinterlegungsstelle –

1. A) Antragstellung durch natürliche Personen:
a) Vorname, Nachname, Anschrift, ggf. z. B. Geburtsdatum und andere den Hinterleger deutlich kennzeichnende Merkmale
b) Bei Hinterlegung durch eine Vertreterin/einen Vertreter ebenfalls: Vorname, Nachname, Anschrift, ggf. z. B. Geburtsdatum
B) Antragstellung durch juristische Personen oder Handelsgesellschaften: Name oder Firma, Anschrift und gesetzliche Vertreter sowie ggf. die Handelsregisternummer und Sitz des Amtsgerichts

zu

2. Betrag

_____ EUR – in Buchstaben: _____
_____ Euro –

3. a) Bestimmte Angaben der Tatsachen, welche die Hinterlegung rechtfertigen, insbesondere Bezeichnung der Sache, der Behörde oder des Gerichts und der Geschäftsnummer, wenn die Angelegenheit, in der hinterlegt wird, bei einer Behörde oder einem Gericht anhängig ist
b) Bezeichnung der dem Antrag beigefügten Schriftstücke

4. Bezeichnung der Personen, die als Empfangsberechtigte für den hinterlegten Betrag in Betracht kommen, nach Namen, Vornamen, Anschrift, Geburtsdatum und bei Hinterlegung zugunsten der unbekannteren Erbinnen bzw. Erben einer bestimmten Erbinserin bzw. eines Erblassers deren bzw. dessen Vorname, Name, Geburtsdatum, letzte Wohnanschrift und das Sterbedatum

5. Falls zur Befreiung der Schuldnerin bzw. des Schuldners von ihrer bzw. seiner Verbindlichkeit hinterlegt wird:
- a) Angabe, warum die Schuldnerin bzw. der Schuldner ihre bzw. seine Verbindlichkeit nicht oder nicht mit Sicherheit erfüllen kann,
 - b) Angabe der etwaigen Gegenleistung, von deren Bewirkung das Recht der bzw. des in Nr. 4 bezeichneten Gläubigerin bzw. Gläubigers zum Empfang des hinterlegten Betrages abhängig gemacht wird,
 - c) Angabe, ob auf das Recht der Rücknahme verzichtet wird.

(Ort und Tag)

(Unterschrift)

Annahmeanordnung

1. _____ EUR – i. B.: _____ Euro –
 sind – als neue Masse – zum dortigen Geldhinterlegungsbuch als Hinterlegung anzunehmen. Die Antragstellerin bzw. der Antragsteller ist aufgefordert worden, den Betrag bis zum _____ einzuzahlen. Wird nicht innerhalb der Frist eingezahlt, so ist die Annahmeanordnung an die Hinterlegungsstelle zurückzugeben.
2. Nachricht (HS 5) an Antragstellerin/Vertreterin/Antragsteller/Vertreter
3. An die Oberjustizkasse Hamm

Amtsgericht – Hinterlegungsstelle –

(Ort und Tag)

(Name, Amtsbezeichnung)

Rechtspfleger/in

Quittung	
Bei Annahme durch:	Der vorstehende Betrag ist als Geldhinterlegung eingezahlt worden bei der – Gerichtszahlstelle _____ für die – Gerichtskasse _____
Gerichtskasse/ Oberjustizkasse Hamm	Einzahlungstag: _____ GHB Nr.: _____ <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 5px;">15</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 5px;">16</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">17</div> </div> <div style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">_____ (Dienststempel)</div> <div style="text-align: center;">_____ (Kassierer/in)</div> </div>
Gerichtszahlstelle	<div style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">_____ (Dienststempel)</div> <div style="border-left: none; border-top: none; border-bottom: none; border-right: none; width: 100%; height: 100%;"></div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;">_____ (Zahlstellenverwalter/in)</div>

参考資料 10

ノルトライン＝ヴェストファーレン州供託申立用紙（価値供託の場合）⁶⁶

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

1. A) 自然人による申立ての場合には、
 - a) 氏名、住所、場合によっては、例えば、生年月日その他供託者であることを明らかにする指標
 - b) 代理人によって供託が行われるときは、同様に、代理人の氏名、住所、場合によっては、例えば、生年月日
- B) 法人又は商事会社による申立ての場合には、法人の名称、住所及び法定代理人、場合によっては、商業登記簿及び区裁判所の所在地
2. a) 有価証券の利率、種類、期間、順番、文字、番号、（数字及び文字による）券面額に関する表示、その他の識別情報並びに有価証券に付属する、例えば、更新、利息及び利益配当金に関する証書
- b) その他の証書の正確な表示及び、例えば、当該表示から明らかとなる価額の表示
- c) 高価品の種類、素材及び、例えば、その他とを区別する指標並びに価値（査定に基づく価値）に関する表示
- d) 法律上の、又は法律で認められたその他の支払方法による供託のときは、（数字及び文字による）通貨の種別及び金額の表示
3. a) 供託を正当化する事実に関する記述。とりわけ供託される事件が官庁又は裁判所に係属しているときは、当該事件名、官庁又は裁判所の名称及び事件番号
- b) 申立用紙に添付された書類の名称
4. 供託物の受領者とされる者の氏名、住所及び生年月日に関する表示、被相続人の未知の相続人のために供託が行われるときは、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所、死亡年月日
5. 債務者が債務から免れるために供託が行われるときは、
 - a) 債務者が債務を履行することができない理由又は担保をもって履行することができない理由に関する表示
 - b) その効力が供託金を受領する 4 号に定める債権者の権利に関わる反対給付の表示
 - c) 取戻権放棄の有無に関する表示

受入命令については参考資料 9 と同じ。供託物が価値供託として供託されたことを証明する書式も用意されている。

⁶⁶ 同上

Antrag

auf Annahme von Wertpapieren, sonstigen Urkunden, Kostbarkeiten und anderen als gesetzlichen oder gesetzlich zugelassenen Zahlungsmitteln zur Hinterlegung bei dem Amtsgericht – Hinterlegungsstelle –

1. A) Antragstellung durch natürliche Personen:
- a) Vorname, Nachname, Anschrift, ggf. z. B. Geburtsdatum und andere den Hinterleger deutlich kennzeichnende Merkmale
 - b) Bei Hinterlegung durch eine Vertreterin/einen Vertreter ebenfalls: Vorname, Nachname, Anschrift, ggf. z. B. Geburtsdatum
- B) Antragstellung durch juristische Personen oder Handelsgesellschaften: Name oder Firma, Anschrift und gesetzliche Vertreter sowie ggf. die Handelsregisternummer und Sitz des Amtsgerichts
- zu

2. a) Bezeichnung der Wertpapiere nach Zinssatz, Gattung, Jahrgang, Reihe, Buchstaben, Nummer, Nennbetrag (in Ziffern und Buchstaben) und etwa sonst vorhandenen Unterscheidungsmerkmalen sowie Angaben über die zu den Wertpapieren etwa gehörenden Erneuerungs-, Zins- oder Gewinnanteilscheine
- b) Genaue Bezeichnung der sonstigen Urkunden und Angabe der etwa aus ihnen ersichtlichen Wertbeträge
- c) Bezeichnung der Kostbarkeiten nach Gattung, Stoff und etwa sonst vorhandenen Unterscheidungsmerkmalen sowie Wert (Schätzungswert)
- d) Bei Hinterlegung von anderen als gesetzlichen oder gesetzlich zugelassenen Zahlungsmitteln: Bezeichnung der Geldsorten und des Betrages (in Ziffern und Buchstaben)

3. a) Bestimmte Angabe der Tatsachen, welche die Hinterlegung rechtfertigen, insbesondere Bezeichnung der Sache, der Behörde oder des Gerichts und der Geschäftsnummer, wenn die Angelegenheit, in der hinterlegt wird, bei einer Behörde oder einem Gericht anhängig ist
- b) Bezeichnung der dem Antrag beigefügten Schriftstücke

4. Bezeichnung der Personen, die als Empfangsberechtigte für die hinterlegten Gegenstände in Betracht kommen, nach Namen, Vornamen, Anschrift, Geburtsdatum und bei Hinterlegung zugunsten der unbekannteren Erbinnen bzw. Erben einer bestimmten Erblasserin bzw. eines Erblassers deren bzw. dessen letzte Wohnanschrift und das Sterbedatum.

5. Falls zur Befreiung der Schuldnerin bzw. des Schuldners von ihrer bzw. seiner Verbindlichkeit hinterlegt wird:
- a) Angabe, warum die Schuldnerin bzw. der Schuldner ihre bzw. seine Verbindlichkeit nicht oder nicht mit Sicherheit erfüllen kann,
 - b) Angabe der etwaigen Gegenleistung, von deren Bewirkung das Recht der bzw. des in Nr. 4 bezeichneten Gläubigerin bzw. Gläubigers zum Empfang der hinterlegten Masse abhängig gemacht wird,
 - c) Angabe, ob auf das Recht zur Rücknahme verzichtet wird.

(Ort und Tag)

(Unterschrift)

Annahmeanordnung

1. Die vorseitig bezeichneten Gegenstände sind – als neue Masse – zu der im dortigen Werthinterlegungsbuch verzeichneten Masse als Hinterlegung anzunehmen. Die Antragstellerin bzw. der Antragsteller ist aufgefordert worden, die Gegenstände bis zum _____ einzuliefern. Wird nicht innerhalb dieser Frist eingeliefert, so ist die Annahmeanordnung an die Hinterlegungsstelle zurückzugeben.
2. Nachricht (HS 5) an Antragstellerin/Vertreterin/Antragsteller/Vertreter
3. An die Oberjustizkasse Hamm

Amtsgericht – Hinterlegungsstelle –

(Ort und Tag)

(Name, Amtsbezeichnung)

Rechtspfleger

(Für etwaige Empfangsbestätigungen der Gerichtszahlstelle)

Die vorseitig bezeichneten Gegenstände sind – heute – am _____ als Werthinterlegung eingeliefert worden.

Gebucht: EWH Nr. _____

WHB Nr. _____

(Dienststempel)

(Ort und Tag)

Oberjustizkasse Hamm

Kassierer

Buchhalter

フランスにおける供託制度

—物品供託及び供託金利息を中心に—

カライスコス・アントニオス（関西大学法学部准教授）

- I. はじめに
 - II. フランスにおける供託制度の概要
 - III. 供託の手續と効果
 - IV. 係争物寄託
 - V. 供託金利息
- 参考資料 1 主要な関連条文の和訳
- 参考資料 2 預金供託公庫に供託をする際の申請書

I. はじめに¹

本稿は、フランスにおける供託金制度を、特に物品供託及び供託金利息に焦点を当てて紹介することを目的とするものである。フランスの供託制度の全体像については、既に、弁済供託を中心として紹介がされている²。また、フランスにおける物品供託制度の概要を紹介する文献もある³。本稿では、これらの文献の基本的な内容を踏まえつつ、より最近の展開と、上記2つの点に重心を置いてフランス供託制度を紹介する。

本稿の構成としては、まず、フランスの供託制度の沿革を概観した上で（II. 1）、フランスにおける金銭・有価証券の供託について中心的な役割を担っている預金供託公庫（Caisse des Dépôts et Consignations, CDC. Caisse des dépôts と略されることがある。）の組織と業務内容、及び、物品供託がされる機関の1つである保税倉庫(magasins généraux)を取り上げる（II. 2）。また、供託と、これに類似する他の制度との関係に触れつつ、供託の種類を紹介する（II. 3）。さらに、フランスにおける金銭・有価証券と、特定物・種類物の場合における供託の手續と、その効果（III）、そして、フランスにおける物品供託について検討する際に参考になる係争物寄託（合意による係争物寄託（IV. 1）及び裁判所によって命じられる係争物寄託（IV. 2））を取り扱う。最後に、供託金利息を取り上げ、そのあり方をいくつかの種類別に紹介する（V）。

¹ 本報告書の作成にあたっては、パリ第一大学にて在外研究中の馬場圭太教授（関西大学、民法）に多くの資料のご提供及び内容に関する貴重なご指摘をいただいた。この場を借りて改めてお礼申し上げたい。

² 佐藤岩昭「フランスにおける供託制度—弁済供託を中心にして—」吉戒修一編著『供託制度をめぐる諸問題』（テイハン、1991年）90-126頁

³ 茂泉尚子『物品供託制度の現状と課題』（法務総合研究所、2011年）54-56頁

なお、本稿の参考資料として、その末尾に、フランス民法典（1257条～1264条、1955条～1963条）及びフランス民事訴訟法典（1426条～1428条）の、供託に関する条文（民法典については、係争物寄託に関する条文を含む）の和訳を紹介する。また、預金供託公庫に供託をする際に提出する申請書、及び、供託制度を紹介する預金供託公庫の公式パンフレットを添付し、その概要を説明することで、同制度の全体像を示すこととする。

II. フランスにおける供託制度の概要

1. 沿革

フランスの供託制度の源はギリシャ・ローマ時代にまで遡り、ガロ＝ロマン時代から中世末期までは慣習に基づいて運用されていたが、係争物である金銭を保管・還付する私人等による濫用が目立つようになったため、国王の勅令による規制が必要となった。そこで、16世紀以降の供託制度は制定法によって規制されるようになった⁴。

19世紀に入ると、いわゆる百日天下（Cent-Jours）の後、ルイ18世が王位に復帰し、国家の権威に対する国民の信頼を回復させるべく、種々の措置を採った。そのうちの1つとして、フランス史上初の財務に関する法律である1816年4月28日の法律⁵が採択された。そして、その110条により、預金供託公庫が、個人の資本の信頼できる受寄者として創設された。同公庫は、行政権からこれを保護すべく、立法機関である国会の監視及び保障の下に置かれ、公の信頼（la foi publique）を保障する役割を担うこととされた（同法及び1816年5月22日の勅令⁶）。また、1816年7月3日の勅令⁷により、預金供託公庫の具体的な組織が示された⁸。

それ以降、多くの立法によって供託制度の内容が明確化され、フランス社会の経済的・社会的発展に伴い、新たな種類の供託が新設された。こうして、預金供託公庫に対して行われる供託の種類は、1816年に存在していた13種類から、2012年2月には140種類まで増えていた⁹。これらの供託は、次の4つの種類に大別することができる。それは、①第三者のために保有する金銭の供託（consignations de fonds de tiers）、②相続人不存在の場合の金銭の供託（consignations de fonds en déshérence）、③係争中の金銭の供託（consignations de sommes litigieuses）、及び、④保証のための供託（consignations

⁴ 詳細については、佐藤・前掲注（2）97頁以下を参照。

⁵ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006072695&dateTexte=20010116>

⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000329226&dateTexte=>

⁷ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006072846&dateTexte=20050824>。同勅令の全文は、Caisse des dépôts et consignations, *Traité des consignations en France*, LGDJ, 1998, p. 293-299に掲載されている。

⁸ 佐藤・前掲注（2）121-122頁

⁹ <http://consignations.caissedesdepots.fr/presentation.html?lang=fr>

“garanties”) である¹⁰。

2. 機関

(1) 預金供託公庫

既に述べたように、金銭・有価証券の供託については、預金供託公庫が主な機関となっている。預金供託公庫は、通貨金融法典 (code monétaire et financier) L.518-2 条以下によって規律されている。経済を現代化するための 2008 年 8 月 4 日の法律¹¹によって改正された同法典 L.518-2 条¹²によると、預金供託公庫とその 20 の子会社¹³は、フランスにおける公益と経済的發展に貢献することを目的とした公施設法人 (groupe public) であり、1 つのグループとして、公共目的事業のほか、民間と競合する事業を実施することができる¹⁴。

(i) 組織

預金供託公庫の組織は、監査役会 (commission de surveillance) の独立と、同公庫の総裁 (directeur général) の自立の 2 つの原則を主な特徴としている¹⁵。

既に述べたように、国会は、預金供託公庫の活動を監視し、その自立を保障することとされているが、国会は、この二重の役割を、監査役会を介して実施している。監査役会は 13 名の委員から構成されており、重要な決定、戦略的な方向性、資本参加の取得、貯蓄基金 (Fonds d'épargne) の管理、及び、預金供託公庫の収支計算の確認の監視を担っている

¹⁰ 預金供託公庫発行のパンフレット「供託—執行吏と供託」による (http://consignations.caissedesdepots.fr/IMG/pdf/Mini-guide_huissiers_web.pdf)。パンフレットの主な内容は、①預金供託公庫の役割の紹介、②供託の分類、③供託のメリット、④供託口座に関する基礎情報と主な供託の種類の概要の紹介、⑤主な供託の種類により詳細な紹介、である。前記③の、預金供託公庫に対する供託のメリットとしては、次の点が挙げられている。(a)高度の安全性 (預金供託公庫は、フランスにおいて AAA 評価を受けている唯一の金融機関であると記されている)、(b)フランス全土及び国外においても供託の受付を行っていること、(c)手続が簡素であること、(d)長期間の保管 (最長 30 年) が可能であること、(e)供託された金銭又は有価証券の管理が無償で行われること、(f)利息金が発生すること、(g)払戻しが迅速にできること (必要書類の提出から 10 日以内)、(h)預金供託公庫が、中立的な立場から、当事者が定めた条件に従い払戻しを行うこと、(i)供託が様々な状況において活用できること、(j)受益者に対する保護が充実していること。

¹¹ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019283050>

¹² http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?sessionId=51EDDBEFEA668AC83F0D2048837E99E3.tpdila09v_1?idSectionTA=LEGISCTA000006170635&cidTexte=LEGITEXT000006072026&dateTexte=20150218

¹³ 同公庫の 100%の子会社であるものが 10、それ以外のものが 10 ある。これらは同公庫のウェブサイト <http://www.caissedesdepots.fr/le-groupe/organisation/les-filiales.html> で紹介されており、そこにある各子会社のロゴをクリックすることによってその詳細を閲覧することができる。

¹⁴ 同グループの組織構造、公益事業及び競争事業については、山村延郎「フランス・オランダの地域金融システム—欧州における『リレーションシップ・バンキング』の実態と日本への示唆—」(金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2003/20031209.pdf>) からダウンロード可能) が詳細な分析を行っている。

¹⁵ <http://www.caissedesdepots.fr/le-groupe/gouvernance/les-textes-fondateurs.html>

¹⁶。同委員会の委員長は、国会による承認を得るべく、年に一度国会に対して正式な報告を行う¹⁷。

預金供託公庫の組織上重要な役割を果たす他の機関としては、総裁、副総裁 (sous-directeur) 及び会計官長 (caissier général) がある。このうち、預金供託公庫を指揮・管理する総裁は、共和国大統領のデクレによって任命され、その任期は5年である。総裁は、広範囲の管理権限を有し、行政権に対する強い自立性を保障されている。その任務の執行にあたっては、預金供託公庫の管理委員会 (comité de direction Caisse des Dépôts) 及び預金供託公庫グループの管理委員会 (comité de direction Groupe) の補助を受ける。会計官長 (caissier général) は、資金の管理を担当する。なお、地方における同公庫の活動は、25の地方局 (directions régionales) によって行われている¹⁸。

(ii) 業務内容

預金供託公庫の業務は多岐にわたり、貯蓄基金の管理等を通じた庶民の貯蓄の保護、供託金の管理を含む特定の銀行業務の提供、年金基金等の管理、保険事業の展開、地方公共団体への融資、不動産事業の展開、司法の公役務への銀行業務の提供 (banquier du service public de la justice) 等がある¹⁹。預金供託公庫は、上述した司法の公役務に対して提供する銀行業務の一環として、金銭・有価証券の供託を受理・保管し、還付する。パリの供託業務は預金供託公庫の供託局 (agence consignation)²⁰が、地方での供託業務は、預金供託公庫の代行者 (préposés) として、公財政 (finances publiques) の地方局内に設けられている管理拠点 (pôles de gestion)²¹がそれぞれ行う²²。同公庫のデータによると、2013年の裁判上の寄託 (dépôts juridiques) 及び供託の合計金額は、3,550万ユーロであった²³。預金供託公庫への供託については手数料は徴収されず、無償で行われる²⁴。

¹⁶ <http://www.caissedesdepots.fr/le-groupe/gouvernance/la-commission-de-surveillance.html>. なお、同ウェブサイトから、同委員会の内部規則のPDFファイルをダウンロードすることができる。

¹⁷ <http://www.caissedesdepots.fr/le-groupe/gouvernance/les-textes-fondateurs.html>

¹⁸ これらの地方局の一覧及び各地方局における活動については、<http://www.caissedesdepots.fr/activite/terrains-daction/action-territoriale.html> を参照。

¹⁹ <http://www.caissedesdepots.fr/activite/domaines-daction.html>. 同グループの全体像は、同グループ発行のパンフレット (http://www.caissedesdepots.fr/fileadmin/PDF/presentation_institutionnelle/Panorama_oct_2014.pdf からダウンロード可能) において非常に詳細に紹介されている。また、同公庫の活動については、財務省のウェブサイトに掲載されている資料「フランス、イギリスにおける財政投融類似制度の概要」(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa260425/5-1.pdf からダウンロード可能) においても詳細な分析がされている。

²⁰ パリの供託局は、さらに、3つの部に分かれている

(<http://consignations.caissedesdepots.fr/L-agence-parisienne-des.html?lang=fr>).

²¹ 18の拠点がおり、それぞれ特定の地域を所轄している

(<http://consignations.caissedesdepots.fr/Les-poles-de-gestion-des.html?lang=fr>).

²² <http://consignations.caissedesdepots.fr/Vos-interlocuteurs-de-proximite.html?lang=fr>

²³ <http://www.caissedesdepots.fr/le-groupe/qui-sommes-nous/chiffres-cles-2013.html>

²⁴ <http://consignations.caissedesdepots.fr/-vos-questions-.html?lang=fr>

(2) 保税倉庫

後記するように、特定物債務の場合には、債務者は、裁判所の許可を得て目的物を特定の場所に供託することができる（仏民法 1264 条）。そのような場所としては、例えば、保税倉庫が挙げられる²⁵。

保税倉庫は、商品の寄託を受け付ける倉庫であり、1945年8月6日のオルドナンス第1744号²⁶によって規律される。保税倉庫を開設するためには、預金供託公庫等に保証金（cautionnement）を預けなければならない。この保証金の支払の詳細は、フランス商法典 R522-10 条及び R522-11 条に定められている²⁷。

3. 供託の種類

本節では、供託と、供託に類似する概念との関係について述べた上で、フランスにおける供託の種類を簡単に紹介する²⁸。

(1) 供託と類似の概念

「供託」とは、債務の目的物を、法又は裁判所によって指定された場所に寄託することである²⁹。また、寄託（dépôt）とは、他人の物を保管し、現物でそれを返還することを負担として、それを受領する契約である（仏民法 1915 条）。寄託には、「狭義の寄託（dépôt proprement dit）」と、係争物寄託（séquestre）の2つの種類があり（仏民法 1916 条）、供託は、狭義の寄託の一種であると一般的に解されている³⁰。もっとも、狭義の寄託と供託との間には、①寄託が契約であるのに対し、供託は一方的に行うことができる、②それぞれの要件が異なる、③供託には、債務者をその債務から解放するという効果がある、という差異が存在する³¹。

係争物寄託とは、係争物権又は差押物権である動産又は不動産を、利害関係当事者の権利を保護するために第三者の手中に寄託することをいう³²。係争物寄託には、合意による係争物寄託（séquestre conventionnel）と裁判所によって命じられる係争物寄託（séquestre judiciaire）がある（仏民法 1955 条）。係争物寄託と供託との間には、①それぞれの要件が異なる、②供託には、債務者をその債務から解放するという効果がある（ただし、係争物寄託の場合にも、例外的にこの効果が発生することがある。このことについて

²⁵ 佐藤・前掲注（2）114 頁

²⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000701432&dateTexte=19450807>

²⁷ <http://consignations.caissedesdepots.fr/magasins-generaux.html?lang=fr>

²⁸ この区別については、佐藤・前掲注（2）94 頁を参照。

²⁹ Juris-Classeur, Code Civil, Fasc. unique : Contrats et obligations. - Offres de paiement et consignation, 2013, n° 106 (par Marc Mignot).

³⁰ 佐藤・前掲注（2）95 頁

³¹ 佐藤・前掲注（2）95 頁

³² Juris-Classeur, op. cit., n° 106.

ては、後記 III を参照)、③供託は、金銭及び有価証券もその対象とすることができる、という差異が存在する³³。

(2) 供託の種類

前記したように、フランスの供託には数多くの種類が存在するが、そのうちの主要なものとしては、下記のことを挙げるができる。

- ① 現実の提供の後に行われる供託³⁴
- ② 異議 (opposition) によって支払いの差止めを受け、又は支払いに対する障害 (empêchement) が存在する金銭又は有価証券の供託
- ③ 動産売買の対価である金銭の分配手続における供託
- ④ 執行手続外で金銭を分配する際の供託
- ⑤ 有体動産の差押え = 売却 (saisie-vente) の際の供託
- ⑥ 金庫内にある物の差押えの場合における目的物 (produit des saisies de coffre) の供託 (1992 年 7 月 31 日のデクレ第 755 号³⁵266 条～282 条に基づく)
- ⑦ 判決によって命じられる供託
- ⑧ 営業権 (fonds de commerce) の売却があった場合の対価の供託
- ⑨ 抵当権の目的物である不動産の第三取得者によって行われる対価の供託
- ⑩ 受益者に返還することのできなかつた、過去の取引による残金の供託
- ⑪ 強制退去 (expulsion) させられた者が残した物を売却した対価の供託
- ⑫ 裁判所附属吏職 (offices ministériels) にある者がその事務所を売却若しくは譲渡し、又は死亡若しくは辞職した場合の供託
- ⑬ 公用接収 (expropriation pour cause d' utilité publique) における供託
- ⑭ 不動産差押え (saisie immobilière) における供託

このように、フランスには種々の供託が存在するが、次章では、フランス民法典及びフランス民事訴訟法典に規定されている弁済供託を中心に、その手続及び効果を紹介する。

III. 供託の手続と効果

1. 手続³⁶

フランス法では、債務者は、供託をするか否かを自由に決めることができるが、預金供託公庫は、供託が定められている条件を満たすものである場合には、これを受理する義務

³³ 佐藤・前掲注 (2) 95 頁

³⁴ これについては、後記 III. 1 で述べる。

³⁵ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000541408>

³⁶ 弁済供託の場合の手続の詳細については、佐藤・前掲注 (2) 104 頁以下を参照。

を負う³⁷。債務者が供託によってその債務から解放されるためには、原則として、事前に、債権者に対して任意の弁済 (paiement) を行い、債権者がこれを拒絶した上で、裁判所附属吏を介して現実の提供 (offre réelle) を行わなければならない、債権者がこの提供を拒絶したときに限り、供託をすることが可能となる (仏民法 1257 条)。そのため、現実の提供は供託の効力要件となり³⁸、現実の提供が先行しなかった供託は弁済としての効力を生じない。裁判所附属吏は、現実の提供の拒絶及び供託のいずれについても調書 (procès verbal) を作成しなければならない (仏民訴法 1426 条～1428 条)。なお、ここでいう「裁判所附属吏」とは、執行吏 (huissiers) や公証人のことである³⁹。

例外として、特定物の供託の場合には、任意の弁済をすることで足り、事前に現実の提供を行うことを要しない (仏民法 1264 条)。種類物の場合に事前の現実の提供が必要であるかについては、後記 (2) において述べるように、争いがある。

供託をするためには、裁判所の許可を得る必要はない (仏民訴法 1428 条)。また、前記したように、供託は任意のものであるため、供託に関する期限は設けられていない。そのため、現実の提供の時から供託の時までの間に長期間を経過した場合であっても、これによって現実の提供又は供託がその効力を失うことはない⁴⁰。ただし、現実の提供を行った裁判所附属吏は、債務者によって免除されない限り、債権者が現実の提供を受領しなかった時から 48 時間以内に預金供託公庫に供託を行う義務を負う (1816 年 7 月 3 日の勅令 5 条)。

既に述べたように、本稿では、種々ある供託のうちの物品供託に焦点を当てるため、本節では、物品を引き渡す義務を負う場合の供託手続について見ていくこととする。

(1) 特定物を引き渡す義務を負う場合

特定物を引き渡す義務を負う場合については、その特定物を、①それが現在ある場所で引き渡すのか、②それが現在ある場所ではなく、かつ、債務者の住所ではない場所で引き渡すのか、③それが現在ある場所ではないが、債務者の住所である場所で引き渡すのか、で区別をすることができる。フランス民法典に明文規定が置かれているのは①の場合についてのみであり (仏民法 1264 条)、残りの 2 つの場合については、一般原則及び類推適用により規律することになる⁴¹。以下では、①の場合 (i) と、②③の場合 (ii) に分けて紹介する。

(i) 物が現在の場所で引き渡される場合

フランス民法典 1264 条は、特定物を、それが現在ある場所で引き渡すべき債務について

³⁷ Caisse des dépôts et consignations, op. cit., n° 74.

³⁸ 破毀院審理部 1818 年 11 月 26 日判決 Jur. Gen., t. 33, V° Obligations, n° 2194.

³⁹ Juris-Classeur, op. cit., n° 76.

⁴⁰ Juris-Classeur, op. cit., n° 109.

⁴¹ Juris-Classeur, op. cit., n° 14.

の特例を定めるものである。同条によると、「債務者は、弁済すべき物が現在の場所で引き渡すべき特定物である場合には、債権者に対して、本人若しくはその住所又は合意の履行のために選定された住所に証書を通知して、その引取りの催告を行わなければならない。債務者は、この催告を行った後になお債権者がその物を引き取らず、かつ、その物を置いている場所を必要とする場合には、これを他の場所に寄託することについて裁判所の許可を得ることができる。」⁴²と定められている。この規定は、動産及び不動産のいずれにも適用される⁴³。

この場合には、債務者は、債権者に対し、物を引き取るよう催告をしなければならず、この催告は、債権者本人、その住所又は合意の履行のために選定された住所に証書を通知することによって行う。この通知により、債権者は、物を引き取る債権について遅滞に陥る。そして、債権者は、遅滞に陥った時から、物を引き取らないことについて責任を負うことになる。債務者が債権者に対し、物の保管料その他の損害賠償金を請求する権利を行使するためには、債権者が物の引取りについて遅滞に陥っていることが必要となる。

上記催告をしたにもかかわらず債権者が物を引き取らず、かつ、債務者がその物を置いている場所を必要とする場合には、債務者は、それを他の場所に寄託することについて裁判所の許可を得ることができる。「その物を置いている場所を必要とする場合」という要件については、これを広く解釈すべきであり、債務者が、その物を供託することによってその債務から解放されることにつき何らかの利益を有する場合には、この要件が満たされていると解すべきであるとされている⁴⁴。債務者は、物を他の場所に寄託せずに、そのまま自ら保管することもでき⁴⁵、事前に裁判所の許可を得ることが義務的となるのは他の場所に物を寄託する場合のみであるため、この場合には裁判所の許可は不要である。

このように、特定物の供託については、裁判所による事前の許可が必要であり、そのような許可を得ることを要しない現実の提供の後の供託とはこの点において異なる。もっとも、緊急の場合には、特定物を供託した後で許可を得ることでよいと解されている⁴⁶。裁判所は、許可を与えるか否か、及び、許可を与える場合の条件等をその裁量で定めることができる。物を保管する者は、裁判所が命じることができるほか、当事者がその合意で定めることもできる。物の保管について生じる費用は、物を引き取らなかったことについて責任のある債権者が負担する。なお、債務者は、1264条の定める手続を行使しなかった場合であっても、物の保管のために支出した費用の償還を求めることができる⁴⁷。

⁴² 本稿におけるフランス民法典の条文の和訳については、稲本洋之助ほか訳、法務大臣官房司法法制調査部編「法務資料第四四一号 フランス民法典—物権・債権関係—」（法曹会、1982年）を参考にした。

⁴³ Juris-Classeur, op. cit., n° 15.

⁴⁴ Juris-Classeur, op. cit., n° 17.

⁴⁵ ibid.

⁴⁶ ibid.

⁴⁷ 破毀院民事部 1940年10月7日判決 S. 1940, 1, p. 115.

(ii) 物が他の場所で引き渡される場合

物が引き渡される場所が、現在それがあある場所とは異なり、かつ、債務者の住所ではない場合は、債務者は、物をその場所に移した上で、必要に応じて、債権者に対して、それを引き取るよう催告しなければならない⁴⁸。物が債務者の住所で引き渡される場合は、フランス民法典 1257 条～1263 条及びフランス民事訴訟法典 1426 条～1428 条を、フランス民法典 1264 条の規定と併せて遵守しなければならない。つまり、債務者は現実の提供を行った上で、裁判所に対し、物を供託する場所を指定するよう求めることになる。類似する場合、例えば、債務者が不動産を明け渡す義務を負い、債権者がこれを受け取らないときも、同様である⁴⁹。

(2) 種類物を引き渡す義務を負う場合

種類物を引き渡す債務の場合も、1264 条によって規律されるが、フランス民法 1257 条～1264 条、そしてフランス民事訴訟法 1426 条～1428 条の規定も適用されることになり、供託をする前に現実の提供を行わなければならないのか、それとも、1264 条の規定を類推適用すれば足り、現実の提供を行う必要がないのかについては、争いがある⁵⁰。

2. 効果

債務者は、供託をすることにより、金銭等の所有権を預金供託公庫に移転することになるが⁵¹、債権者が供託を受諾せず、かつ、既判力を有する判決によって供託の効力が認められていない場合は、債務者は供託金を取り戻すことができ、取り戻した場合には、債務を免れない（仏民法 1261 条、1262 条）。債権者が供託を受諾し、又は、既判力を有する判決によって供託の効力が認められた場合には、債務者はもはや取戻しをすることができず、供託は、弁済の効果を生じる。そして、債務者は、債権者に対するその債務から解放される⁵²。供託の目的物に関する危険は、供託によって債権者に移転する（仏民法 1257 条 2 項）。また、供託の費用は、債権者の負担となる（仏民法 1260 条）。

IV. 係争物寄託

既に述べたように、フランス民法典は、係争物寄託を寄託の 1 つの種類として捉え、1955 条～1963 条の規定によりこれを規律している。フランス民法典 1956 条の規定によると、合意による係争物寄託は「第三者」の手中に行わなければならないが、この規定文言にか

⁴⁸ Juris-Classeur, op. cit., n° 18.

⁴⁹ ibid.

⁵⁰ Juris-Classeur, op. cit., n° 19.

⁵¹ Juris-Classeur, op. cit., n° 119.

⁵² Juris-Classeur, op. cit., n° 120.

かわらず、係争物を債権者に寄託することができる。この場合には、債権者は寄託係争物の保管者として物を保管することになり⁵³、債務者は寄託によってその債務から解放される⁵⁴。

供託財産管理人は、関連する手続が完了し、これを返還するまで、物を保管し、管理しなければならない⁵⁵。供託財産管理人の業務内容は裁判所又は当事者の合意によって定められるが、所有者の権利に対する介入が最小限にとどめられることを確保するため、管理権限を超える権限を供託財産管理人に付与することができない。供託財産管理人は自己の過失について民事責任を負う⁵⁶。

1. 合意による係争物寄託

合意による係争物寄託は、1人又は数人の者によって、係争物 (*chose contentieuse*) について第三者の手中に行われる寄託である。その第三者は、争いが終了した後に、それを取得すべきであると裁判された者にその物を返還する義務を負う (仏民法 1956 条)。係争物寄託は、動産だけでなく、不動産をもその目的とすることができ (仏民法 1959 条)、無償でないことがある (仏民法 1957 条)。

係争物寄託の任にあたる受寄者は、争いが終了する前には、全ての利害関係当事者の同意又は正当と判断される事由によるのでなければ、免責を受けることができない (仏民法 1960 条)。そのため、合意によって任命された供託財産管理人は、当事者のうちの一方のみの求めに応じて自己の管理している金銭を手放すことができず、これを手放した場合には、責任を問われることになる⁵⁷。供託財産管理人は、自己の管理する財産の所有権を取得せず、所有権者の使用権 (*usus*) 及び処分権 (*abusus*) が、寄託の継続する期間において制限されるにすぎない⁵⁸。そのため、寄託された財産は供託財産管理の個人財産の一部とならず、供託財産管理人の債権者は、これを差し押さえることができない⁵⁹。これに対し、係争物寄託の効力は相対的であるため⁶⁰、係争中である当事者の債権者は、その差押

⁵³ 破毀院民事第1部 1965年6月30日判決 Bull. civ. 1, n° 436. 同判決によると、相続財産を構成する物につき、相続人の1人を供託財産管理人 (*administrateur séquestre*) として任命することができ、このことは、他の相続人がこれについて異議を唱えていることによって影響を受けない。

⁵⁴ 破毀院民事第1部 1998年2月17日判決 (Banque Part Dieu 事件) Bull. Civ. 1, n° 64.

⁵⁵ 例えば、破毀院民事第1部 1959年3月18日判決 Bull. civ. I, n°169は、裁判所によって命じられた係争物寄託の供託財産管理人は、寄託された物の性質及び供託財産管理人の任務の範囲に応じて必要となる範囲で係争物を保管し、管理しなければならないとしている。この事件は、供託財産管理人は、家禽の飼養を任せられ、5,000匹のうちの1,500匹が死亡したが、裁判所は、供託財産管理人には過失がなく、責任を負わないと判断した。

⁵⁶ 破毀院民事第2部 1997年7月2日判決 Bull. civ. II, n° 213.

⁵⁷ 破毀院民事第1部 1997年11月13日判決 Bull. civ. I, n° 310 (売買予約の受益者に、不動産化の補償金 (*indemnité d'immobilisation*) を違法に返還した公証人の責任に関する事例)。

⁵⁸ *Juris-Classeur*, op. cit., n° 35

⁵⁹ 破毀院商事部 2001年11月13日判決 Bull. civ. IV, n° 177.

⁶⁰ *Juris-Classeur Notarial Répertoire*, Code Civil, Fasc. 20 : Séquestre - Effets, 2006, n° 41 (par Joseph Issa-Sayegh).

えをすることを妨げられない。

なお、当事者は、物を保管する者を裁判所に指定してもらうことを好む傾向があるため、合意による係争物寄託は、時折しか使用されていないようである⁶¹。

2. 裁判所によって命じられる係争物寄託

裁判所は、債務者のもとで差し押さえられた動産、所有又は占有が2人又は数人の間で係争中の不動産又は動産、及び、債務者がその債務を免れるために提供する物について、係争物寄託を命じることができ、これを、裁判所によって命じられる係争物寄託という（仏民法 1961 条）。裁判上の保管人（gardien judiciaire）の設定は、差押人と保管人との間で相互的義務を生じさせ、保管人は、差押物件の保存のために、合理的な注意（soins raisonnables）を払わなければならない（仏民法 1962 条 1 項）。保管人は、差押えの解除の場合には、売却のために差押人に対して、又は、執行が行われた当事者に対して、差押物件を提出しなければならない（同条 2 項）。差押人の義務は、法律が定める報酬を保管人に支払うことにある（同条 3 項）。裁判上の係争物寄託は、利害関係当事者の間で合意する者、又は、裁判官が職権で選任する者に委ねられる（仏民法 1963 条 1 項）。いずれの場合にも、物を委ねられた者は、合意による係争物寄託に伴う全ての義務に服する（同条 2 項）。

裁判所によって命じられる係争物寄託は、緊急の際に必要な保存措置である。1961 条の文言は、裁判所は同条に明示的に定められている場合に限り介入をすることができるとの印象を与えるが、判例によると、裁判所は、特に急速審理（référé）や申請（requête）の場合において、特定の物について著しい利害の対立があるために必要と判断したときは、係争物寄託を命じることができる⁶²。

V. 供託金利息

1. 総論

フランスでは、金銭及び有価証券の供託は、預金供託公庫において行われなければならない（通貨金融法典 L518-17 条、L518-19 条）⁶³。既に述べたように、同公庫は 1816 年 4 月 28 日の法律によって創設されたが、同法は、同公庫への供託については利息を支払う旨の原理を定めた。そして、1945 年 8 月 18 日のオルドナンス第 1849 号は、同公庫の総裁に

⁶¹ P. Malaurie, L. Aynès et P. Y. Gautier, *Les Contrats Spéciaux*, 7^e éd., LGDJ, 2014, n° 902.

⁶² 破毀院社会部 1956 年 3 月 15 日判決（Duru 事件）Bull. civ. IV, n° 256. 同判決によると、下級裁判所、及び、緊急の場合における急速審理を行う裁判所は、供託財産管理人を緊急に任命することが不可欠であると判断した場合には、任命をすることができる。

⁶³ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?idArticle=LEGIARTI000020096486&idSectionTA=LEGISCTA000006193993&cidTexte=LEGITEXT000006072026&dateTexte=20150226>

対し、監査役会の意見、及び、財務大臣 (ministre des Finances) の承認を得た上で、当該利息の利率をアレテによって定める権限を付与した⁶⁴。

現在では、上記オルドナンスの規定は通貨金融法典によって受け継がれており、預金供託公庫が供託金権利者に支払う利息については、同法典 L518-23 条⁶⁵により、預金供託公庫総裁が、監査役会の意見、及び、経済を所管する大臣 (ministre chargé de l'économie) の承認を得た上で、決定 (décision) によって定めることとされている。最新の決定は、2009 年 3 月 27 日のアレテ (Arrêté du 27 mars 2009 fixant le taux d'intérêt des sommes consignées à la Caisse des dépôts et consignations)⁶⁶であり、同アレテ 1 条は、2009 年 4 月 1 日以降に供託された金員に関する年利を 1%としている。

なお、上記アレテより前の年利は、2007 年 1 月 1 日～2009 年 3 月 31 日までは 2007 年 1 月 25 日のアレテ⁶⁷により 1.75%、2003 年 9 月 1 日～2006 年 12 月 31 日までは 2003 年 8 月 4 日のアレテ⁶⁸により 1.25%、1999 年 8 月 1 日～2003 年 8 月 31 日までは 1999 年 6 月 25 日のアレテ⁶⁹により 1.75%、1998 年 1 月 1 日～1999 年 7 月 31 日までは 1997 年 7 月 31 日のアレテ⁷⁰により 2.5%、1979 年 10 月 1 日～1997 年 12 月 31 日までは 1979 年 5 月 11 日のアレテ⁷¹により 3%となっていた。また、それより前の、同公庫が支払う年利を定める立法としては、1952 年 10 月 31 日のデクレ第 1271 号⁷²、1951 年 10 月 31 日のデクレ⁷³、1949 年 10 月 31 日のデクレ第 1465 号⁷⁴、1946 年 10 月 31 日のデクレ第 2841 号⁷⁵、1945 年 10 月 31 日のアレテ⁷⁶ (年利 2.25%)、1940 年 12 月 12 日のデクレ⁷⁷などがあつた⁷⁸。

⁶⁴ Caisse des dépôts et consignations, op. cit., n° 91.

⁶⁵ http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=0138F5CB585B8D1449E23A8EBOA85AB2.tpdjo08v_3?cidTexte=LEGITEXT000006072026&idArticle=LEGIARTI000006656942&dateTexte=29990101&categorieLien=cid

⁶⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000020459750>

⁶⁷ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000821519&categorieLien=cid>

⁶⁸ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000429938&dateTexte=&categorieLien=id>

⁶⁹ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000212677&fastPos=8&fastReqId=41265213&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷⁰ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000569699&fastPos=10&fastReqId=13475742&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷¹ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000641515>

⁷² <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000687426&fastPos=27&fastReqId=762548109&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷³ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000300650&fastPos=28&fastReqId=762548109&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷⁴ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000326314&fastPos=29&fastReqId=762548109&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷⁵ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000318824&fastPos=31&fastReqId=762548109&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000651900&fastPos=32&fastReqId=762548109&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷⁷ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000294903&fastPos=33&fastReqId=762548109&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

⁷⁸ なお、1816 年 7 月 3 日の勅令 14 条は、預金・供託公庫が支払う年利を 3%とし、供託の期間が 60 日以下である場合には、利息が支払われないとしていた。

上記のうち、1979年5月11日のアレテによって定められていた3%の年利については、フランスでは、極めて低いものであると評され、その低さの理由としては、預金供託公庫が金銭及び有価証券の保管手数料を受け取らず、無償で保管業務を行っていることの代償であると言われていたようである⁷⁹。しかし、上記のような評価にもかかわらず、上に示した変動から明らかなように、年利はその後減少の傾向を示している。

なお、供託金利息の必要性や廃止に関する議論は、文献調査をした限りでは見当たらない。

2. 特別の場合における利息

前記1で紹介した年利のほか、下記で紹介する特別の場合については、それぞれ異なる利率が適用される。

(1) 労務に従事する未成年者に帰属する口座

フランス法のもとでは、16歳以下の未成年者は、ショー、映画、ラジオ、テレビや録音の会社、又はモデルエージェンシーに所属するためには、原則として、その会社の所在地の県知事(Préfet du Département)の事前の許可を得なければならない(フランス労働法典L7124-1条以下、及びR7124-1条以下)。そして、これらの未成年者の財産を保護するために、その報酬は、場合に応じて県知事が委員長を務める委員会又は県知事の決定により、一部については未成年者の法定代理人に支払われ、残りの一部については預金供託公庫に供託され(フランス労働法典L7124-9条、R7124-35条)、供託された分に関しては、未成年者が成年に達するまで同公庫がその管理を行う。このように、預金供託公庫は、ショービジネスに従事する未成年者の報酬については1964年から、そして、モデル業界に従事する未成年者については1992年から、その報酬の供託を受けている。未成年者が成年に達すると、預金供託公庫は、その誕生日の属する月の前の月に、その口座の残高を通知する。2014年2月時点で預金供託公庫が管理していたこのような口座の数は4万前後であった⁸⁰。

この場合の利率は、その都度の法定利息(intérêt legal)より低いものであってはならない。現在の利率は、2011年10月4日のアレテ1条によって2%とされている。なお、法定利息については、通貨金融法典L313-2条⁸¹により、経済を所管する大臣のアレテによって定めることとされており、2015年1月～同年3月までの法定利息は、2014年12月23日のアレテ⁸²により、自然人の、その業に関するものではない債権については4.06%、その他の場合については0.93%とされている。

⁷⁹ 佐藤・前掲注(2)102頁以下

⁸⁰ <http://consignations.caissedesdepots.fr/Les-enfants-du-spectacle-et-du-433.html?lang=fr>

⁸¹ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?idSectionTA=LEGISCTA000006193925&cidTexte=LEGI TEXT000006072026>

⁸² <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029964913>

(2) 商事裁判所書記による義務的供託のための口座

商事裁判所書記は、その任務を遂行するにあたって、又は委任に基づいて第三者のために保管する金銭を、預金供託公庫に特別に開設された口座に供託しなければならない。フランス商事法典 R743-178 条によると、具体的には、次の場合がこれに当たる。

- ① 裁判上の鑑定に関する仮払金。裁判所書記に宛てて、書記課の口座に直接支払われる。
- ② 商事裁判所書記による係争物寄託。特別に設けられた口座を経由して、商事裁判所書記によって係争物の受益者に返還される。
- ③ 労働法典 L.3253-15 条（不払いの危険に対する補償金）に従って受領された金員。

商事裁判所書記によって預金供託公庫の義務的供託のための口座に供託された上記のような金員に対する利息の率は、2012 年 6 月 26 日のアレテによって定められている⁸³。同アレテは、商事裁判所書記による、商事法典 R743-178 条の規定に従ってされる預金供託公庫の義務的供託口座への供託の場合は利息が発生し、例外として、労働法典 L3253-15 条に基づいて商事裁判所書記によって受理される金銭又は有価証券の場合は利息が発生しない。2012 年 7 月 1 日以降に商事裁判所書記によって義務的供託口座に支払われた金銭は、全て統一的に 1%の利率により利息を生じる。この利息は、3 か月毎に支払われる。

(3) 公証人による義務的な供託

公証人は、権限により受け取った金員の合計の 5%を超える金額を、2 日を超えてその事務所で保管してはならない。また、合計の 5%を超えないこの金額は、法務大臣が公証人高等評議会（Conseil Supérieur du Notariat）の意見を得た上で定める上限を超えるものであってはならない（1945 年 12 月 19 日のデクレ第 117 号 15 条⁸⁴）。この上限は、2001 年 12 月 11 日のアレテによって改正された 1968 年 3 月 30 日のアレテ⁸⁵ 1 条により、2002 年 1 月 1 日からは 3,000 ユーロとされている。

このように、公証人は、不動産の売買や相続等によって受領した金銭を供託する義務を負う場合があるが、その際の供託は、預金供託公庫の当座口座（comptes de disponibilités courantes）に対してされ、国庫の会計係（comptables du Trésor）が、同公庫の代行者として仲介する。供託された金銭は、3 か月間この口座に保管された後、公証人によって、預金供託公庫の義務的供託口座に移される（1945 年 12 月 19 日のデクレ第 17 号 15 条 3 項⁸⁶）。預金供託公庫に対する、公証人による義務的供託の場合の利率は、2012 年 6 月 30 日までは 1997 年 12 月 30 日のアレテ 1 条⁸⁷により 0.25%となっており、3 か月毎に算出され

⁸³ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000026087744>

⁸⁴ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006060428&dateTexte=20090320>

⁸⁵ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000764020>

⁸⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006060428&dateTexte=20120702>

⁸⁷ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexteArticle.do;jsessionid=FE044F70AFF4F17239C84AA712>

ていた。前記アレテは 2012 年 6 月 26 日のアレテ 1 条⁸⁸によって改正され、改正後の規定では、2012 年 7 月 1 日以降は年利 1.00%となっている。

(4) 差押え・没収の対象となった財産の寄託・供託口座

差押え・没収財産管理・徴収局 (L'Agence de gestion et de recouvrement des avoirs saisis et confisqués, AGRASC) は、2010 年 7 月 9 日の法律⁸⁹によって設立された行政的公施設法人(établissement public administratif)である。その業務は、フランス刑事訴訟法典 706-159 条以下に定められており、フランス全土において、令状(mandat de justice)に基づいて遂行される。その業務内容としては、次のようなものがある。

- ① 差押え、没収、又は刑事訴訟における保全措置の対象となり、その保存又は適正価格維持 (valorisation) のために行政行為が必要である場合における、あらゆる物の管理
- ② 刑事手続において没収された金員の中央集積的な管理
- ③ 管理を委託された物の譲渡又は破棄
- ④ 刑事訴訟法 41-5 条及び 99-2 条に定められている条件に従い命じられ、又は許可された物の譲渡

さらに、同局は、外国の司法当局による相互援助又は協力の要請に応じて、上記と同じ条件のもとで、差し押さえられた物の管理を保障し、差押え又は没収の対象となった財産の譲渡又は破棄を行い、売買の対価の分配を行うことができる。差し押さえられた金員又は差し押さえられた財産の管理によって得られた金員は、預金供託公庫における同局の口座に供託される。2012 年 6 月 26 日のアレテ 1 条⁹⁰により、同局の口座に供託された金員は、2012 年 7 月 1 日からは、3 か月毎に支払われる利率 1%の利息を生じさせる。

F7FE7E.tpdjo08v_3?cidTexte=JORFTEXT000000203995&idArticle=LEGIARTI000026122334&dateTexte=19980114&categorieLien=cid#LEGIARTI000026122334

⁸⁸ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000026087731>

⁸⁹ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000022453925>

⁹⁰ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000026087740>

参考資料 1

主要な関連条文の和訳

1. フランス民法典

ア 供託

第3編 所有権を取得する様々な方法

第3章 契約又は合意による債務一般

第5節 債務の消滅

第1款 弁済

第4 弁済の提供及び供託

1257 条 債権者が弁済を受領することを拒否したときは、債務者は、現実の提供を行い、債権者がそれを受諾することを拒否した場合には、提供した金銭又は物を供託することができる。

債務者は、供託を伴う現実の提供によって、その債務を免れることができる。現実の提供は、有効に行われたときは、債務者にとって弁済に代わり、そのようにして供託された物は、債権者の危険にとどまる。

1258 条 現実の提供が有効であるためには、〔次の条件を満たさ〕なければならない。

- 一 受領能力を有する債権者、又はその者のために受領の権限を有する者に対して行うこと
- 二 弁済能力を有する者が行うこと
- 三 期限の到来した(exigible)金額、支払われるべき仕分金又は利息、額の確定した費用及び補完することを条件として、額の確定していない費用のための金額の全体について行うこと
- 四 債権者のために期限が約定された場合には、これが到来していること
- 五 負債を締結した条件が成就していること
- 六 弁済のために合意した場所で行うこと。弁済の場所について特別の合意がない場合には、債権者本人に対して、債権者の住所において、又は合意の履行のために選定した住所において行うこと
- 七 この種の行為について権限を有する裁判所附属吏によって行われること

1259 条 削除

1260 条 現実の提供及び供託の費用は、これらが有効である場合には、債権者の負担とする。

1261 条 債務者は、債権者が供託を一切受諾しない限り、これを取り戻すことができる。債務者がこれを取り戻した場合には、その共同債務者又は保証人は、その債務を免れることはできない。

1262 条 債務者は、その提供及び供託を適正かつ有効と宣言した既判力を有する判決を自ら得た場合には、債権者の同意を得たときであっても、その共同債務者又は保証人を害して、その供託を取り戻すことができない。

1263 条 債権者は、既判力を得た判決が供託を有効と宣言した後に債務者がこれを取り戻すことに同意した場合には、その債権の弁済については、これに伴う先取特権又は抵当権を行使することができない。債権者は、供託を取り戻すことに同意した証書が抵当権を生じさせるために必要な形式を備えた日からでなければ、抵当権を有しない。

1264 条 債務者は、弁済すべき物が現在の場所で引き渡すべき特定物である場合には、債権者に対して、本人若しくはその住所又は合意の履行のために選定された住所に証書を通知して、その引取りの催告を行わなければならない。債務者は、この催告を行った後になお債権者がその物を引き取らず、かつ、その物を置いている場所を必要とする場合には、これを他の場所に寄託することについて裁判所の許可を求めることができる。

イ 係争物寄託

第 3 編 所有権を取得する様々な方法

第 11 章 寄託及び係争物寄託

第 3 節 係争物寄託

第 1 款 係争物寄託の様々な種類

1955 条 係争物寄託は、合意又は裁判による。

第 2 款 合意による係争物寄託

1956 条 合意による係争物寄託は、1 人又は数人の者によって、係争物について第三者の手中に行われる寄託である。その第三者は、争いが終了した後に、これを取り戻すべきであると裁判された者にその物を返還する義務を負う。

1957 条 係争物寄託は、無償でないことがある。

1958 条 係争物寄託は、無償であるときは、以下に掲げる差異を除き、狭義の寄託の規則に服する。

1959 条 係争物寄託は、動産物件だけでなく、不動産であっても目的とすることができる。

1960 条 係争物寄託の任にあたる受寄者は、争いが終了する前には、全ての利害関係当事者の同意又は正当と判断される事由によらなければ、免責を受けることができない。

第 3 款 裁判上の係争物寄託又は寄託

1961 条 裁判所は、〔次の物について〕係争物寄託を命じることができる。

- 一 債務者のもとで差し押さえられた動産
- 二 所有又は占有が 2 人又は数人の者の間で係争中の不動産又は動産
- 三 債務者がその債務を免れるために提供する物

1962 条 裁判上の保管人の設定は、差押人と保管人との間で相互的義務を生じさせる。保管人は、差押物件の保存のために、合理的な注意を払わなければならない。

保管人は、差押えの解除の場合には、売却のために差押人に対して、又は執行が行われた当事者に対して、差押物件を提出しなければならない。

差押人の義務は、法律が定める報酬を保管人に支払うことにある。

1963 条 裁判上の係争物寄託は、利害関係当事者の間で合意した者又は裁判官が職権で選任した者に委ねられる。

いずれの場合にも、物を委ねられた者は、合意による係争物寄託に伴う全ての義務に服する。

2. フランス民事訴訟法典⁹¹

第 3 編 特定の事項に関する特別規定

第 4 節 債務及び契約

第 3 款 弁済の提供及び供託

⁹¹ 本稿におけるフランス民事訴訟法典 1426 条～1428 条の和訳については、佐藤・前掲注 (2) 107 頁及び 109 頁を参考にした。

1426 条 現実の提供の調書は、提供される物を指定する。金銭の額が問題となる場合には、その調書は、弁済の総額及び方法を明確にする。

その調書は、全ての場合において、提供が受領されなかったときに供託が行われるであろう場所を指示する。

1427 条 その〔提供の〕調書は、債権者の拒絶又は承諾の応答を記載し、かつ、債権者が署名をし、署名を拒否し、又は署名できない旨を表示したことを示す。

1428 条 債権者が提供〔の受領〕を拒絶する場合には、債務者は、その債務を免れるために、期限の到来している場合には供託の日までの利息と共に、提供した金銭又は物を供託することによって、債務者自身でこれらの占有を手放すことができる。

異議によって支払の差止めを受けた差押債務者は、現実の提供を行わず、供託することによってその債務を免れることができる。

裁判所附属吏は、供託調書を作成し、かつ、それを債権者に送達する。

1429 条 〔現実の〕提供及び供託の効力に関する異議申立て (contestations) は、付帯的に (incidemment) 提起されたものである場合には、本案を付託された裁判官の管轄権に属する。

参考資料 2

預金供託公庫に供託をする際の申請書⁹²

次頁に、預金供託公庫に供託をする際の申請書を掲載する。主な記載事項は、供託される金額、供託の日付、供託者の氏名及び住所、供託を行う資格、及び、供託の目的物である金銭又は有価証券の描写等である。

⁹² フランス財務・公会計省 (Ministère des Finances et des Comptes publics) 及びフランス経済・産業・デジタル省 (Ministère de l'Économie, de l'Industrie et du Numérique) による経済と財務のポータルサイト (Le portail de l'Économie et des Finances) (www.economie.gouv.fr/files/declaration_consignation.pdf) からダウンロードしたファイルから、いくつかの欄にあった記入例を削除したもの。



SERVICES BANCAIRES

www.consignations.caissedesdepots.fr

Déclaration de Consignation

Cadre réservé à la Caisse des Dépôts

N° de consignation (si nouvelle consignation) _____

Catégorie _____

Nom : _____

(1) _____
N° de consignation si déjà ouverte

Somme versée (2) :
(en chiffres)

M.

Date :

Nom et adresse (à mentionner très lisiblement dans l'encadré ci-contre)

CODE POSTAL

VILLE OU PAYS

Qualité de la partie versante

A consigné en qualité de
Les deniers de

Rayer le cas échéant la mention inutile

la somme de (en toutes lettres)
.....
les valeurs ou titres ci-après (joindre le relevé de portefeuille ou la liste détaillée)

en cas de notice jointe, s'y reporter impérativement pour remplir cette partie

Motif de la consignation :

Charges (hypothèques, privilèges, nantissements...) oui non joindre les pièces justificatives

Oppositions (saisies conservatoires, saisies attribution, ATD...) oui non

Liste des bénéficiaires : oui non Joindre la liste (en double exemplaire si liste papier)

Modalités de déconsignation :

Si la consignation constitue un cautionnement, les intérêts sont payables annuellement sur demande.

Signature du déposant

Récépissé (3)

attestant de la bonne réception des fonds

Cadre réservé à la Caisse des Dépôts

N° du récépissé

Cachet :

Signature du représentant de la Caisse des Dépôts :

Date :

(1) Information à reporter sur cette ligne, par les soins du déposant si une consignation a été précédemment ouverte pour le même dossier.

(2) A remplir par le déposant.

(3) Sous réserve d'encaissement, en cas de paiement par chèque.

韓国における供託制度の現状

—物品供託・供託金利息を中心に—

徐熙錫（釜山大学法学専門大学院副教授）

I. 概要

II. 物品供託

III. 供託金利息

参考資料 1 供託法（試訳）

参考資料 2 供託規則（試訳）

参考資料 3 供託金の利息に関する規則（試訳）

I. 概要

1. 供託制度の沿革

(1) 供託制度の導入

韓国では、1912年4月1日に施行された「朝鮮民事令」によって日本の「供託法」（1910年法律第15号）が依用され、供託制度が導入された（以下、韓国で依用された日本の供託法を「依用供託法」という）¹。「依用供託法」によれば、金銭及び有価証券の供託は金庫に、金銭や有価証券以外の物品は司法大臣の指定する倉庫営業者に供託するとされていた。同年8月7日制令第1号で「供託に関する件」が公布され、法令による供託は「依用供託法」によるが、朝鮮総督は当分の間、適当と認められる者を指定して、金庫及び倉庫業者に代えることができるようになった。

以後、日本で供託法が改正され（1921年4月12日）、司法省の下部機関として供託局が設置された。これにより、韓国でも、1922年3月29日勅令第69号により朝鮮総督府供託局官制が制定され、同年4月1日から施行された。これにより京城（ソウル）地方法院²内に京城供託局が設置されたことをはじめ、全国的に8つの供託局が設置された。一方、1922年3月9日には制令第2号で前記の「供託に関する件」が改正され、従来の金庫及び倉庫営業者を、銀行及び倉庫営業者に変え、さらに附則で、供託局所在地以外の地域では朝鮮総督が当分の間、適当と認める者を指定供託所に指定し、供託事務を行うことができる、とした。

¹ 韓国の供託制度の沿革や1990年頃までの現状については、崔學圭「韓国における供託制度」吉戒修一編『供託制度をめぐる諸問題』（テイハン、1991年）所収を参照。

² 韓国では、「裁判所」を「法院」という。以下「法院」と用語を統一する。

このように整備された近代的な意味での供託制度は、植民地からの解放（1945年8月15日）後、米軍政を経て大韓民国政府が樹立（1948年8月15日）した後も、当分の間はそのまま維持された。韓国が独自の「供託法」を制定したのは、1958年7月29日のことである（法律第492号、1958年10月28日施行）。これにより、従来の「供託に関する件」（制令第2号）は廃止され、さらに1959年1月13日「法院組織法」の改正で供託が法院の所管事務として規定され、「法院行政処」³がこれを総括するようになった。なお、供託法の施行に必要な事項は、大法院規則で定めることとなった。

（2） 制定供託法の主要内容

1958年に制定された「供託法」（以下「制定供託法」という場合がある）は、「依用供託法」を大いに参考したものであるが、「依用供託法」が供託事務を司法大臣（朝鮮総督）の管掌機関である供託局で処理するようにし、その監督だけを法院に任せただけのに対し、「供託法」では、事務の管掌と監督を一元化して法院の業務として定めた点に大きな違いがあった。この仕組みは、現在まで維持されている。制定供託法の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 供託事務は、地方法院長の監督のもと、法院長が指定する地方法院の書記官がする。
- ② 大法院長が銀行又は倉庫業者を供託物保管者として指定する。
- ③ 供託手続は、大法院規則に委任する。
- ④ 供託金には、大法院規則の定めるところによって利息を付けることができ、物品供託の場合は、保管者である銀行又は倉庫業者が供託物の受領者に保管料を請求することができる。
- ⑤ 供託官の処分には、抗告・再抗告の手続によって不服を申し立てることができる。

（3） 供託法の主要改正

供託法は、1958年に制定されて以来、今まで8回改正されているが（1986年、1996年、2005年、2007年、2008年、2009年、2011年、2014年）、主な改正は、以下の5回の改正である。

- ① 1996年改正：供託公務員の処分に対する不服手続の改正
 - ・従前は、利害関係人は、供託公務員の処分について不服がある場合、その所属法院に抗告ができるとされていたが、先に異議申請をし、異議申請に関する裁判に対し不服のある場合に、抗告ができると変更した（10条～14条）。
- ② 2005年改正：外国人等のための供託の特例の新設

³ 大法院（最高裁判所）に所属し、司法行政に関する事務を管掌する組織。日本では最高裁判所「事務総局」に当たる。

- ・国内に住所がない外国人や在外国民のための弁済供託は、大法院所在地の供託所であることができる（4条の2・1項）。
- ・その手続など必要な事項は、大法院規則で定める（同2項）。
- ③ 2007年改正（全部改正）：体制を一新し、2つの制度を新設
 - 1) 供託金管理委員会制度の新設（第4章）
 - ・供託金保管銀行の指定審査及び適格審査
 - ・供託金保管銀行が出捐する供託金運用収益の一部を管理・運用
 - 2) 供託物品の処分制度の新設（11条）
- ④ 2009年改正：金銭供託における消滅時効期間の根拠を新設
 - ・元本・利息の還付・取戻しの権利の時効は、行使できる時から10年（9条3項）
- ⑤ 2011年改正：電子供託制度の新設
 - ・電子文書による供託事務の処理根拠（2条2項）

（4） 供託に関する大法院規則の制定・改正

供託法に関する大法院規則として、現在は4つの規則が制定・運用されている。

（i） 「供託規則」

供託法は、供託に関する手続など、供託法の施行に必要な事項は大法院規則に委任している。その大法院規則として、最初は「供託物処理規則」（1958年10月16日）が制定された。以後、この規則は1962年に廃止され、新たに「供託事務処理規則」が制定された。この規則は、全5章、52か条で構成され（旧「供託物処理規則」は、本文13か条で構成されていた）、供託事務手続全般に関する詳細な規定を置いていた。「供託事務処理規則」は、供託法の改正に合わせ、以後数回改正されており、2007年には、供託法の全部改正を反映し、その名称を「供託規則」へと変更した。これは、同規則が供託事務処理に限らず、供託に関する業務を包括的に規定しているからである。現在「供託規則」は、全7章、79か条で構成されている（参考資料1「供託規則（試訳）」を参照）。

（ii） 「供託金利息に関する規則」

1958年供託法の制定に合わせ、大法院規則第45号で制定された（1958年10月16日）。この規則は、最初は、供託金の利息を年2.4%と定めていたが、以後、改正により、現在は年0.5%（5/1000）である（詳細は、後記IIIを参照）。

（iii） 「供託金管理委員会規則」

この規則は、2007年供託法の全部改正で設立された供託金管理委員会の設立・構成

及び業務などに関連して、供託法が委任した事項やその施行に必要な事項を定めるためのものである（大法院規則第 2148 号、2007 年 12 月 31 日制定）。同規則によると、供託金管理委員会（以下、単に「委員会」という場合がある）の業務は、以下のとおりである（11 条）。

- ① 保管銀行の指定審査と適格審査
- ② 出捐金の管理・運用及びその使用
- ③ 供託制度の改善に関する事項の研究支援等
- ④ 保管銀行の指定の取消しに関する審査
- ⑤ 各保管銀行が納付する出捐金額の審議・確定
- ⑥ 委員会の資金運用計画と予算案、事業実績と決算書の審議・議決
- ⑦ 委員会の定款その他の規則の制定・改正又は廃止に関する事項の審議・議決
- ⑧ その他委員会の業務及び運営に関する事項であって委員長が委員会に付託した事項の審議等

(iv) 「供託金管理委員会からの支援金の取扱規則」

供託法によると、供託金保管銀行は、毎年、供託金の運用収益の一部を供託金管理委員会に出捐することができる（供託法 19 条 1 項）。出捐金及びその収益金は、供託電算システムの開発と運用、国選弁護や訴訟救助の費用、調整委員の手当、法律救助事業といった、公益事業のための資金支援として使われる（同 21 条）。「供託金管理委員会からの支援金の取扱規則」は、供託金管理委員会が資金運用計画に基づいて、公益事業支援のために法院に割り当てたお金の透明かつ厳正な執行のために、適正な会計処理の手続を規定することを目的とする大法院規則である（大法院規則第 2173 号、2008 年 6 月 5 日制定）。法院行政処は、委員会の支援金を、各法院の事件数、前年度実績などを参照して各法院に配分し、また法院行政処やその監督を受ける公益法人の事業関連資金として配分する（同規則 11 条）。

2. 現行供託制度の特徴

現行韓国の供託制度は、2007 年供託法の全部改正をその基礎とするものであり、以下のような特徴を持つものと整理することができよう。

(1) 法院による制度運用—供託物保管者の指定制度

韓国の供託制度は、司法（法務）大臣（朝鮮総督）の管掌機関である供託局で処理していた「依用供託法」時代とは異なり、法院（大法院長）の業務となり、大法院の行政事務を担当する「法院行政処」が総括している点に特徴がある。

大法院長は、供託物を保管する銀行又は倉庫業者を指定する（供託法 3 条 1 項）。

1 項により指定された銀行又は倉庫業者は、その営業部類に属するものであって、保管できる数量に限定して保管し、善良なる管理者の主義をもって保管する（同 3 項）。

供託物保管者は、「金銭・有価証券保管者」と「物品保管者」とに分けて指定されているが、前者として指定されている銀行はほとんど（1 か所の例外を除き）後者としても指定されている。つまり、銀行は、金銭・有価証券保管者であり、物品保管者でもある。なお、一部の法院では、物品保管者として銀行以外に倉庫業を営む者も指定している場合がある。このようにして指定された供託物保管者は、2013 年末現在で、「金銭・有価証券保管者」が 165 か所、「物品保管者」が 250 か所である⁴。

（２） 金銭供託の活性化—供託物の種類と活用例

供託法による供託の対象、つまり供託物は、「金銭」、「有価証券」、「物品」の 3 つであり（供託法 3 条参照）、それぞれを対象とする供託を「金銭供託」、「有価証券供託」、「物品供託」と呼ぶ。

韓国の供託実務では、金銭供託や有価証券供託に比べ、物品供託は統計に記載されないほど、ほとんど利用されていない。主に利用されているのは金銭供託である。

[表 1] 金銭供託の累計表

区分年度	供託		還付・取戻し	
	件数	金額（ウォン）	件数	金額（ウォン）
2004	214,204	4,125,600,245,759	182,232	3,741,072,764,273
2005	201,289	4,888,825,149,969	196,279	4,494,454,338,438
2006	184,649	5,865,581,459,449	187,208	4,990,643,746,342
2007	190,845	5,692,205,959,803	174,715	5,655,433,120,996
2008	180,822	5,908,18,987,223	184,183	5,763,140,648,716
2009	209,283	6,698,481,746,530	181,335	6,444,713,883,298
2010	222,635	8,801,392,027,825	184,355	8,625,766,549,848
2011	220,905	6,197,298,275,580	177,728	5,987,817,796,998
2012	206,088	5,689,193,858,284	174,305	5,381,446,151,932
2013	198,311	5,939,059,193,883	175,048	5,476,209,727,156

（出所）法院行政処『2014 司法年鑑 [2013.1～2013.12]』（2014 年）706 頁

⁴ 法院行政処『2014 司法年鑑 [2013.1～2013.12]』（2014 年）189-195 頁。参考までに、供託所が設置されている法院の数は、全国で 158 か所である（地方法院本院 18 か所、支院 40 か所、市・郡法院 100 か所）。

[表 2] 有価証券供託の累計表

区分年度	供託		還付・取戻し	
	件数	金額（ウォン）	件数	金額（ウォン）
2004	221	279,846,976,880	234	273,632,285,722
2005	240	214,119,318,580	248	333,381,009,879
2006	177	348,750,317,651	204	260,244,637,103
2007	435	909,035,813,960	322	580,530,769,959
2008	526	2,024,801,474,130	570	1,000,610,994,574
2009	542	1,600,556,573,828	856	2,333,002,891,696
2010	434	265,872,126,340	403	706,682,502,870
2011	805	345,851,387,849	610	327,321,304,682
2012	389	158,610,901,430	306	175,103,851,234
2013	919	650,465,190,508	390	332,446,068,668

（出所） 法院行政処『2014 司法年鑑 [2013.1～2013.12] 』（2014 年）706 頁

このように金銭供託の利用が盛んであるため、その保管者として指定された銀行による運用収益の特恵が問題になり、2007 年に供託法が全部改正され、前記のとおり、保管銀行の指定や適格の審査、さらには指定銀行の供託金の運用収益の一部を公益事業に活用させるため、供託金管理委員会制度が新設された。

一方、金銭や有価証券以外の「物品」も供託物として供託することができるが（供託法 3 条参照）、現在は、大法院で発行する公式統計資料である『司法年鑑』の統計に載っていないほど、ほとんど利用されていないのが現状である。ただ、物品供託の実績が完全にはないわけではない。大法院が 2008 年の国政監査で国会に提出した資料によると、年間数十件程度の物品供託の実績がある。

[表 3] 物品供託の実績

区分	受付件数	還付・取戻件数
2003	86	14
2004	68	53
2005	71	33
2006	63	26
2007	86	29
2008.1～6	49	15

（出所） 国会法制司法委員会「大法院・2008 年度国政監査資料」（国会図書館デジタル資料）

物品供託の実績が低調な理由は定かではないが、民法 490 条(日本民法 497 条に相当)による「自助売却金の供託制度」もその理由の 1 つであると考えられる。すなわち、「弁済の目的物が供託に適當でないか、滅失・毀損のおそれがあるとき、又は供託に過大な費用を要するときは、弁済者は、法院の許可を得て、その物を競売するか、時価で売却し、その代金を供託することができる」との定めがあり、これによると、物品供託の一部は、自助売却によりその代金を供託することによって、「金銭供託化」しているといえよう。なお、供託法の全部改正(2007 年)では、既に供託している物品の処分制度を新設している(11 条)。これによると、供託物保管者は、長い期間の保管で供託した物品がその本来の機能を果たせないなどの特別な事情がある場合は、供託した物品を売却してその代金を供託することができるから、供託物品の保管者にとっても、物品供託を金銭供託へと転換するインセンティブはあるわけである。

(3) 供託金管理委員会による金銭供託の管理

前記のとおり、韓国では、金銭供託が最も盛んに行われている。金銭供託における供託物である金銭の保管者は、大法院長が指定する銀行となっている。ところで、経済規模の増加などにより供託金を保管する銀行の供託金残高が毎年増加しているところ、保管銀行は相対的に低廉な供託金の利子だけを負担する一方で、相当な供託金の運用収益を取得し、その特惠の是非が問題になっていた。そこで、供託金を保管する銀行の特惠是非を払拭し、公正かつ合理的な保管銀行の指定及び供託金の運用収益の管理などのため、新たに「供託金管理委員会」を設置し、この委員会が供託金保管銀行から供託金の運用収益の一部を出捐してもらい、法律救助事業などの公益事業に使用することができるよう、その法的根拠を設けることなどのため、2007 年に供託法が全部改正された。同法では、供託金管理委員会の設立や構成、業務、会計、監督などに関する事項が定められているが(第 4 章 15 条~26 条)、その施行に必要な事項は、大法院規則に委任している(27 条)。当該大法院規則として制定されたのが、前記した「供託金管理委員会規則」と「供託金管理委員会からの支援金の取扱規則」である。

供託金管理委員会は、非常勤の委員からなる委員会組織であり、その事務のための事務局(常勤)を持つ法人である。その業務は、大きく、①保管銀行の指定に関する業務(指定審査、適格審査、指定取消など)と、②指定銀行からの出捐金の管理・運用や支援などに関する業務とに分けられる(詳細は、参考資料 1「供託法(試訳)」及び参考資料 2「供託規則(試訳)」を参照)。

(4) 電子供託制度

電子供託とは、供託事務を電算情報処理組織を利用した電子文書(電子的情報のこと)によって処理する「オンライン供託」をいう。その制度的根拠は、2011 年の供託法改正で、「供託所の事務処理は、大法院規則で定めるところにより電子情報処理組

織を利用した電子文書で処理できる」という規定を新設したことにある（2条2項）。その後、2012年の供託規則では、「第7章 電子申請」を新設し、電子供託の手続に関する具体的な規定を設けた。

それによると、5,000万ウォン以下の金銭供託事件に関する供託申請や還付・取戻しの請求は、電子供託システム（法院行政処が法に基づく供託・還付・取戻しなどの手続に必要な電子文書を作成・提出・送達し、又は管理することができるよう、ハードウェア・ソフトウェア・データベース・ネットワーク・保安要素などを結合させて構築・運営する電算情報処理組織）を利用して電子文書で行うことができる（69条）（詳細は、参考資料2「供託規則（試訳）」を参照）。

II. 物品供託

1. 物品供託の対象

物品供託は、金銭や有価証券以外の「その他の物品」を対象とする（供託法3条1項参照）。ここで「物品」とは、保管に適合するものであれば、その種類を問わないとされている（機械、衣類、家畜、穀物など）。不動産が含まれるかについては意見が分かれる。肯定する見解もあるが、不動産は供託に適当でないから、自助売却金の供託制度により代金を供託する方法を取るべきとする見解が有力である。なお、不動産に関する所有権移転登記に必要な書類（登記権利証、印鑑証明書など）の供託を不動産供託と解する見解もあるが、これは不動産自体の供託でなく、所有権移転登記に必要な「書類の物品供託」と解すべきであろう⁵。なお、この点に関連する判例は現在のところない。

2. 物品供託の手続

供託の基本的な手続は、以下の4段階に分けて捉えることができる。以下の記述は、基本的に全ての供託に当てはめられるものであり、物品供託においても同様である。

（1） 供託書の提出

供託をしようとする者は、大法院規則で定めるところにより供託書を作成し、供託事務を処理する者（「供託官」）に提出した後、供託物を指定銀行又は倉庫業者に納入しなければならない（供託法4条）。供託書には、所定の事項を記載し、供託者が記名捺印する（供託規則20条）（供託書の記載事項については、参考資料2「供託

⁵ 崔ドンホ『供託の理論と実務』（法律出版社、2012年）（韓国語）190頁

規則（試訳）」を参照）。

一方、供託者が供託をした場合、被供託者に遅滞なく供託通知をするのが原則であるが（民法 488 条 3 項（日本民法 495 条 3 項）参照）、供託規則は手続を簡素化し、供託通知を確実にを行うために、供託申請時に供託者をして「供託通知書」を提出するようにし、供託物が納入されたとき、供託官が供託者の代わりに被供託者に供託通知書を発送する、といった仕組みをとっている（供託規則 29 条）。

「物品供託」においては、「物品供託書」2 通を作成し、被供託者の数だけ「物品供託通知書」を添付して、供託官に提出することになる（供託規則 20 条、23 条、29 条）。

（2） 供託官の調査及び受理

供託官が供託申請書類を受け付けたときは、相当の事由がない限り、遅滞なく全ての事項を調査し、迅速に処理する（供託規則 25 条）。供託官の調査権は、提出された供託書類に対する形式的な審査に及び、実体的な法律関係の存否や書類内容の真否の審査には及ばないとされる（形式的審査主義）。

供託官が供託申請を受理するときは、供託書に、①供託受理の旨、②供託番号、③供託物納入期日、④納入期日までに供託物を納入しない場合は、受理決定の効力が喪失するという旨を記載し、記名捺印した後、その 1 通を供託者に渡し、供託物を供託物保管者に納入させる（供託規則 26 条 1 項）。供託官が 1 項により供託申請を受理したときは、主要事項を電算登録し、供託物保管者にその内容を送信する。ただし、物品供託の場合には、供託物保管者に送信する代わりに、供託者に供託物品納入書 1 通を与える（同 2 項）。

供託官が供託申請（又は供託物還付・取戻請求）を不受理とする場合には、理由を記した決定によってする（供託規則 48 条）。供託官の処分に不服のある者は、管轄地方法院に異議申請をすることができる（供託法 12 条）。

（3） 供託物の納入

供託官が供託申請を受理した場合、供託者は供託官が指定した納入期日までに供託物保管者に供託物を納入しなければならない、その納入期日までに供託物を納入しないときは、供託受理の決定は効力を喪失する（供託規則 26 条 3 項）。この場合には、元帳にその旨を登録しなければならない（同 4 項）。供託者は、供託所から供託物納入書を交付してもらい、供託書に記載されている供託物保管者に供託物を納入する。

供託物保管者が供託物の納入を受けたときは、供託書にその旨を記して供託者に手渡し、その納入事実を供託官に送信する（物品を納入された場合には、供託物品納入通知書を供託官に送付する）（供託規則 27 条）。供託物保管者から受けた供託書は、供託物の取戻しなどに必要となり、供託を証明する書面として、裁判手続などで活用

することができる。

(4) 供託通知書の発送

供託官は、供託物保管者から供託物の納入事実を送信された（供託物品納入通知書を受けた）ときは、供託者が提出していた「供託通知書」を被供託者に発送する（供託規則 29 条 1 項）。1 項の通知書には、供託番号、発送年月日と供託官の氏名を記して職印を押す（同 2 項）。供託通知書を発送した場合、その送達情報は、電算情報処理組織により管理する（同 3 項）。

3. 物品供託の還付・取戻しの手続

供託物の還付又は取戻しをしようとする者は、供託官に供託物還付請求書又は供託物取戻請求書 2 通を作成して提出し、還付又は取戻請求権を有することを証明する書面を添付しなければならない（供託規則 32 条）。物品供託の場合も同様である。

(1) 供託物の還付手続

供託物を還付しようとする者は、供託官に供託物還付請求書 2 通を提出する（供託規則 32 条 1 項）。その請求書には、所定の事項を記載し、請求人が記名捺印する（同 2 項）（請求書への記載事項は、供託番号、供託物品の名称・種類・数量、還付請求事由などである（詳細は、参考資料 2「供託規則（試訳）」を参照））。

供託物を受領しようとする者は、大法院規則に定めるところにより、その権利を証明しなければならない（供託法 9 条）。供託物を還付しようとする者は、次の書類による権利の証明が必要である（供託規則 33 条）。

- ① 29 条により供託官が発送した供託通知書
- ② 還付請求権があることを証明する書面（ただし、供託書の内容からその事実が明白な場合には、この限りでない）
- ③ 供託物還付のために反対給付が必要なときは、（供託法 10 条による）反対給付履行証明書

供託官が供託物還付請求書類を受け付けたときは、相当な事由がない限り、遅滞なく全ての事項を調査し、迅速に処理する（供託規則 39 条 1 項）。供託官は、1 項の請求について理由があると認めるときは、請求書に認可の旨を記し記名捺印した上で、電算登録をした後、請求書 1 通を請求人に手渡し、かつ、供託物保管者にはその内容を送信する（同 2 項）。供託物保管者は、還付請求があったときは、供託官が送信した内容と照合して請求した供託物（及びその利息又は利票）を請求人に渡し、その請求書に受領印を受ける（供託規則 45 条）。供託物保管者は、45 条の供託物を渡した後、その事実を供託官に送信する。ただし、物品供託の場合は、引渡結果通知書に引

き渡した内容を記し、供託官に送付する（同 46 条）。

（２） 供託物の取戻手続

供託物の取戻しとは、弁済供託における取戻要件（民法 489 条 1 項（日本民法 496 条 1 項））、又は供託法上の取戻要件（錯誤供託、供託原因の消滅）に基づき、取戻しの権利を持っている者（供託者又はその承継人）の請求により、供託物を取り戻すことをいう。

供託物を取り戻そうとする者は、供託官に供託物取戻請求書 2 通を提出する（供託規則 32 条 1 項）。その請求書には、所定の事項を記載し、請求人が記名捺印する（同 2 項）。記載事項は還付請求書の場合と大体同様である（詳細は、参考資料 2 「供託規則（試訳）」を参照）。供託物を取り戻そうとする者は、供託物取戻請求書に次の書類を添付しなければならない（供託規則 34 条）。

① 供託書

② 取戻請求権があることを証明する書面（ただし、供託書の内容からその事実が明白な場合には、この限りでない）

供託官が供託物取戻請求書類を受け付けたときは、相当な事由がない限り、遅滞なく全ての事項を調査し、迅速に処理する（供託規則 39 条 1 項）。供託官は、1 項の請求に理由があると認めるときは、請求書に認可の旨を記し、記名捺印した上で、電算登録をした後、請求書 1 通を請求人に手渡し、かつ、供託物保管者にはその内容を送信する（同 2 項）。供託物保管者は、取戻請求があったときは、供託官が送信した内容と照合して請求した供託物（及びその利息又は利票）を請求人に渡し、その請求書に受領印を受ける（供託規則 45 条）。供託物保管者は、45 条の供託物を渡した後、その事実を供託官に送信する。ただし、物品供託の場合は、引渡結果通知書に引き渡した内容を記し、供託官に送付する（同 46 条）。

4. 保管料

（１） 原則

供託物を保管する銀行又は倉庫業者は、その供託物を受領する者に対し、一般的に同じ種類の物に請求する保管料を請求することができる（供託法 8 条）。物品供託の保管料は、「一般的に同じ種類の物の保管料」となっており、他に関連法規は存在しない。したがって、保管料は、同種の物の保管に関する市場の相場によって決定されるといえよう。弁済供託において保管料が負担になるときは、弁済者は、法院の許可を得て、その物を競売するか、時価で売却し、その代金を供託することができる（民法 490 条）。

一方で、金銭供託においては、（銀行への預金の場合に準じて）利息は付けるが、

保管料（手数料）を負担させることはない。なお、供託金の利息は、供託金還付・取戻請求書によって供託金保管者が計算して支払うこととなっている（供託規則 53 条第 1 項）。

（２） 負担主体

保管料は供託物を受け取る者が負担する（供託法 8 条）。供託物の受取りは、還付請求の場合（被供託者）と、取戻請求の場合（供託者）とで、その主体が異なる。いずれの場合も請求者（被供託者、供託者）が保管料を負担することになる。

5. 自助売却など

弁済供託においては、「弁済の目的物が供託に適當でないか、滅失・毀損のおそれがあるとき、又は供託に過大な費用を要するときは、弁済者は、法院の許可を得て、その物を競売するか、時価で売却し、その代金を供託することができる」（民法 490 条）との定めがある。

商法上の商行為に関する規定においても、契約の目的物の自助売却に関するルールが定められている。すなわち、商人間の売買において買主が目的物の受領を拒否するか、受領ができないときは、売主はその物を供託し、又は相当な期間を定め催告した後に競売することができる（商法 67 条 1 項）。この場合、催告ができないか、目的物が滅失又は毀損のおそれがあるときは、催告なしに競売することができる（同 2 項）。このようにして売主がその目的物を競売したときは、その代金から競売費用を控除した残額を供託しなければならない（同 3 項）。商法 67 条の規定は、委託売買において、委託売買人が買受けの委託を受けた場合に、委託者が買い受けた物の受領を拒否するか、受領ができないときに準用する（商法 109 条）。同様の趣旨は、運送契約においても定められている（運送人の競売代金の供託、商法 145 条）

6. 供託物品の売却・廃棄

供託物の保管者は、長い期間の保管で供託した物品がその本来の機能を果たせないなどの特別な事情がある場合は、供託当事者に適切な期間を定め受領を催告し、その期間内に受領がなければ、大法院規則の定めるところにより、供託した物品を売却してその代金を供託し、又は〔その物品を〕廃棄することができる（供託法 11 条）。

供託法 11 条により保管中の供託物品を売却し、又は廃棄しようとする場合は、供託物保管者の申請で、当該供託事件の供託所所在地又は供託物品の所在地を管轄する法院の許可を受けなければならない（供託規則 47 条 1 項）。供託物品の売却は、「民事執行法」による。ただし、供託物保管者は、法院の許可を得て、任意売却など

他の方法で換価することができる（同 3 項）。供託物保管者が法院の許可を得て供託物品を廃棄するときは、個人情報流出されないようにしなければならない（同 6 項）。

供託物品の売却・廃棄に関する供託法や供託規則の規定により、売却や廃棄の手続に関する例規（「供託物品の売却・廃棄に関する例規」）が制定されている（大法院行政例規第 701 号、2007 年 3 月 22 日）。

7. 物品供託の現況

（1） 指定倉庫業者の現況

前記 I. 2（1）に記したように、2013 年末現在で、全国で 250 か所が物品保管者として指定されている。

（2） 物品供託の実績

前記 I. 2（2）に記したように、大法院の公式統計に載らないほど微々たる水準である。

III. 供託金利息

1. 序

供託金には、大法院規則で定める利息を付けることができる（供託法 6 条）。ここで「大法院規則」とは「供託金利息に関する規則」をいうが、供託法の手続的事項を定めるための「供託規則」にも、供託金利息に関するより包括的な規定が定められている。供託規則では、供託金利息の決定方法、供託金利息の支払方法、供託有価証券の利息に当たる利票（利札）について、それぞれ関連規定を置いている。

供託金利息は、「供託金利息に関する規則」の定めるところによる（供託規則 51 条）。それによると、現に供託金の利率は、年 0.5%（5/1000）である（供託金利息に関する規則 2 条）。

ところで、供託金の利率については、それを誰が決めるかという問題や、銀行預金の利率との関係といった問題がある。また、供託金利息が決まったとしても、それを誰が保管し、またその利息の帰属主体は誰かということも問題となる。供託金利息の帰属主体の問題は、その支払方法の問題にもつながる。なお、供託金利息に似たものとして、供託有価証券の利票の問題もある。

以下、それぞれの問題について韓国における議論や現在のルールを説明する。

2. 供託金利息の決定

(1) 供託金利率の変遷

「供託金の利息に関する規則」によると、現在では、供託金の利息は、年 0.5% (5/1000) の利率となっている (2 条)。供託金利息は、供託法が制定 (1958 年) されて以来、一貫して「供託金利息に関する規則」 (以下、本節では単に「規則」と略する場合がある) によって決められおり、利率やその具体的な決め方には何回かの変遷があった。

(i) 規則の制定当時 (1958 年)

供託金利息は、年 2.4% (2.4/100) であった (1 条)。供託金を寄託した月と支払う月は、利息を支払わない (2 条)、供託金の 1,000 フアン (圓) (=100 ウォン)⁶未満の端数には、利息を付加しない (3 条) と規定されていた。

以上のようにこの規則は、利率に関する原則規定 (1 条) と、供託金利息の支払いに関する 2 つの例外規定 (2 条、3 条) で構成されている。この規則は、1981 年の規則改正まで、基本的にその内容がそのまま維持されている。

(ii) 1981 年改正規則

1981 年の改正規則では、利率を年 1.8% に修正したほか (2 条)、2 つの改正がある。まず、供託金を寄託した月と支払う月に利息を支払わない、という例外規定 (旧 2 条) を削除した (3 条)。また、供託金の 1,000 フアン (=100 ウォン) 未満の端数には利息を付加しないとした例外規定 (旧 3 条) は、供託金 1 万ウォン未満の端数には利息を付加しないと修正された (4 条)。

(iii) 1984 年・1991 年改正規則—金融通貨運営委員会の定める別段預金の最高利率

1984 年の改正規則では、利率に関する原則規定が修正された。すなわち、供託金の利息は、金融通貨運営委員会で定める別段預金の最高利子率によるとされた (2 条)。金融通貨運営委員会 (現在は金融通貨委員会) は、「韓国銀行法」による通貨信用政策に関する議決機構である。当時の別段預金の最高利子率は年 1% 水準であった。

1984 年の改正規則では、供託金 1 万ウォン未満の端数には利息を付加しないという規則はそのまま維持されているが、この例外規定は、1991 年の改正規則で削除された (4 条)。これで、「供託金の利息に関する規則」は、供託金利率の決定に関する原則規定だけが残るようになった (以後同じ)。

⁶ 1953 年～1962 年まで通用した貨幣単位。1962 年の貨幣改革で、ウォンに変わった (フアン：ウォン=10:1)

なお、供託金利息を金融通貨運営委員会の利子率決定に委ねる方式は、2004年改正規則まで維持され、それ以後は大法院が直接利率を決める方式へと回帰した。

(iv) 「供託金の利息に関する規則」の憲法違反の如何に関する憲法裁判所決定

1984年の改正規則が、国民の基本権を侵害し憲法違反にあたるという憲法訴願審判請求が憲法裁判所に提起された。すなわち、請求人は、貯蓄預金又は自由貯蓄預金の場合、年12%以上の利子が付くのに対し、「供託金利息に関する規則」の2条や4条が、供託金を別段預金として取り扱い、年1%の利子のみを付け、さらに1万ウオン未満の端数については利子を払わない、としているのは、合理的な理由なしに、貯蓄預金又は自由貯蓄預金の金利又は民事法定利率（年5%）の適用を排除し、よって憲法の定める平等の原則（11条）に反し、国民の財産権保障に関する憲法22条に反して国民の財産権を侵害するものであり、さらに供託制度や弁済供託、仮差押え、仮処分などの権利や機会を排除し、憲法27条の定める国民の裁判を受ける権利を侵害する、と主張して憲法訴願を提起したのである。

この事件で、憲法裁判所の全員裁判部は、次のように決定し、請求人の請求を棄却した⁷。

「供託と預金は、その制度の本質を異にするものであり、国が供託金を直接保管・管理するか、又は銀行に入金して保管・管理させるか、などの供託金保管方法の選択は、立法政策の問題であるというべきであるところ、現行供託法上、供託金保管者指定制度を置くことによって銀行をして供託金を保管させる方法を選択したからといって、供託者ないし供託金受領者を、銀行の他の預金主又は利子ある債権の債権者と比較して不利に待遇し、よって平等原則に反すると見ることはできない。」

「国としては、どのような名目であれ、国民から金員を受領して保管する場合においては、これを善良なる管理者として保管しなければならない義務があるというべきであるが、利子は金銭の保管だけでは当然発生するものではなく、当事者の特別な約定がある場合や、法律に特別な規定がある場合に限って発生するものである。現行供託金利息も、供託法の規定によって立法政策的な次元で発生するものであり、法院も現在の銀行預金制度のもと、最善の管理をしているといえるところ、その他供託手数料が徴収されていない点、供託制度がそもそも供託者の利益のための制度であって、国が供託者に無条件供託を強要するものではない、という点などに鑑みると、現在の大法院の供託金管理方法が供託者又は供託金受領者の財産権を侵害するものとはいえない。」

「供託金利率の高低が国民の供託制度の利用に影響を与えるとは予想できるものであるが、供託はその原因によって固有の機能を持っており、国民としてはその機能に

⁷ 1995. 2. 23. 90憲マ214、全員裁判部決定（判例集7-1、245）

従い供託制度を利用するものというべきであるところ、供託金利率が低いという理由だけで、裁判請求権が侵害されているとはいえない。」

(v) 2004年改正規則

2004年の規則改正では、供託金利息の決定を金融通貨運営委員会で利率を定める方式から、大法院が（規則により）直接その利率を決める方式へと、利率の決定方式を変えている（2条）。その利率は、年2%である（2条）。このような改正の背景として、実際は、2003年12月24日金融通貨委員会で「金融機関与受信利率等に関する規定」の改正により、要求払預金の金利を2004年2月2日から完全に自由化することが決められた点があり、供託金利息の利率についても、現実を反映する必要があったからである。そこで、大法院は、供託金利息の利率を当時別段預金の最高利率であった年2%の水準に引き上げたのである⁸。

(vi) 2009年・2013年改正規則

2009年の規制改正では、供託金利息の利率を年2%から年1%へと引き下げている。改正理由は、「供託金利息は、一般預金（普通預金）金利に照らし、その利率があまりにも高く、利率を年1%（1/100）に引き下げるのが合理的であると考えられるから」とされている⁹。この改正によって、大法院が供託金利息の利率の判断基準として「普通預金」の利率を念頭に置いていることが分かる。

2013年の改正¹⁰では、利率をさらに引き下げ、年0.5%（5/1000）に修正した。これは、市場で普通預金の利率水準がさらに低くなったことを反映した修正であると考えられる。

3. 供託金利息の保管及び帰属

(1) 供託金利息の保管

指定銀行又は倉庫業者は、供託物を受領する者が請求する場合は、供託の目的である有価証券の償還金、利息又は配当金を受領してこれを保管する。ただし、保証供託の際に、保証金の代わりに有価証券を供託した場合は、供託者がその利子又は配当金を請求することができる（供託法7条）。この規定によると、金銭を供託した場合の利息（供託金利息）は、指定銀行が受領してこれを保管することとなる。

⁸ 「供託金の利息に関する規則」（2004年改正）改正理由（法制処ウェブサイト参照）

⁹ 「供託金の利息に関する規則」（2009年改正）改正理由（法制処ウェブサイト参照）

¹⁰ 大法院規則2485号、2013.8.20.全部改正。施行2013.9.1.

(2) 供託金利息の帰属

(i) 弁済供託の場合

弁済供託において供託金利息は、基本的に供託者（供託金取戻しの場合）又は被供託者（供託金還付の場合）に帰属する。反対給付の条件が付されていない弁済供託の被供託者が供託金を還付するときは、その利息は被供託者に帰属するが、反対給付の条件が付されている弁済供託の利息は、条件成就以後の利息は被供託者に、供託した後に条件が成就するまでの利息は、供託者に帰属すると解される¹¹。

(ii) 担保供託の場合

担保供託における供託金の利息は、供託者に帰属すると解される¹²。

(iii) 執行供託の場合

執行供託の場合には、差押えの効力が及ぶ供託金の利息までを含め、執行債権者に配当して支払うこととなる¹³。

(iv) 当事者の地位に変更がある場合

供託者又は被供託者の地位に変更がある場合は、利息の帰属にも変更が生じる。例えば、供託金還付請求権に対し差押命令があった場合がこれに当たる。この場合も、差押命令と取立（又は転付）命令が同時に発せられたときと、差押命令があった後に取立（又は転付）命令が発せられたときとを区別して捉える必要がある。

まず、差押命令と取立（又は転付）命令が同時に発せられたときである。このとき、その命令に供託金利息に関する言及がなければ、差押及び取立（転付）命令以前の利息については取立権がなく、差押え以前の利息についての払渡請求権は、供託者又は被供託者にある。したがって、差押え以前の利息について取立権を行使するためには、別の差押及び取立命令を受けなければならない¹⁴。

次に、差押命令があった後に取立（又は転付）命令が発せられたときである。第三債務者である供託官に差押命令と取立（転付）命令が同時に送達されていない場合は、差押命令と取立（転付）命令の効力発生時点が異なるため、差押命令の送達により効力が発生した後、一定の期間が経過した後に取立（転付）命令の送達により効力が発生するまでの間に発生した被差押債権の利息は誰に帰属するのかといった問題が生じる。差押命令はあくまでも債権保全の効力しかない保全的処分（大法院 2000. 10. 2. 2000 マ 5221 判決）であるから、取立又は転付命令に利息に関する取立・転付命令の事由がない限り、差押命令の送達以後、取立・転付命令の送達がある時まで生じた

¹¹ 崔・前掲注（5）889頁

¹² 崔・前掲注（5）889頁

¹³ 崔・前掲注（5）889頁

¹⁴ 尹光民『新供託制度解説〔改訂増補8版〕』（法律書院、2011年）（韓国語）1193頁

利息には、取立・転付命令の効力が生じない¹⁵、と捉えるべきであろう。

4. 供託金利息の支払い（請求）

供託金の利息は、供託金還付・取戻請求書によって供託金保管者が「供託金利息に関する規則」で定められている利率（年 0.5%）で計算した上で、元本とともに支払うのが原則である（供託規則 52 条、53 条 1 項）。

ただし、供託金と利息の受領者が異なるときは、元本を支払った後に利息を支払うことができる（同 52 条但書）。供託金と利息の受領者が異なるときは、供託金還付請求権の譲渡や供託金還付請求権の差押・転付命令などによって、供託金還付請求権者の変更が生じたときをいう。このようなときは、譲渡、差押・転付命令の送達以後の供託金や利息は、譲受人、差押債権者、転付債権者に帰属するが、その以前の供託金や利息は、供託者又は被供託者に帰属することとなり、供託金とその利息の受領者が異なる。この際、利息を別に請求しようとする人は、供託官に供託金利息請求書 2 通を提出しなければならない（同 53 条 2 項）。

5. 供託有価証券の利票¹⁶の支払請求

供託有価証券の利票（利札）を受けようとする者は、供託官に供託有価証券利票請求書 2 通を提出しなければならない（同 54 条 1 項）。この際、供託有価証券の利票の請求には、供託金利息の請求に関する手続規定が準用される（同 2 項）。

6. 供託金利息の必要性や廃止に関する議論

韓国においては、供託金利息の利率が変遷してきており、現在は、2013 年の大法院規則の改正により、今までと比べ最も低い水準（年 0.5%）となっている。これは、市場における金利水準を考慮した結果であると考えられる。

韓国において、供託金利息の必要性に疑問を抱いたり、それを廃止すべきとする主張や議論は、現在のところ見当たらない。むしろ、弁護士会や司法書士会などの実務からは、銀行が供託金を年 5~7%の貸出金の財源としている現実からして、現在の供託金利率は低すぎるという声がある。供託金による銀行の特恵については、2007 年供託法の全部改正の大きな理由となっており、銀行の収益の一部を司法部の公益事業に出演するという制度（供託金管理委員会制度）を作ることで一応の決着が着いたわけである。前記のとおり、大法院は供託金利息の利率を供託法の制定以来、最も低い水

¹⁵ 尹・前掲注（14）1193頁

¹⁶ 利息支給交付票の略語。利札。

準に設定しているが、韓国では、現在のところ供託金利息自体を廃止すべきという議論はない。

参考資料 1

供託法(試訳)

[法律第 12880 号、2014.12.30.改正]

第 1 章 総則

1 条 (目的) この法律は、法令により行う供託の手續や、供託物を効率的に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 条 (供託事務の処理) ①法令により行う供託事務は、地方法院〔裁判所〕長又は地方法院支院長が所属の法院書記官若しくは法院事務官の中で指定する者が処理する。ただし、市・郡法院は、地方法院長又は地方法院長が所属の法院主査若しくは法院主査補の中で指定する者が処理することができる。②法院行政処長が指定・告示する供託所の供託事務は、大法院〔最高裁判所〕規則で定めるところによって、電算情報処理組織を利用した電子文書で処理することができる。

3 条 (供託物保管者の指定) ①大法院長は、法令により供託する金銭、有価証券、その他の物品を保管する銀行又は倉庫業者を指定する。②大法院長は、1 項により供託金保管銀行を指定するときは、公益性と地域社会貢献度など当該地域の特殊性が反映できるよう、当該地方法院長の意見を聞き、15 条による供託金管理委員会の審査を受けるものとする。③1 項により指定された銀行又は倉庫業者は、その営業部類に属するものであって、保管できる数量に限定して保管し、善良なる管理者の主義をもって保管する。

第 2 章 供託手續

4 条 (供託手續) 供託をしようとする者は、大法院規則で定めるところにより供託書を作成し、2 条によって供託事務を処理する者(以下「供託官」という)に提出した後、供託物を指定銀行又は倉庫業者に納入しなければならない。

5 条 (外国人等のための供託の特例) ①国内に住所又は居所がない外国人や在外国民(以下「外国人等」という)のための弁済

供託は、大法院所在地の供託所においてすることができる。

②外国人等が供託する手續や、外国人等のために供託する手續、その他必要な事項は、大法院規則で定めることができる。

6 条 (供託金の利息) 供託金には、大法院規則で定める利息を付けることができる。

7 条 (利息等の保管) 指定・銀行又は倉庫業者は、供託物を受領する者が請求する場合は、供託の目的である有価証券の償還金、利子又は配当金を受領してこれを保管する。ただし、保証供託の際に、保証金の代わりに有価証券を供託した場合は、供託者がその利子又は配当金を請求することができる。

供託規則

51 条 (供託金の利息) 供託金の利息については、「供託金の利息に関する規則」の定めるところによる。

52 条 (供託金の利息支払い) 供託金の利息は、元本とともに支払う。ただし、供託金と利息の受領者が異なるときは、元本を支払った後に利息を支払うことができる。

53 条 (同上) ①供託金の利息は、供託金還付・回収請求書によって供託金保管者が計算して支払う。

②利息を別に請求しようとする人は、供託官に供託金利息請求書 2 通を提出しなければならない。

③2 項の請求には、35 条、37 条乃至 39 条、45 条、46 条を準用する。

54 条 (利票の請求) ①供託有価証券の利票を受けようとする人は、供託官に供託有価証券利票請求書 2 通を提出しなければならない。

②1 項の請求には、53 条 1 項と 3 項を準用する。

8 条 (保管料) 供託物を保管する銀行又は倉庫業者は、その供託物を受領する者に対し、一般的に同じ種類の物に請求する保管料を請求することができる。

9 条 (供託物の受領・取戻し) ①供託物を受領しようとする者は、大法院規則に定めるところにより、その権利を証明しなければならない。

②供託者は、次の各号のいずれかに該当すれば、その事実を証明して供託物を回収することができる。

1. 「民法」489条による場合
2. 錯誤で供託をした場合
3. 供託の原因が消滅した場合
- ③1項及び2項の供託物が金銭である場合（7条による有価証券償還金、配当金、及び11条によって物品を売却してその代金を供託した場合を含む）、その元本又は利子の受領、取戻しの権利は、その権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

10条（反対給付） 供託物を受領する者が反対給付をしなければならない場合は、供託者の書面又は判決文、公正証書、その他官庁で作成した公文書等によってその反対給付があったことを証明しないと、供託物を受領することができない。

11条（物品供託の処理） 供託物の保管者は、長い間の保管で供託した物品がその本来の機能を果たせないなどの特別な事情がある場合は、供託当事者に適切な期間を定め受領を催告し、その期間内に受領がなければ、大法院規則の定めるところにより、供託した物品を売却してその代金を供託し、又は〔その物品を〕廃棄することができる。

供託規則

- 47条（供託物品の売却・廃棄等）** ①「供託法」11条により保管中の供託物品を売却し、又は廃棄しようとする場合は、供託物保管者の申請で、当該供託事件の供託所所在地又は供託物品の所在地を管轄する法院の許可を受けなければならない。
- ②法院は、職権又は供託物保管者の申請で、1項の許可裁判を変更することができる。
- ③供託物品の売却は、「民事執行法」による。ただし、供託物保管者は、法院の許可を得て、任意売却など他の方法で換価することができる。
- ④法院は、1項から3項までの許可又は変更の裁判に先立って、供託物保管者、供託者又は被供託者を審問することができる。その他の裁判手続は、「非訟事件手続法」による。
- ⑤1項から第項までの許可又は変更の裁判に対しては、不服の申請をすることができない。
- ⑥供託物保管者が法院の許可を得て供託物品を廃棄するときは、個人情報流出されないようにしなければならない。

第3章 異議申請等

12条（処分に対する異議申請） ①供託官の処分に不服のある者は、管轄地方法院に異議申請をすることができる。

②1項による異議申請は、供託所に異議申請書を提出することによってする。

13条（供託官の措置） ①供託官は、12条による異議申請が理由あると認めると、申請の趣旨に従った処分をし、その内容を異議申請人に知らせなければならない。

②供託官は、異議申請が理由ないと認めると、異議申請書を受けた日から5日以内に、異議申請書に意見を添付して管轄地方法院に送付する。

14条（異議申請に対する決定と抗告） ①管轄地方法院は、異議申請に対し理由を付した決定をし、供託官と異議申請人に決定文を送付する。この場合、理由あると認定すると、供託官に相当な処分をするよう命じなければならない。

②異議申請人は1項の決定に対し、「非訟事件手続法」により抗告することができる。

第4章 供託金管理委員会

15条（供託金管理委員会の設立） ①供託金の保管・管理等と関連した次の各号の事項を効率的に処理するために供託金管理委員会（以下「委員会」という）を設立する。

1. 供託金を保管する銀行の指定についての審査及び適格審査
2. 19条による出捐金の管理と運用及びその使用
3. その他大法院規則で定める事項

②委員会は、法人とする。

③委員会の主たる事務所の所在地は、定款で定める。

④委員会は、その主たる事務所の所在地で設立登記をすることによって成立する。

⑤委員会は、1項各号の事項に関する業務を独立して遂行する。

16条（供託金管理委員会の構成等） ①委員会は、委員長1名を含め、9名の委員で構成する。

②委員長と委員は、法院行政処長が次の各号の基準に従い任命又は委嘱する。

1. 法官又は3級以上の法院公務員3名
2. 企画財政部長官が推薦する3級以上の国家公務員又は高位公務員団に属する一般

職公務員 1 名

3. 法務部長官が推薦する検事又は 3 級以上の国家公務員若しくは高位公務員団に属する一般職公務員 1 名

4. 金融委員会が推薦する 3 級以上の国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員 1 名

5. 供託制度について学識と経験が豊富な弁護士、公認会計士、大学教授のうち 3 名
③委員長や委員の任期は 2 年とし、連任可能である。

④委員が任期中に、2 項 1 号から 5 号までに規定した職又は資格を喪失する場合は、委員の身分を喪失する。

⑤委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

⑥委員会の業務を支援するために大法院規則の定めるところにより、事務機構を置くことができる。

⑦その他委員会の運営に必要な事項は、定款で定める。

17 条（定款） ①委員会の定款には、次の各号の事項を定めるものとする。

1. 目的
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 業務及びその執行
5. 財産及び会計
6. 事務機構の設置
7. 委員の任命・委嘱及び解任・解嘱
8. 定款の変更
9. 公告の方法

②委員会が定款を作成・変更するときは、法院行政処長の承認を受けるものとする。

18 条（登記事項） 委員会の登記事項は、次の各号の通りである。

1. 目的
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 委員の姓名、住民登録番号及び住所

19 条（出捐金） ①供託金を保管する銀行は、毎年供託金の運用収益金の一部を委員会に出演することができる。

②供託金を保管する銀行が、1 項により委員会に出演する場合、収益金の範囲・方法・条件などに必要な事項は、大法院規則で定める。

20 条（出捐金の管理・運営） 委員会は、次の各号の方法により出捐金を管理・運営

する。

1. 金融機関に預託
2. 国・地方自治体又は金融機関で直接発行し、又は債務履行を保証する有価証券の買入れ
3. その他定款で定める資金増殖の方法

21 条（出捐金の用途） 委員会は、出捐金及び出捐金の管理と運営による収益金を次の各号の用途に使用するが、「首都圏整備計画法」2 条 1 項による首都圏以外の地域に対し優先して支援する。

1. 供託電算システムの開発と運営
2. 国選弁護及び訴訟救助の費用の支援
3. 調停委員に対する手当などの支援
4. 委員会の運営のための支援
5. 法律救助事業の支援
6. その他委員会の議決で定める公益事業に対する資金の支援

22 条（予算会計） ①委員会の事業年度は、政府の会計年度に従う。

②委員会は、事業年度毎の資金運用計画と予算案を作成し、当該事業年度が始まる 1 か月前までに大法院長の承認を受けるものとする。

③委員会は、事業年度毎の事業実績と決算書を作成し、次の事業年度 4 月末までに、大法院長の承認を受け決算を確定した後、その結果を監査院に提出し、国会に報告するものとする。

23 条（会計原則） 委員会の会計は、資金の運用成果や財産の増減及び変動状況を明確に表示するために、企業会計原則に従い処理する。

24 条（公務員の兼職） 法院行政処長は、委員長の要請に従い、その所属公務員を委員会に兼職勤務させることができる。

25 条（監督） ①法院行政処長は、委員会を指揮・監督し、必要と認めた場合は、委員会にその事業に関する指示又は命令をすることができる。

②法院行政処長は、必要と認めた場合、委員会にその業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員に委員会の帳簿・書類その他の物を検査させることができる。

③2 項により検査をする公務員は、その権限を表す証票を持って、これを関係人に見させるものとする。

25 条の 2 (会計検査) 委員会の収入支出などの決算は、監査院で検査する。

26 条 (罰則適用時の公務員擬制) 委員会の委員中、公務員でない委員は、「刑法」その他の法律による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

27 条 (大法院規則) この法の施行に必要な事項は、大法院規則で定める。

付則

この法律は、公布した日より施行する。

参考資料 2

供託規則 (試訳)

[施行 2015.1.22.]

[大法院規則第 2578 号、2014.12.30. 一部改正]

第 1 章 総則

1 条 (目的) この規則は、「供託法」(以下「法」という)で委任した事項や、その他供託事務に必要な事項を定めることを目的とする。

2 条 (市・郡法院の供託官の職務範囲)

市・郡法院の供託官の職務範囲は、当該市・郡法院の事件と関連する次の各号の業務に限定する。

1. 弁済供託

当該市・郡法院に継続しており又は市・郡法院で処理した「少額事件審判法」の適用を受ける民事事件や和解・督促・調停事件における債務の履行としてする「民法」487 条、488 条による弁済供託

2. 裁判上保証供託

ア. 「民事訴訟法」117 条 1 項による訴訟費用の担保と関連する供託

イ. 「民事訴訟法」213 条による仮執行宣告と関連する供託

ウ. 「民事訴訟法」500 条 1 項による再審や、上訴の事後補完申請による執行停止と関連する供託

エ. 「民事訴訟法」501 条、500 条 1 項による上訴提起又は変更の訴提起による執行停止と関連する供託

オ. 「民事執行法」34 条 2 項、16 条 2 項による執行文付与などに関する異議申請と関連する供託

カ. 「民事執行法」46 条 2 項、44 条による請求に関する異議の訴の暫定処分と関連する供託

キ. 「民事執行法」46 条 2 項、45 条による執行文付与に対する異議の訴の暫定処分と関連する供託

ク. 「民事執行法」280 条、301 条による仮差押・仮処分命令と関連する供託

ケ. 「民事執行法」286 条 5 項、301 条による仮差押・仮処分異議に対する裁判と関連する供託

コ. 「民事執行法」288 条 1 項、307 条による仮差押・仮処分取消と関連する供託

3. 執行供託

「民事執行法」282条による仮差押解放金額の供託

4. 没取供託

「民事訴訟法」299条2項による疎明に代える保証金の供託

3条（供託関係帳簿と様式） ①供託官は、次の各号の帳簿を電算情報処理組織を利用して記録・管理する。

1. 供託物の種類による元帳
2. 供託物の種類による出納簿
3. 供託物の種類による事件簿
4. 不受理事件の管理簿
5. 文書件名簿

②この規則の施行に必要な文書の様式は、大法院例規で定める。

4条（元帳） ①供託官は、元帳（各供託事件に関する主要事項を電算登録した基本帳簿をいう。以下同じ）を事件毎に作成する。
②供託官は、供託を受理し、又は供託物の還付・取戻しを認可したときは、これを元帳に登録しなければならない。

5条（出納簿） ①出納簿は、供託物の種類によって年度毎に作成する。
②供託官は、供託物保管者が送ってくれた供託物の納入及び支払結果に関する内容を日付順に登録しなければならない。
③2項の供託物の納入及び支払結果に関する内容は元帳にも登録しなければならない。

6条（事件簿） ①事件簿は、供託物の種類によって年度毎に作成する。
②事件簿には、供託申請事件の受付事実を登録し、供託物の支払いなどで供託事件が完結したときは、完結日付を登録しなければならない。
③事件簿に登録する供託番号は、年度、符号文字及び進行番号によって付与する。符号文字は、金銭供託は「金」と、有価証券供託は「証」と、物品供託は「物」とし、進行番号は受付順序によるが、毎年その番号を新たに付与する。

7条（不受理事件管理簿） 供託官は、不受理事件管理簿に次の各号の事項を登録する。
1. 48条の不受理決定をした場合、決定年月日と告知年月日
2. 不受理決定に対する異議申請があった場合、異議申請日及びその結果

8条（文書件名簿） ①文書件名簿には、供託申請と不受理決定の告知以外の供託に関連する全ての文書の受付及び発送事実を登録する。

②文書件名簿の進行番号は、受付文書と発送文書を区分せず、登録順序によるが、毎年その番号を新たに付与する。

9条（日計表） 供託官は、納入及び支払いがされた供託事件につき、毎日日計表を電算情報処理組織で出力し、法院長（地方法院支院においては支院長、市・郡法院においては市・郡法院判事）の決裁を受けるものとする。

10条（供託記録及び書類綴り） ①供託事件を受け付けた供託官は、事件毎に供託記録を作り、供託に関する書類を受付順に当該供託記録に編綴する。

②1項以外の書類は、以下のように区分して編綴する。

1. 日計表綴り
2. 月計対査表綴り
3. 郵便発送簿
4. その他の文書綴り

11条（捺印に代わる署名等） ①供託官に提出する書面に捺印する場合には、署名をもって代えることができ、捺印や署名をすることができないときは、拇印で行うことができる。

②1項は、提出する書面に印鑑を捺印し、印鑑証明書を添付しなければならない場合には、適用しない。

12条（記載文字の訂正等） ①供託書、供託物還付・取戻請求書その他供託に関する書面に記する文字は、字画を明確にしなければならない。

②供託書、供託物還付・取戻請求書、支払委託書・証明書に記した金銭に関する数字は、訂正、追加又は削除することができない。ただし、供託書の供託原因事実や請求書の請求事由に記した金銭に関する数字は、この限りでない。

③訂正、追加又は削除をするときは、一線を引き、その上部又は下部に正しく記載若しくは追加し、その文字の数を欄外に記した後、捺印しなければならない。訂正又は削除した文字は、読めるように残しておかななければならない。

④3項により訂正などをした書類が供託書又は供託物還付・取戻請求書であるときは、

供託官は、作成者が捺印した所の横に印鑑（55条2項の印鑑をいう。以下同じ）を押して確認するものとする。

13条（続き記載） ①供託官に提出する書類について様式と用紙のサイズが定められている場合において、1枚に全て記録することができないときは、当該用紙と同じサイズの用紙に適当な様式で書き続けることができる。

②1項の場合には、続き記載である旨を明確に表示しなければならない。

14条（書類の割印） ①供託官に提出する書類が2枚以上のときは、作成者は、割印をしなければならない。

②書類の作成者が複数人である場合には、その中の1人が割印をする。

③1項及び2項の書類が供託書又は供託物還付・取戻請求書であるときは、供託官が印鑑で割印をして確認しなければならない。

15条（原本の添付書面の返還） ①供託書、供託書訂正申請書、代供託・付属供託請求書、供託物還付・取戻請求書などに添付した原本である書面の返還を請求する場合に、請求人は、その原本と同じである旨を書いたコピーを提出しなければならない。

②供託官が書類の原本を返すときは、そのコピーに原本を返した旨を記して判を押すものとする。

16条（資格証明書等の有効期間） 供託官に提出する次の書面は、発行日から3月以内のものでなければならない。

1. 代表者又は管理人の資格又は代理人の権限を証明するものであって、官公署から発行された書面

2. 21条3項の住所を証明する書面であって、官公署から発行された書面

3. 印鑑証明書

17条（帳簿等の保存期間） ①供託官は、供託に関する帳簿や書類を次のように区分して保存する。ただし、関係書類を合綴した場合には、その書類のうち、保存期間が最も長い書類に従い保存する。

1. 3条1項各号の帳簿事件毎の完結年度の翌年から10年

2. 供託記録 完結年度の翌年から5年

3. 日計表綴り、月計対査表綴り、郵便発送簿、その他の文書綴り 各当該年度の翌年から2年

②1項の帳簿及び書類は、保存期間が終わった後であっても保存しなければならない特別な事由があるときは、その事由が存在する間、保存しなければならない。

18条（帳簿等の廃棄手順） 供託官が保存期間が終了した帳簿や書類を廃棄するには、そのリストを作成して、所属地方法院長又は支院長の認可を受けなければならない。

19条（完了していない書類等の搬出禁止） 供託に関する書類として支払いが完了していないものは、天災地変など緊急の状況で書類の保存のために必要な場合を除き、事務室の外に移動させることができない。

第2章 供託手続

20条（供託書） ①供託をしようとする者は、供託官に供託書2通を提出しなければならない。

②1項の供託書には、次の各号の事項を記載し供託者が記名捺印しなければならない。ただし、代表者又は管理人若しくは代理人が供託するときは、その者の住所を記し記名捺印しなければならない。公務員がその職務上供託するときは、所属官署名とその職務を記し記名捺印しなければならない。

1. 供託者の氏名（商号、名称）・住所（本店、主事務所）・住民登録番号（法人登録番号）

2. 供託金額、供託有価証券の名称・枚数・の合計額面金（額面金がないときは、その旨）・記号・番号・付属利票・最終償還期、供託物品の名称・種類・数量

3. 供託原因事実

4. 供託をするようになった関係法令の条項

5. 供託物の受領者（以下「被供託者」という）を指定する必要があるときは、被供託者の氏名（商号、名称）・住所（本店、主事務所）・住民登録番号（法人登録番号）

6. 供託により質権、伝賃権、抵当権が消滅するときは、その質権、傳賃権、抵当権の表示

7. 反対給付を受けるべき場合には、その反対給付の内容

8. 供託物の還付・取戻しについて官公署の承認、確認又は証明などを必要とする場合には、当該官公署の名称

9. 裁判上の手続による供託の場合には、その法院の名称と事件名

10. 供託法院の表示

11. 供託申請年月日

21 条（添付書面） ① 供託者が法人である場合には、代表者又は管理人の資格を証明する書面、権利能力なき社団又は財団である場合には、定款又は規約や代表者又は管理人の資格を証明する書面を供託書に添付しなければならない。

② 代理人が供託する場合には、代理人の権限を証明する書面を添付しなければならない。

③ 弁済供託をする場合において、被供託者の住所を表示するときは、その住所を疎明する書面を、被供託者の住所が不明な場合には、これ疎明する書面を添付しなければならない。

22 条（添付書面の省略） 同じ者が、同時に同じ供託法院に数件の供託をする場合において、添付書面の内容が同様であるときは、1 件の供託書に 1 通のみを添付すればよい。この場合、他の供託書には、その旨を記載しなければならない。

23 条（供託通知書等の添付） ① 供託者が被供託者に供託通知をする場合には、被供託者の数だけ供託通知書を添付しなければならない。〈改正 2010. 2. 1.〉

② 1 項の場合、「郵便法施行規則」25 条第 1 項 4 号ダ目による配達証明に必要な郵送料を納入しなければならない。〈改正 2010. 2. 1.、2012. 10. 30.〉

③ 供託管は、1 項の供託通知書を発送するための封筒の発信人欄に、供託所の名称とその所在地及び供託管の氏名を記載する。〈改正 2010. 2. 1.〉

24 条（記名式有価証券を供託する要件） 記名式有価証券を供託する場合には、供託物を受領する者が即時権利を取得することができるように有価証券に裏書（背書）をし、又は譲渡証書を添付しなければならない。

25 条（供託申請書類の調査） 供託官が供託申請書類を受け付けたときは、相当の事由がない限り、遅滞なく全ての事項を調査し、迅速に処理する。

26 条（修理手続） ① 供託官が供託申請を受理するときは、供託書に次の各号の事項を記載し記名捺印した後、その 1 通を供託者に渡し、供託物を供託物保管者に納入させる。

1. 供託を修理するという旨

2. 供託番号

3. 供託物納入期日

4. 納入期日までに供託物を納入しない場合は、修理決定の効力が喪失するという旨

② 供託官が 1 項により供託申請を受理したときは、主要事項を電算登録し、供託物保管者にその内容を送信する。ただし、物品供託の場合には、供託物保管者に送信する代わりに、供託者に供託物品納入書 1 通を与える。

③ 預金者が 1 項 3 号の納入期日までに供託物を納入していないときは、その修理の決定は効力を喪失する。

④ 3 項の場合には、元帳にその旨を登録しなければならない。

27 条（供託物納入手続） 供託物保管者が供託物の納入を受けたときは、供託書にその旨を記して供託者に手渡し、その納入事実を供託官に送信しなければならない。ただし、物品を納入された場合には、供託物品納入通知書を送信しなければならない。

28 条（口座振込による供託金の納入） ① 供託官は、金銭供託において供託者が自分の費用で口座納入を申請した場合、供託金保管者に仮想口座番号を要求し、その口座に供託金を納めさせる。

② 1 項の方法で、供託金が納入された場合、供託金保管者は、供託官に供託金が納入された事実を送信しなければならない。

③ 2 項の送信を受けた供託管は、供託書に供託金が納入された旨を記して供託者に手渡し、又は配達証明郵便で送るものとする。

④ 削除 〈2012. 10. 30.〉

29 条（供託通知書の発送） ① 供託官は、27 条の送信や供託物品納入通知書を受けたときは、23 条の供託通知書を被供託者に発送する。

② 1 項の通知書には、供託番号、発送年月日と供託管の氏名を記して職人を押す。

③ 供託通知書を発送した場合、その送達情報は、電算情報処理組織により管理しなければならない。〈改正 2012. 10. 30.〉

④ 供託通知書が返送された場合には、これを供託記録に編綴する。〈改正 2012. 10. 30.〉

30 条（供託書の訂正） ① 供託申請が受理された後、供託書の錯誤記載を発見した供託者は、供託の同一性を害しない範囲内で、供託書訂正の申請をすることができる。

- ② 1 項の申請をしようとする者は、供託書訂正申請書 2 通と訂正事由を疎明する書面を提出しなければならない。
- ③ 21 条 1 項及び 2 項、22 条、59 条 2 項は、供託書の訂正申請に準用する。
- ④ 供託官が供託書訂正申請を受理したときは、供託書訂正申請書にその旨を記載して記名捺印した後、その申請書 1 通を申請者に手渡す。この場合、供託官は、元帳の内容を訂正登録するものとする。
- ⑤ 修理の旨が書かれた供託書訂正申請書は、供託書の一部とみなす。
- ⑥ 被供託者の住所を訂正する場合には、23 条を準用する。

- 31 条（代供託又は付属供託の請求）** ① 供託有価証券の償還金の代供託や、利子又は配当金の付属供託を請求しようとする者は、代供託・付属供託請求書 2 通を提出しなければならない。
- ② 有価証券供託について代供託と付属供託を同時に請求する場合は、1 つの請求書ですることができる。この場合、供託官は、代供託と付属供託を別件で受け付け、登録するが、1 つの記録を作る。
- ③ 供託官が 1 項の請求を受理する場合は、代供託・付属供託請求書にその旨及び供託番号を記して記名捺印した後、その 1 通を有価証券・利票還付依頼書とともに請求人に交付しなければならない。
- ④ 21 条 1 項及び 2 項と 22 条は、1 項の場合に準用する。
- ⑤ 供託有価証券が記名式であるときは、請求人は、1 項の請求書に供託物保管者宛に作成した償還金取立委任状を添付しなければならない。
- ⑥ 代供託と付属供託の請求手続における取立費用は、請求人が負担する。
- ⑦ 代供託と付属供託は、金銭供託事件で受け付け、代供託を修理する場合には、同時に、有価証券供託事件簿と元帳に有価証券の還付事項を登録する。

第 3 章 還付・取戻手続

- 32 条（供託物還付・取戻請求書）** ① 供託物の還付・取戻しをしようとする者は、供託官に供託物還付・取戻請求書 2 通を提出しなければならない。
- ② 1 項の請求書には、次の各号の事項を記載し、請求人が記名捺印しなければならない。ただし、代表者又は管理人若しくは代理人が請求するときは、その住所を記し記

名捺印しなければならない。公務員が職務上請求するときは、所属官署名とその職を記し記名捺印しなければならない。

1. 供託番号
2. 還付・取り戻そうとする供託金額、有価証券の名称・枚数・合計額面金・額面金（額面金がないときは、その旨）・記号・番号、供託物品の名称・種類・数量
3. 還付・取戻請求事由
4. 利息の支払いを同時に受けようとする場合、その旨
5. 請求人の氏名（商号、名称）・住所（本店、主事務所）・住民登録番号（事業者登録番号）
6. 請求人が供託者又は被供託者の権利承継人である場合、その旨
7. 41 条 1 項又は 2 項による還付・取戻請求の場合は、その書類を添付した旨
8. 供託法院の表示
9. 還付・取戻請求の年月日

33 条（供託物還付請求書の添付書類） 供託物を還付しようとする者は、供託物還付請求書に次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 29 条により供託官が発送した供託通知書。ただし、次のいずれかの事由があるときは、この限りでない。
 - ア. 還付請求する供託金額が 5,000 万ウォン以下の場合（有価証券の合計額面金額が 5,000 万ウォン以下の場合を含む）。ただし、請求人が官公署又は権利能力なき社団若しくは財団であるときは、その金額が 1,000 万ウォン以下の場合
 - イ. 供託書又は利害関係人の承諾書を添付した場合
 - ウ. 強制執行又は滞納処分により、供託物還付請求をする場合
 - エ. 供託通知書を発送していなかったことが認められる場合
2. 還付請求権があることを証明する書面。ただし、供託書の内容からその事実が明白な場合には、この限りでない。
3. 供託物還付のために反対給付が必要なときは、法 10 条による証明書類

34 条（供託物取戻請求書の添付書類） 供託物を取り戻そうとする者は、供託物取戻請求書に次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 供託書。ただし、次のいずれかの事由があるときは、この限りでない。

ア．取戻請求する供託金額が 5,000 万ウォン以下の場合（有価証券の合計額面金額が 5,000 万ウォン以下の場合を含む）。ただし、請求人が官公署又は権利能力なき社団若しくは財団であるときは、その金額が 1,000 万ウォン以下の場合

イ．利害関係人の承諾書を添付した場合
ウ．強制執行又は滞納処分により、供託物取戻請求をする場合

2．取戻請求権があることを証明する書面。ただし、供託書の内容からその事実が明白な場合には、この限りでない。

第 35 条（供託物還付・取戻しの一括請求） 同人が、数件の供託について、供託物の還付・取戻しを請求する場合、その事由が同様なときは、供託の種類に応じて 1 つの請求書とすることができる。

36 条（各種付記文の記載）

① 供託書や請求書などに記する付記文は、その書面の余白に記することができる。ただし、他の用紙に記するときは、職印で割印をしなければならない。

② 1 項の書面のうち 1 通を提出者又は供託物保管者に手渡すときは、両方の書面に職印で契印を押さなければならない。

37 条（印鑑証明書の提出） ① 供託物還付・取戻請求をする者は、供託物還付・取戻請求書又は委任に基づく代理人の権限を証明する書面に捺印された印鑑について、「印鑑証明法」12 条及び「商業登記法」11 条により発行した印鑑証明書を提出しなければならない。

② 1 項は、法定代理人、支配人、その他の登記された代理人、法人・権利能力なき社団又は財団の代表者又は管理人が、供託物還付・取戻請求をする場合には、その法定代理人、支配人、その他の登記された代理人、代表者又は管理人について準用する。

③ 1 項及び 2 項は、次の各号の場合には、適用しない。

1．本人又は 2 項で定める人が、供託金を直接還付・取戻請求する場合であって、その金額が 1,000 万ウォン以下（有価証券の合計額面金額が 1,000 万ウォン以下の場合を含む）であり、かつ供託官が身分に関する証明書（住民登録証・パスポート・運転免許証等をいう。以下「身分証」という）によって、本人又は 2 項で定める人であることを確認できる場合

2．官公署が供託物の還付・取戻請求をする場合

④ 供託官が 3 項により、供託金還付・取戻請求を認可したときは、請求人の身分証のコピーを、当該供託記録に編綴する。

38 条（資格証明書等の添付） ① 21 条 1 項及び 2 項と 22 条は、供託物還付・取戻請求に準用する。

② 還付・取戻請求人が権利能力なき社団又は財団である場合は、代表者又は管理人の資格を証明する書面に、その事実を確認するに相当であると認められる 2 人以上の成年の人が、事実と同様である旨と氏名を記し、自筆署名した上で、身分証のコピーを添付しなければならない。〈改正 2010.2.1〉

③ 弁護士や司法書士（法務法人・法務法人（有限）・法務組合・司法書士合同法人を含む。以下「資格者代理人」という）が代理して請求する場合は、資格者代理人が 2 項の書面に事実と同様である旨を記し、記名捺印することによって代えることができる。

39 条（還付・取戻しの手続） ① 供託官が供託物還付・取戻請求書類を受け付けたときは、相当な事由がない限り、遅滞なく全ての事項を調査し、迅速に処理する。

② 供託官は、1 項の請求につき理由があると認めるときは、請求書に認可の旨を記し記名捺印した上で、電算登録をした後、請求書 1 通を請求人に手渡し、かつ、供託物保管者にはその内容を送信する。

③ 2 項の場合、供託官は、請求人から請求書受領印を受ける。

40 条（預金口座振込申請等） ① 供託金還付・取戻請求人が、供託官に、自分の費用で自分の預金口座への供託金の振込を申請した場合には、供託金を申告された預金口座に振り込んで支払う。

② 1 項の申請をしようとする人は、供託金口座振込申請書を供託官に提出しなければならない。

③ 1 項の場合に供託官は、その口座番号を電算登録した後に、供託金還付・取戻しの認可の旨と申請口座への振込指示を供託物保管者に送信する。

④ 供託官から口座振込指示を受けた供託物保管者は、その処理結果を供託官に即時に送信する。

⑤ 削除 〈2012.10.30.〉

41 条（供託通知書・供託書を添付することができない場合） ① 供託物還付・取戻請求書に 33 条 1 号の供託通知書又は 34 条 1 号の供託書を添付することができないときは、供託官が認める 2 人以上が連帯して、その事件について損害が生じた場合はこれを賠償するという自筆署名した保証書や、その財産の証明書（登記事項証明書など）及び身分証のコピーを提出しなければならない。〈改正 2010.2.1.、2011.9.28.〉

② 1 項の請求人が官公署である場合には、請求する公務員の「供託物還付・取戻し」用途の在職証明書を保証書の代わりに提出することができる。

③ 還付・取戻請求を資格者代理人が代理する場合には、1 項の保証書の代わりに、損害が生じた場合はこれを賠償するという資格者代理人名義の保証書を作成して提出することができる。保証書には、資格者代理人が記名捺印しなければならない。

42 条（一部還付・取戻し） ① 供託物の一部を還付・取り戻す場合には、供託官は、請求人が提出した供託通知書又は供託書に還付・取戻しを認可した供託物の内容を記し、記名押印した後、請求人に返還しなければならない。

② 1 項の場合には、還付・取戻請求書の余白に供託通知書又は供託書を返した旨を記し、受領印を受ける。

43 条（配当等による還付・取戻し） ① 配当その他官公署の決定に基づいて供託物の還付・取戻しをする場合は、当該官公署は、供託官に還付・取戻委託書を送り、かつ還付・取戻しを受ける者には、その資格に関する証明書を与えなければならない。

② 1 項の場合に供託物の還付・取戻しを受けようとする者は、1 項の証明書を添付して、32 条により還付・取戻請求をしなければならない。

44 条（譲渡通知書等） ① 供託官は、49 条 1 項の書面、49 条 2 項の判決謄本又は供託物還付・取戻請求権に関する仮処分命令書、仮差押命令書、差押命令書、轉付又は取立命令書、差押取消命令書、その他移転又は処分を制限する書面を受けたときは、その書面に受付年月日、時、分を記し、記名捺印する。

② 1 項の書面を受けた場合、供託官は、その内容を当該記録の表紙に記した上で、元帳に登録する。

45 条（供託物保管者の処理） 供託物保管者は、還付・取戻請求があったときは、供託官が送信した内容と照合して請求した供託物とその利息又は利票を請求人に渡し、その請求書に受領印を受ける。

46 条（同上） 供託物保管者は、45 条の供託物を渡した後、その事実を供託官に送信する。ただし、物品供託の場合は、引渡結果通知書に引き渡した内容を記し、供託官に送る。

47 条（供託物品の売却・廃棄等） ① 「供託法」11 条により保管中の供託物品を売却し、又は廃棄しようとする場合は、供託物保管者の申請で、当該供託事件の供託所所在地又は供託物品の所在地を管轄する法院の許可を受けなければならない。

② 法院は、職権又は供託物保管者の申請で、1 項の許可裁判を変更することができる。

③ 供託物品の売却は、「民事執行法」による。ただし、供託物保管者は、法院の許可を得て、任意売却など他の方法で換価することができる。

④ 法院は、1 項から 3 項までの許可又は変更の裁判に先立って、供託物保管者、供託者又は被供託者を審問することができる。その他の裁判手続は、「非訟事件手続法」による。

⑤ 1 項から 3 項までの許可又は変更の裁判に対しては、不服の申請をすることができない。

⑥ 供託物保管者が法院の許可を得て供託物品を廃棄するときは、個人情報流出されないようにしなければならない。

48 条（不受理決定） ① 供託官が供託申請又は供託物還付・取戻請求を不受理とする場合には、理由を記した決定によってしなければならない。

② 1 項の不受理の決定に関して必要な事項は、大法院例規で定める。

49 条（供託受諾書等の提出） ① 供託所に対する「民法」489 条 1 項の承認や通告は、被供託者が供託を受諾する旨を記した書面を供託官に提出する方法でなければならない。

② 供託有効の確定判決があった場合、供託者の取戻しを制限するためには、被供託者は、その判決謄本を供託官に提出しなければならない。

50 条（供託物保管者の帳簿との照合） ① 供託官は、出納簿を供託物保管者の帳簿と照合するために、前月分の月計対査表を毎月初旬に供託物保管者に送り、供託物保管者は、これを確認したうえ、供託官に送付する。ただし、物品供託の場合には、前年分について、毎年初旬にこれを行うことができる。
② 供託官が 1 項の確認を終えたときは、遅滞なく証憑書類と照合する。
③ 供託官は、2 項の照合結果を毎月初旬に、所属地方法院長に報告する。

第 4 章 利息

51 条（供託金の利息） 供託金の利息については、「供託金の利息に関する規則」の定めるところによる。

52 条（供託金の利息支払い） 供託金の利息は、元本とともに支払う。ただし、供託金と利息の受領者が異なるときは、元本を支払った後に利息を支払うことができる。

53 条（同上） ① 供託金の利息は、供託金還付・取戻請求書によって供託金保管者が計算して支払う。
② 利息を別に請求しようとする者は、供託官に供託金利息請求書 2 通を提出しなければならない。③ 2 項の請求には、第 35 条、37 条乃至 39 条、45 条、46 条を準用する。

54 条（利票の請求） ① 供託有価証券の利票を受けようとする人は、供託官に供託有価証券利票請求書 2 通を提出しなければならない。
② 1 項の請求には、53 条 1 項と 3 項を準用する。

第 5 章 補則

55 条（代理供託管の指定等） ① 地方法院長又は支院長は、供託官が職務を遂行できない場合に備えて、代理供託管を指定することができる。
② 地方法院長又は支院長が供託官又は代理供託管を指定したときは、供託物保管者にその氏名と印鑑を通知する。

56 条（財政保証） 法院行政処長は、供託官の財政保証に関する事項を定めて運用することができる。

57 条（現金等の取扱いの禁止） ① 供託官

は、指定された供託物保管者に、供託金と供託有価証券に関する口座をそれぞれ開設する。供託金などを直接納付してもらい、又は保管することができないものとする。
② 代理供託官は、別の口座を開設せず、供託管の口座を利用する。

58 条（事由申告） ① 供託金還付・取戻請求権に対する差押えの競合などで事由申告をする事情が生じたときは、供託官は、遅滞なく事由申告書 2 通を作成し、その 1 通を執行法院に送り、残りの 1 通は、当該供託記録に編綴する。
② 1 項により事由申告をしたときは、供託官は、元帳に事由申告した旨と年月日を登録する。

59 条（閲覧・証明請求） ① 供託当事者及び利害関係人は、供託官に供託関係書類の閲覧又は事実証明を請求することができる。
② 委任による代理人が 1 項の請求をする場合には、代理人の権限を証明する書面に印鑑を押印し、印鑑証明書を添付しなければならない。
③ 2 項は、資格者代理人本人が直接閲覧又は事実証明を請求する場合には、適用しない。
④ 1 項の請求をする人は、閲覧申請書又は事実証明請求書を提出しなければならない。事実証明を請求するときは、証明を受けようとする請求書の数に 1 通を加えた事実証明請求書を提出しなければならない。
⑤ 削除 <2012.10.30.>
⑥ 供託官は、1 項の閲覧申請又は事実証明請求について、電算情報処理組織を利用して閲覧させ、又は証明書を発行して与えることができる。

60 条（供託金の消滅時効調査） 供託官は、供託元本及び利息の還付・取戻請求権の消滅時効の完成時期などを調査するために、法院その他の官公署に供託原因の消滅如何やその時期などを照会することができる。

61 条（消滅時効完成後の供託金） 消滅時効が完成した供託金について還付・取戻請求があった場合、供託官は、国庫収入への納付前であっても、還付・取戻請求を認可してはならない。

62 条（供託金国庫帰属調書の送付） ① 供託官は、還付・取戻請求権の消滅時効が完成して国庫帰属する供託元本や利息がある

ときは、当該年度分をまとめた上で、供託金国庫帰属調書を作成し、次の年の1月20日までに、これを当該法院の歳入歳出外現金出納公務員（以下「出納公務員」という）に送る。

②出納公務員が1項の調書を受けたときは、1月31日までに当該法院の収入徴収官に送付する。

③供託管は、1項以外の事由で国庫帰属する供託元本や利息があるときは、その都度、供託金国庫帰属調書を作成して出納公務員に送り、出納公務員は遅滞なく、当該法院の収入徴収官に送付するものとする。

63 条（納付告知と納付） ①収入徴収官は、62条による調書を受けたときは、調査した後、総額の納付告知書2通を、当該出入公務員に送る。

②出納公務員は、1項の納付告知書を受けたときは、遅滞なく、その1通を添付して、当該供託官に1つの請求書にまとめて支払請求をする。

③供託管が第2項の請求を受けたときは、35条及び39条により認可する。

④出納公務員が3項の認可を受けたときは、遅滞なく、その金額を当該収入徴収官宛に納付する。

64 条（錯誤で国庫帰属された供託金の返還） 供託官が錯誤で国庫帰属措置を取った供託金の返還手続や収入徴収官の事務処理手続については、「国庫金管理法施行規則」を準用する。この場合、供託管を過誤金納付者とみなす。

64 条の2（大法院例規への委任） 供託手続に関連して必要な事項のうち、この規則で定めていない事項は、大法院例規で定めることができる。〔本条新設 2012.10.30.〕

第6章 外国人等のための供託事務処理の特例

65 条（用語の定義） この章では、外国人や在外国民は、次の各号の者をいう。〈改正 2014.12.30.〉

1. 外国人

ア. 大韓民国の国籍を持っていない者

イ. 外国法に基づいて設立された法人又はこれに準ずる団体

2. 在外国民：大韓民国の国民であって、外国の永住権を取得し、又は永住の目的で外国に居住している者

66 条（管轄の特例） 国内に住所や居所がない外国人又は在外国民のための弁済供託は、持参債務の場合に、他の法令の規定や当事者の特約がない限り、ソウル中央地方法院の供託官にすることができる。

67 条（供託通知） ①供託者が被供託者の外国住所に対し供託通知をする場合には、受信人欄にローマ文字（英語）とアラビア数字で被供託者の氏名と住所を書いた国際特急郵便の封筒や郵便料金を添付しなければならない。

②1項の郵便料金は、「国際郵便規定」12条1項3号による配達通知が可能な外国に供託通知をする場合は、配達通知をすることができる金額でなければならない。

③供託管は、1項の封筒の発信人欄と配達通知書の返送人欄に、ローマ文字（英語）とアラビア数字で供託所の名称とその所在地及び供託管の氏名を記載する。

第7章 電子申請 〈新設 2012.10.30.〉

68 条（用語の定義） この章で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. 「電子文書」とは、コンピュータなどの情報処理能力を持つ装置によって電子的形態で作成又は変換され、送信・受信又は貯蔵される情報をいう。

2. 「電子供託システム」とは、法院行政処が法に基づく供託・還付・取戻しなどの手続に必要な電子文書を作成・提出・送達し、又は管理することができるよう、ハードウェア・ソフトウェア・データベース・ネットワーク・保安要素などを結合させて構築・運営する電算情報処理組織をいう。

3. 「電子供託ホームページ」とは、この規則で定めるところにより、電子文書を利用して供託手続を行うことができるよう、電子供託システムによって構築されたインターネットの活用空間をいう。

〔本条新設 2012.10.30.〕

69 条（電子文書による供託等の実行） 金銭供託事件に関する申請又は請求は、この規則で定めるところにより、電子供託システムを利用して電子文書としてすることができる。ただし、5千万ウォンを超過する供託金の還付又は取戻請求の場合には、この限りでない。〔本条新設 2012.10.30.〕

70 条（ユーザー登録） ①電子供託システ

ムを利用しようとする者は、電子供託システムに接続して、次の各号の会員の種類ごとに、電子供託ホームページで求める情報を該当欄に入力した後、大法院例規で定める電子署名のための認証書を使用してユーザー登録を申請しなければならない。この場合、登録したユーザーの情報は、認証書の内容と一致しなければならない。

1. 個人会員
2. 法人会員
3. 弁護士会員
4. 司法書士会員

②1項の申請人（法人である場合、法人の代表者）が外国人であるときは、次の各号のいずれかに該当する要件を満たさなければならない。

1. 「出入国管理法」31条による外国人登録

2. 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」6条、7条による国内居所の申告

③大法院例規で定める法人会員は、供託所に出席して、大法院例規で定める事項を記した申請書を提出しなければならない。その申請書には、「商業登記法」11条により申告した印鑑を捺印し、その印鑑証明と資格を証明する書面を添付しなければならない。

④ユーザー登録を申請する弁護士会員又は司法書士会員は、供託所に出席して、その資格を証明する書面を提出しなければならない。

[本条新設 2012.10.30.]

71条（ユーザー登録の変更及び撤回） 70条1項によりユーザー登録をした者は、電子供託システムに接続して、ユーザー登録の変更又は撤回の旨を入力することにより、ユーザー登録を変更又は撤回することができる。ただし、既に電子供託システムを利用して行われた申請が係属している場合には、その申請の処理が終了した後にのみ、ユーザー登録を撤回することができる。
[本条新設 2012.10.30.]

72条（ユーザー登録の抹消等） ①法院行政処長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、登録ユーザーの使用を停止し、又はユーザー登録を抹消することができる。

1. 登録ユーザーの同一性が認められない場合
2. ユーザー登録を申請し、又はユーザー情報を変更したとき、虚偽の内容を入力し

た場合

3. 他の登録ユーザーの使用を妨害し、又はその情報を盗用するなど電子供託システムを利用した供託業務の進行に支障を与えた場合

4. 故意又は重大な過失により、電子供託システムに障害を起こした場合

5. その他上記各号に準ずる場合であつて、大法院例規で定める事由がある場合

②法院行政処長は、1項各号のいずれかに該当するかどうかを決定するために必要であると認める場合には、当事者・利害関係人の申請により又は職権で、当該登録ユーザーの使用を一時的に停止することができる。この場合、法院行政処長は、登録ユーザーに適当な方法でその事実を通知するものとする。

③法院行政処長は、1項によりユーザー登録を抹消する前に、当該登録ユーザーに事前にその事由を通知し、疎明する機会を与える。

④登録ユーザーが電子供託システムを最後に利用した日から5年が経過すると、ユーザー登録は効力を喪失する。

[本条新設 2012.10.30.]

73条（電子文書の作成・提出） ①登録ユーザーの電子文書の提出は、電子供託システムで要求する事項を穴埋め方式で入力した後、残りの事項を該当欄に直接入力するか、電子文書を登載する方式とする。

②登録ユーザーが提出する電子文書には、大法院例規で定める電子署名をしなければならない。

③共同の利害関係を持つ複数の当事者又は代理人が、共同で供託・還付・取戻しなどを申請する場合には、次の各号のいずれかの方法に応じて、共同名義でされた1つの電子文書を提出することができる。

1. 当該電子文書に共同名義者全員が公認電子署名をして提出する方法

2. 当該電子文書を提出する登録ユーザーが、他の共同名義者全員の署名又は捺印が行われた確認書を電子文書に変換して一緒に提出する方法（供託金を還付又は取り戻す場合は、除く）

④2項及び3項の電子署名は、供託に適用又は準用される法令で定めた署名又は記名捺印とみなす。

⑤1項の場合、22条及び35条は適用しない。

⑥1項の場合、20条1項、30条2項、32条1項、53条2項、59条4項にかかわら

ず、1つの電子文書で提出することができる。

[本条新設 2012.10.30.]

74 条（電子文書のファイル形式） ① 法院行政処長は、電子供託システムを利用して提出することができる電子文書のファイル形式、構成方式その他の事項を指定して、電子供託ホームページに公告するものとする。

② 1項により指定されたファイル形式を使用していない電子文書は、やむを得ない事情を疎明しない限り、電子供託システムを利用して提出することができない。

③ 電子文書は、電子供託システムで要求する方式に応じて、それぞれ個別のファイルに分けて提出し、これを合わせて1つのファイルで提出してはならない。

[本条新設 2012.10.30.]

75 条（電子申請の受付時期） 電子文書による申請は、その申請情報が電子供託システムに貯蔵された時に、受け付けられたものとみなす。[本条新設 2012.10.30.]

76 条（訂正申請等） 電子供託システムによる供託事件における訂正申請又は補正は、電子供託システムを利用してしなければならない。[本条新設 2012.10.30.]

77 条（電子申請事件の修理等） ① 電子供託システムによる供託事件について供託官が修理、認可等の処分をする場合には、その電子文書に修理、認可等の旨を記載し、「法院行政電子署名認証業務に関する規則」2条2項により設置された法院行政電子署名認証管理センターで発行した行政電子署名認証書による司法電子署名をするものとする。

② 供託官は、申請人に1項の処分の結果を大法院例規で定める方法により告知する。

[本条新設 2012.10.30.]

78 条（電子申請事件の供託金納入） ① 電子供託システムを利用して供託をした場合、供託官は、供託物保管者に仮想口座番号を要求し、その口座に供託金を納めさせる。

② 1項の供託金が納入された場合、供託物保管者は供託官に、供託金が納入された事実を送信する。

③ 2項の送信を受けた供託官は、供託書に供託金が納入された旨を電子的に確認する。

④ 供託金を納入した供託者は、電子供託シ

ステムに接続して、供託書を出力しなければならない。

[本条新設 2012.10.30.]

79 条（電子文書による供託金還付・取戻請求の特例） ① 電子文書によって供託金の還付又は取戻しを請求する場合、37条1項及び2項の印鑑証明書は添付しない。

② 弁護士会員又は司法書士会員が電子文書によって供託金の還付又は取戻しを請求する場合には、請求人の電子署名も一緒に提出しなければならない。

③ 電子文書による供託金の還付又は取戻請求に応じて、供託金を預金口座に振り込んで支払う場合は、その預金口座は、請求人本人の預金口座でなければならない。

[本条新設 2012.10.30.]

附則

この規則は、2015年1月22日より施行する。

参考資料 3

供託金の利息に関する規則（試訳）

[施行 2013.9.1][大法院規則第 2485 号、
2013.8.30. 全部改正]

1 条（目的） この規則は、供託法第 6 条により、供託金の利子（利息）を定めることをその目的とする。

2 条（利子） 供託金の利子は、年 1 千分の 5（5/1000）とする。

付則

この規則は、2013 年 9 月 1 日より施行する。

禁無断転載

平成 26 年度法務省委託
供託制度に関する外国法制等の調査研究業務報告書

平成 27 年 3 月

委託先：一般財団法人 比較法研究センター
〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町 93
京都リサーチパーク 4 号館
URL: <http://www.kelc.or.jp/>

お問合せ先： 法務省民事局商事課供託係